

原子力事業者防災業務計画作成（修正）届出書

平成28年 6月8日

原子力規制委員会 殿

届出者

住所 神奈川県横須賀市内川二丁目3番1号

氏名 株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン

代表取締役 島 潤二

(担当者 環境安全部 電話

別添のとおり、原子力事業者防災業務計画作成（修正）したので、原子力災害対策特別措置法第7条第3項の規定に基づき届け出ます。

原子力事業所の名称及び場所	株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン 神奈川県横須賀市内川二丁目3番1号
当該事業所に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき受けた指定、許可又は承認の種別とその年月日	核燃料物質加工事業許可 昭和43年 8月 30日
原子力事業者防災業務計画作成（修正）年月日	平成28年 7月 1日
協議した都道府県知事及び市町村長	神奈川県知事： 黒岩 祐治 殿 横須賀市長： 吉田 雄人 殿
予定される要旨の公表の方法	ホームページにて公表する

備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 協議が調っていない場合には、「協議した都道府県知事及び市町村長」の欄にその旨を記載するものとする。

3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

原子力事業者防災業務計画

平成28年7月

株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン

目 次

第1章 総則	1
第1節 原子力事業者防災業務計画の目的	1
第2節 定義	1
1. 用語の意義	1
第3節 原子力事業者防災業務計画の基本構想	3
1. 諸施策	4
第4節 原子力事業者防災業務計画の修正	4
1. 計画の修正	4
第2章 原子力災害予防対策の実施	6
第1節 防災体制	6
1. 緊急時態勢の区分	6
2. 原子力防災組織	6
3. 原子力防災管理者・副原子力防災管理者の職務	7
第2節 原子力防災組織の運営	8
1. 通報連絡体制及び情報連絡体制	8
2. 緊急時態勢の発令及び解除	9
3. 権限の行使	10
第3節 放射線測定設備及び原子力防災資機材の整備	10
1. 敷地境界付近の放射線測定設備の設置及び検査等	10
2. 原子力防災資機材の整備	11
3. その他の防災資機材	11
第4節 原子力災害対策活動で使用する資料の整備	12
1. 当事業所に備え付ける資料	12
2. 緊急事態応急対策等拠点施設に備え付ける資料	12
3. オフサイトセンター（事業者ブース）に備え付ける資料	12
4. 原子力規制庁緊急時対応センター（事業者ブース）に備え付ける資料	12
第5節 原子力災害対策活動で使用する施設及び設備の整備・点検	12

1. 防災本部室	1 2
2. 避難場所	1 3
3. 気象観測設備	1 3
4. 放送装置	1 3
第6節 防災教育の実施	1 3
第7節 防災訓練の実施	1 4
1. 当事業所における訓練	1 4
2. 国又は地方公共団体が主催する訓練	1 4
第8節 関係機関との連携	1 5
1. 国との連携	1 5
2. 地方公共団体との連携	1 5
3. 地元防災関係機関等との連携	1 6
第9節 周辺住民に対する平常時の広報活動	1 6
第3章 第1次緊急事態発令時の措置	1 7
第1節 特定事象発見時の措置	1 7
1. 通報の実施	1 7
第2節 第1次緊急事態勢の発令	1 8
1. 緊急事態勢発令時の対応	1 8
2. 情報の収集と提供	1 8
3. 社外関係機関との連絡方法	1 9
4. 電話回線の確保	1 9
第3節 応急措置の実施	1 9
1. 警備及び避難誘導	1 9
2. 放射能影響範囲の推定	2 0
3. 緊急時医療	2 0
4. 消防活動	2 0
5. 汚染拡大の防止	2 0
6. 線量評価	2 1
7. 広報活動	2 1

8.	応急復旧	2 1
9.	原子力災害の発生又は拡大の防止を図るための措置	2 1
1 0.	資機材の調達及び輸送	2 2
1 1.	事業所外運搬に係る事象の発生における措置	2 2
1 2.	応急措置の実施報告	2 2
1 3.	原子力防災要員の派遣等	2 3
第 4 節	第 1 次緊急時態勢の解除	2 4
第 4 章	第 2 次緊急時態勢の措置	2 5
第 1 節	第 2 次緊急時態勢の発令	2 5
第 2 節	緊急事態応急対策等の実施	2 5
1.	原子力災害合同対策協議会等との連絡報告	2 5
2.	原子力規制庁緊急時対応センターへの派遣	2 5
3.	応急措置の継続実施	2 6
4.	事業所外運搬事故における対策	2 6
5.	当事業者以外の原子力事業者への応援要請	2 6
第 5 章	原子力災害事後対策の実施	2 7
第 1 節	当事業所の対策	2 7
1.	復旧対策	2 7
2.	被災者の相談窓口の設置	2 7
3.	緊急時態勢の解除	2 7
4.	原因究明と再発防止対策の実施	2 7
第 2 節	原子力防災要員の派遣等	2 8
1.	広報活動に関する事項	2 8
2.	環境放射線モニタリング、汚染検査及び汚染除去に関する事項	2 8
3.	原子力緊急事態解除宣言以降に開催される原子力災害合同対策協議会への参加	2 8
第 6 章	その他	2 9
第 1 節	他の原子力事業者への協力	2 9

第2節 「原子力災害時における原子力事業者間協力協定」に基づく協力.....	29
第3節 緊急時モニタリングへの協力.....	30

第1章 総則

第1節 原子力事業者防災業務計画の目的

この原子力事業者防災業務計画（以下「この計画」という。）は、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号、以下「法律」という。）第7条第1項の規定に基づき、株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン（以下「当事業所」という。）に係わる原子力災害の発生及び拡大の防止と復旧を図るために必要な、原子力災害予防対策、緊急事態応急対策、原子力災害事後対策及びその他の実施事項を定め、原子力災害対策の円滑かつ適切な遂行に資することを目的とする。

第2節 定義

1. 用語の意義

この計画において次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

(1) 原子力災害

原子力緊急事態により、公衆の生命、身体又は財産に生ずる被害をいう。

(2) 原子力緊急事態

加工施設の運転等により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所の敷地外（但し、原子力事業所の外における放射性物質の運搬（以下「事業所外運搬」という。）の場合にあっては当該運搬に使用する容器外）へ放出された事態をいう。

(3) 原子力災害予防対策

原子力災害の発生を未然に防止するため実施すべき対策（原子力災害が発生した際に必要となる防災体制及び資機材の整備等の対策を含む。）をいう。

(4) 緊急事態応急対策

法律第15条第2項の規定に基づく原子力緊急事態宣言があったときから同条第4項の規定に基づく原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るため実施すべき応急の対策をいう。

(5) 原子力災害事後対策

原子力緊急事態解除宣言があった時以後において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止又は原子力災害の復旧を図るため実施すべき対策（原子力事業者が原子力損害の賠償に関する法律の規定に基づき同法律第2条第2項に規定する原子力損害を賠償することを除く。）をいう。

(6) 原子力事業者

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)第13条第1項の規定に基づく加工の事業の許可を受けた者、その他、法律第2条第3号に規定する者をいう。

(7) 原子力事業所

加工施設の運転等を行う工場又は事業所及び法律第2条第4号に規定する工場又は事業所をいう。

(8) 指定行政機関

災害対策基本法第2条第3号に規定する指定行政機関をいう。

(9) 指定地方行政機関

災害対策基本法第2条第4号に規定する指定地方行政機関をいう。

(10) 核燃料物質等

核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含む）をいう。

(11) 加工施設の運転等

原子力損害の賠償に関する法律施行令（昭和37年政令第44号）第1条に規定する核燃料物質の加工及び核燃料物質の使用並びにこれらに付随して行う核燃料物質等の運搬又は貯蔵等をいう。

(12) 緊急時態勢

原子力災害が発生するおそれがある場合、又は発生した場合であって当事業所の平常組織をもってしては、事故原因の除去、原子力災害の拡大防止等のための活動を迅速かつ円滑に行うことが困難な事態に対するための態勢をいう。

(13) 原子力災害対策活動

緊急時態勢発令時に原子力災害の発生又は拡大を防止し、若しくは原子力災害の復旧を図るために実施する活動をいう。

(14) 原子力防災組織

法律第8条第1項の規定に基づき当事業所に設置され、原子力災害対策活動を行う組織をいう。

(15) 原子力防災要員

法律第8条第3項の規定に基づき原子力防災組織に置かれ、原子力災害対策活動を行う要員をいう。

(16) 原子力防災本部要員

原子力防災管理者、副原子力防災管理者及び原子力防災本部補佐要員をいう。

(17) 原子力防災管理者

法律第9条第1項の規定に基づき選任され、当事業所において原子力防災組織を統括する者をいう。

(18) 副原子力防災管理者

法律第9条第3項の規定に基づき選任され、原子力防災組織の統括について原子力防災管理者を補佐すると共に、法律第9条第4項の規定に基づき、原子力防災管理者が当事業所内に不在のときは原子力防災組織を統括する者をいう。

(19) 原子力防災本部補佐要員

原子力防災管理者に対して補佐及び助言を行う者をいう。

(20) 防護隊員

原子力防災管理者の指示のもと、原子力災害対策活動を支援する防護隊の構成員をいう。

(21) 原子力防災本部員

原子力防災本部要員、原子力防災要員及び防護隊員をいう。

(22) 特定事象

法律第10条第1項及び第15条第1項の規定に基づき、原子力災害対策特別措置法施行令（以下「政令」という。）第4条及び第6条で定められた事象をいう。

第3節 原子力事業者防災業務計画の基本構想

この計画では、原子力災害対策の遂行に資するため、次に掲げる諸施策について定めるものとし、原子力防災本部員は、平常時から、原子力災害対策活動等について理解しておくこと

ともに特定事象発生時には、この計画に従い、円滑かつ適切な原子力災害対策活動を遂行するものとする。

1. 諸施策

(1) 原子力災害予防対策の実施

周到かつ十分な予防対策として、事前の態勢整備、原子力防災資機材の整備、防災教育及び防災訓練等を行う。

(2) 緊急事態応急対策等の実施

迅速かつ円滑な応急対策として、特定事象発生時の通報、緊急時態勢の確立、情報の収集と伝達、応急措置の実施、緊急事態応急対策の実施及び関係機関への原子力防災要員派遣等を行う。

(3) 原子力災害事後対策の実施

適切かつ速やかな災害復旧対策として、原子力災害事後対策の実施、原子力災害地域復旧のための関係機関への原子力防災要員派遣等を行う。

第4節 原子力事業者防災業務計画の修正

当事業所は、毎年この計画に検討を加え、必要があると認められるときはこれを修正する。なお、当事業所は、検討の結果、修正の必要がない場合であってもその旨を原子力防災専門官、神奈川県知事及び横須賀市長に報告する。又、この計画を修正する場合には、次のとおりとする。

1. 計画の修正

(1) 当事業所は、この計画を修正しようとするときは、神奈川県地域防災計画及び横須賀市地域防災計画に抵触するものでないことを確認し、原子力防災専門官の指導及び助言を受ける。

(2) この計画を修正しようとするときは、あらかじめ神奈川県知事及び横須賀市長と協議しなければならない。この協議は、この計画を修正しようとする日の60日前までに、当事業所により神奈川県知事及び横須賀市長にこの計画の案を提出して行うものとする。この場合において、この計画を修正しようとする日を明らかにするものとする。

(3) この計画を修正した場合、当事業所より内閣総理大臣及び原子力規制委員会に速やか

に様式第1に定める届出書により届け出るとともに、その要旨を公表する。

- (4) 当事業所は、内閣総理大臣、原子力規制委員会、神奈川県知事及び横須賀市長から、この計画の作成又は修正に関する事項について報告を求められたときに報告できるよう、作成及び修正の履歴を保存しておく。

第2章 原子力災害予防対策の実施

第1節 防災体制

1. 緊急時態勢の区分

原子力災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に、事故原因の除去、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止その他必要な活動を迅速かつ円滑に行うため、次表に定める原子力災害の状況に応じて緊急時態勢を区分する。

表 緊急時態勢の区分

原子力災害の状況	緊急時態勢の区分
別表第1の事象が発生し、原子力防災管理者が法律第10条第1項に基づく通報を行ったときから、第2次緊急時態勢が発令されるまでの間、又は事象が収束し第1次緊急時態勢を取る必要がなくなったときまでの間	第1次緊急時態勢
別表第2の事象が発生し、その旨を関係箇所に報告するとき、又は内閣総理大臣が法律第15条第2項に基づく原子力緊急事態宣言を行ったときから、内閣総理大臣が同条第4項に基づく原子力緊急事態解除宣言を行ったときまでの間	第2次緊急時態勢

注) 法律第15条第4項の原子力緊急事態解除宣言が行われた後においても、原子力防災管理者の判断により緊急時態勢を継続することができる。

2. 原子力防災組織

当事業所は、当事業所に原子力防災組織を設置する。

(1) 当事業所原子力防災組織

- ① 当事業所の原子力防災組織は、原子力防災本部とよび、別図第1に定める業務分掌に基づき、原子力災害の発生又は拡大を防止するために必要な活動を行う。
- ② 原子力防災本部には、原子力防災本部員を置き、原子力防災本部員は、次に掲げる業

務を行う。

- a. 原子力防災管理者は、原子力防災組織の統括業務を行う。
- b. 副原子力防災管理者は、原子力防災管理者の補佐業務を行うと共に、原子力防災管理者が当事業所に不在のときは原子力防災組織の統括業務を行う。
- c. 原子力防災本部補佐要員は、原子力防災管理者の補佐及び助言業務を行う。
- d. 原子力防災要員は、別表第3に定める業務を行う。
- e. 防護隊員は、原子力災害対策活動の支援業務を行う。

(2) 原子力防災組織の届出、派遣要員、報告等について

- ① 社長は、原子力防災要員を置いた場合又は変更した場合、原子力規制委員会、神奈川県知事及び横須賀市長に様式第2の届出書により原子力防災要員を置いた日又は変更した日から7日以内に届け出る。
- ② 当事業所は、原子力防災要員のうち、派遣要員をあらかじめ定めておく。派遣要員は、次に掲げる職務を実施する。
 - a. 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長その他の執行機関の実施する緊急事態応急対策への協力
 - b. 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長その他の執行機関の実施する原子力災害事後対策への協力
 - c. 他の原子力事業者の原子力事業所に係る緊急事態応急対策への協力
- ③ 当事業所は、内閣総理大臣、原子力規制委員会、神奈川県知事及び横須賀市長から、原子力防災組織及び原子力防災要員の状況について報告を求められたときはこれを行う。
- ④ 社長は、原子力防災管理者又は副原子力防災管理者を選任又は解任した場合、原子力規制委員会、神奈川県知事及び横須賀市長に7日以内に様式第3の届出書により届け出る。

3. 原子力防災管理者・副原子力防災管理者の職務

(1) 原子力防災管理者の職務

原子力防災管理者は、社長とし、原子力防災組織を統括するとともに、次に掲げる職務を行う。

- ① 別表第1又は別表第2の事象の発生について報告を受け、又は自ら発見したときは、

直ちに別図第2に示す箇所へ通報し、緊急時態勢を発令する。

- ② 緊急時態勢を発令した場合、直ちに原子力防災本部員に対し、原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な応急措置を行わせるとともに、その概要を別図第3に示す箇所へ報告する。
- ③ 法律第11条第1項に定められた放射線測定設備を設置及び維持し、同条第2項に定められた放射線障害防護用器具、非常用通信機器その他の資材又は機材を備え付け、随時、保守点検する。
- ④ 内閣総理大臣、原子力規制委員会、神奈川県知事及び横須賀市長から、原子力防災管理者及び副原子力防災管理者の状況について報告を求められたときはこれを行う。
- ⑤ 原子力防災本部要員に対し定期的に原子力緊急事態に対処するための防災訓練及び防災教育を実施する。
- ⑥ 旅行又は疾病その他の事故のため長期に亘り不在となり、その職務を遂行できない場合、副原子力防災管理者である保安管理部長、製造部長、環境安全部長、品質保証部長、業務部長及び保安管理部担当課長の中からこの順位により原子力防災管理者の職務を代行させる。

(2) 副原子力防災管理者の職務

副原子力防災管理者は、次に掲げる職務を行う。

- ① 原子力防災組織の統括について原子力防災管理者を補佐する。
- ② 原子力防災管理者が不在の時には、その職務を代行する。
- ③ 副原子力防災管理者の順位は、保安管理部長、製造部長、環境安全部長、品質保証部長、業務部長及び保安管理部担当課長とし、上位の副原子力防災管理者が旅行又は疾病その他の事故のため長期に亘り不在又は原子力防災管理者の代行を行っている場合は、次の順位の副原子力防災管理者が職務を代行する。

第2節 原子力防災組織の運営

1. 通報連絡体制及び情報連絡体制

(1) 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報連絡体制

原子力防災管理者は、別表第1又は別表第2に該当する事象の発生について報告を受けたとき、又は自ら発見したときに際し、別図第2に定める通報連絡体制を整備してお

くものとする。

又、原子力防災管理者は、内閣総理大臣、原子力規制委員会、神奈川県知事及び横須賀市長から、法律第10条第1項の通報について報告を求められたときに、報告できるようにしておくものとする。

(2) 原子力災害対策特別措置法第10条第1項の通報後の情報連絡体制

① 原子力防災本部と社外関係機関との連絡体制

原子力防災管理者は、法律第10条第1項に基づく通報を行った後の社外関係機関への報告及び連絡については別図第3に定める連絡体制を整備しておくものとする。

② 社内の情報連絡体制

社内の情報連絡体制は、別図第4に定めるとおりとする。

2. 緊急時態勢の発令及び解除

(1) 緊急時態勢の発令

原子力防災管理者は、別表第1又は別表第2の事象が発生した場合、別図第5に定める連絡経路により緊急時態勢を発令する。

(2) 原子力防災本部員の非常召集

原子力防災管理者は、当事業所における緊急時態勢発令時（緊急時態勢発令が予想される場合を含む。）に所内放送及び緊急招集装置等を使用し、別図第5に定める連絡経路により、原子力防災本部員を当事業所の防災本部室等に非常召集する。なお、原子力防災管理者は、あらかじめ原子力防災本部員の連絡先を記載した名簿を作成・整備しておく。

(3) 原子力防災本部の立上げ

- ① 原子力防災管理者は、緊急時態勢が発令された場合、速やかに、当事業所の防災本部室で原子力防災本部の活動を開始する。
- ② 原子力防災本部は、別図第1に示す組織で構成する。
- ③ 原子力防災管理者は、原子力防災本部本部長としてその職務を遂行する。

(4) 緊急時態勢の区分の変更

原子力防災管理者は、緊急時態勢の区分を変更したときには、原子力防災本部員にその旨を周知する。

(5) 緊急時態勢の解除

原子力防災管理者は、次に掲げる状態となった場合、関係機関と協議し緊急時態勢を解除する。

- ① 法律第15条第2項に基づく原子力緊急事態宣言が発令されていたが、その後同条第4項に基づく内閣総理大臣による原子力緊急事態解除宣言が行われた場合
 - ② 法律第15条第2項に基づく原子力緊急事態宣言の発令に至らず、原子力災害の原因の除去及び被害範囲の拡大防止の措置を行い、事象が収束した場合
- 原子力防災管理者は、緊急時態勢を解除したときは、原子力防災本部の活動を終了し原子力防災本部員を解散する。

3. 権限の行使

- (1) 緊急時態勢が発令された場合、当事業所の原子力災害対策活動に関する一切の業務は、原子力防災本部のもとで行う。
- (2) 原子力防災管理者は、緊急時態勢を発令した場合、原子力防災本部本部長として、職務上の権限を行使して積極的に原子力災害対策活動を行う。

第3節 放射線測定設備及び原子力防災資機材の整備

1. 敷地境界付近の放射線測定設備の設置及び検査等

原子力防災管理者は、法律第11条第1項に基づく放射線測定設備（以下「モニタリングポスト」という。）を別図第6に定めるとおり整備し、次に掲げる検査等を実施する。

- (1) モニタリングポストの検出部、表示及び記録装置その他の主たる構成要素の外観において放射線量の適正な検出を妨げるおそれのある損傷がない状態とする。
- (2) モニタリングポストを設置している地形の変化その他の周辺環境の変化により、放射線量の適正な検出に支障を生ずるおそれのある状態とならないようにする。
- (3) 毎年1回以上定期的にモニタリングポストの較正を行う。
- (4) モニタリングポストが故障(モニタリングポスト変更工事を含む)等により監視不能となった場合、速やかに修理するとともに別表第4に定める代替手段を講ずる。代替手段を講じた場合は、原子力防災専門官、神奈川県安全防災局安全防災部危機管理対策課及び横須賀市市民安全部危機管理課に発生日と復旧予定日を連絡する。但し、7日以上修

理期間が必要な場合は、修理工事工程を合わせて連絡する。

- (5) 社長は、モニタリングポストを新たに設置したとき又は変更したときは、内閣総理大臣、原子力規制委員会、神奈川県知事及び横須賀市長に7日以内に様式第4に定める届出書により届け出る。
- (6) モニタリングポストを新たに設置したとき又は変更したときは、法律第11条第5項の検査を受けるため、(5)の現況届と併せて、様式第11に定める申請書により原子力規制委員会に申請する。
- (7) モニタリングポストにより測定した放射線量を記録計により記録し、1年間保存する。
又、モニタリングポストにより測定した放射線量を各種の手段により公表する。
- (8) 内閣総理大臣、原子力規制委員会、神奈川県知事及び横須賀市長から、モニタリングポストの状況、若しくはモニタリングポストにより検出された放射線量の数値の記録又は公表に関する事項について報告を求められたときはこれを行う。

2. 原子力防災資機材の整備

原子力防災管理者は、法律第11条第2項に規定される原子力防災資機材に関して次に掲げる措置を講ずる。

- (1) 別表第5に定める原子力防災資機材を確保するとともに、定期的に保守点検を行う。
- (2) 原子力防災資機材に不具合が認められた場合、速やかに修理するかあるいは、代替品を補充することにより必要数量を確保する。
- (3) 社長は、原子力防災資機材を備え付けたときは、内閣総理大臣、原子力規制委員会、神奈川県知事及び横須賀市長に7日以内に様式第5に定める届出書により届け出る。
又、毎年9月30日現在における備え付けの現況を翌月7日までに同様式の届出書により届け出る。
- (4) 内閣総理大臣、原子力規制委員会、神奈川県知事及び横須賀市長から、原子力防災資機材の状況について報告を求められたときはこれを行う。

3. その他の防災資機材

- (1) 原子力防災管理者は、別表第6に示すその他の防災資機材に関し、必要な数量を確保するとともに定期的に保守点検を行う。
- (2) その他の防災資機材に不具合が認められた場合、速やかに修理するかあるいは、代

替品を補充することにより必要数量を確保する。

第4節 原子力災害対策活動で使用する資料の整備

1. 当事業所に備え付ける資料

原子力防災管理者は、別表第7に定める原子力災害対策活動で使用する資料を、当事業所防災本部室に備え付ける。又、原子力防災管理者は、これらの資料について定期的に見直しを行う。

2. 緊急事態応急対策等拠点施設に備え付ける資料

社長は、別表第7に定める資料を緊急事態応急対策等拠点施設（以下「オフサイトセンター」という。）に備え付けるため、内閣総理大臣に提出する。なお、原子力防災管理者は、これらの資料について定期的に見直しを行う。

3. オフサイトセンター（事業者ブース）に備え付ける資料

原子力防災管理者は、オフサイトセンター事業者ブースにおいて使用する資料を、別表7のとおり備え付ける。また、これらの資料について定期的に見直しを行う。なお、オフサイトセンター事業者ブースに備え付ける資料には、内閣総理大臣に提出する資料を含めることとする。

4. 原子力規制庁緊急時対応センター（事業者ブース）に備え付ける資料

原子力防災管理者は、原子力規制庁緊急時対応センター事業者ブースにおいて使用する資料を、別表7のとおり備え付ける。また、これらの資料について定期的に見直しを行う。

第5節 原子力災害対策活動で使用する施設及び設備の整備・点検

1. 防災本部室

原子力防災管理者は、防災本部室を常に使用可能な状態に整備する。

2. 避難場所

原子力防災管理者は、別図第7に定める避難場所のそれぞれの場所に立て看板等により、その場所が避難場所であることを掲示する。又、原子力防災管理者は、避難場所を指定又は変更したときは、関係者に周知する。

3. 気象観測設備

(1) 原子力防災管理者は、別図第8に示す場所に気象観測設備を常に使用可能な状態に整備する。又、原子力防災管理者は、気象観測設備に不具合が認められた場合、速やかに修理するか予備機と交換する。

(2) 環境安全部長は、気象観測データを10年間保存する。

4. 放送装置

原子力防災管理者は、当事業所における所内放送装置を常に使用可能な状態に整備する。又、原子力防災管理者は、所内放送装置に不具合が認められた場合、速やかに修理する。

第6節 防災教育の実施

原子力防災管理者は、原子力防災要員等に対し、原子力災害に関する知識及び技能を習得し、原子力災害対策活動の円滑な実施に資するため、次に掲げる項目について年1回以上教育を実施する。

また、防災教育実施後に評価を行い、課題等を明らかにするとともに、必要に応じて教育内容の見直しを行う。

1. 原子力防災組織及び活動に関する知識
2. 当事業所の施設又は設備（放射性物質の運搬容器等を含む）に関する知識
3. 放射線防護に関する知識
4. 臨界安全管理に関する知識
5. 放射線及び放射性物質の測定方法並びに機器を含む原子力防災対策上の諸設備に関する知識

第7節 防災訓練の実施

1. 当事業所における訓練

原子力防災管理者は、原子力災害発生時に原子力防災組織があらかじめ定められた機能を有効に発揮できるようにするため、次に掲げる項目を含め年1回以上訓練を実施する。

(1) 原子力防災管理者は、原子力災害発生時に原子力防災組織があらかじめ定められた機能を有効に発揮できるようにするため、個別訓練を含めた総合訓練を、政令第6条第4項に規定する事象又はその他の事象による原子力災害(以下「重大事故等」という。)を想定して年1回以上実施する。必要に応じ総合訓練とは別に個別訓練を実施する。

① 総合訓練

② 個別訓練

a. 通報訓練

b. 除染作業等の訓練

c. モニタリング訓練

d. 避難誘導訓練

e. その他の訓練

(2) 原子力防災管理者は、重大事故等を想定した訓練の計画について、原子力防災専門官の指導および助言を受ける。

(3) 原子力防災管理者は、総合訓練実施後に評価を行い、課題等を明らかにするとともに、必要に応じてこの計画(本防災業務計画)の見直しを行う。

(4) 社長は、重大事故等を想定した訓練を実施した場合、その結果を様式第14に定める報告書により原子力規制委員会に報告するとともに、その要旨を公表する。

2. 国又は地方公共団体が主催する訓練

原子力防災管理者は、国又は地方公共団体が主催する原子力防災訓練における訓練計画の策定に参画し、訓練内容に応じて原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な措置の実施を模擬して訓練に参加する。

第8節 関係機関との連携

原子力防災管理者は、関係機関と相互に連携を取りながら、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策を進めるために、次の項目に掲げるとおり相互連携を図るものとする。

1. 国との連携

- (1) 国の機関（原子力規制庁及びその他関係省庁）とは平常時から協調し、防災情報の収集及び提供等の相互連携を図る。
- (2) 内閣総理大臣、原子力規制委員会又は国土交通大臣から法律第31条に基づく業務の報告を求められた場合、その業務について報告を行う。
- (3) 内閣総理大臣、原子力規制委員会又は国土交通大臣から法律第32条第1項に基づく当事業所の立ち入り検査を求められた場合、その立ち入り検査について対応を行う。
- (4) 原子力防災専門官からこの計画の修正及び原子力防災組織の設置その他原子力災害予防対策に関する指導及び助言があった場合、速やかにその対応を行う。
又、原子力防災専門官と協調し、防災情報の収集及び提供等相互連携を図る。
- (5) 原子力規制委員会又は国土交通大臣から炉規法第64条第3項に基づく危険時の措置について命令があった場合は、速やかにその対応を行う。
- (6) 加工施設に原子力災害に係る異常が発生し、又はそのおそれがある場合（「特定事象」を除く）、速やかに様式第6に定められた項目に準じた必要事項をファクシミリ装置その他のなるべく早く到達する通信手段（以下「ファクシミリ装置等」という。）を用いて原子力規制委員会に送信する。又、必要な情報の収集及び提供等、原子力規制委員会と相互の連携を図り、特定事象への進展を防止する。

2. 地方公共団体との連携

- (1) 地方公共団体（神奈川県及び横須賀市）とは平常時から協調し、防災情報の収集及び提供等の相互連携を図る。
- (2) 地方防災会議等が開催される場合、参加要請に基づきこれに参加し密接な連携を保つ。
- (3) 神奈川県知事及び横須賀市長から法律第31条に基づく業務の報告を求められた場合、その業務についての報告を行う。

- (4) 神奈川県知事及び横須賀市長から法律第32条第1項に基づく当事業所の立ち入り検査を求められた場合、その立ち入り検査についての対応を行う。
- (5) 加工施設に原子力災害に係る異常が発生し、又はそのおそれがある場合（「特定事象」を除く）で、原子力規制委員会に連絡をおこなった時は、原子力規制委員会に連絡した内容を神奈川県及び横須賀市へ連絡する。

3. 地元防災関係機関等との連携

地元防災関係機関等（横須賀市消防局、浦賀警察署、横須賀海上保安部及びその他関係機関）とは平常時から協調し、防災情報の収集及び提供等の相互連携を図る。

第9節 周辺住民に対する平常時の広報活動

原子力防災管理者は、平常時より、当事業所の周辺住民に対し、国、地方公共団体と協調して次に掲げる内容について、正しい知識の普及・啓発を行うものとする。

1. 放射性物質及び放射線の特性
2. 原子力事業所の概要
3. 原子力災害とその特殊性
4. 原子力災害発生時における防災対策の内容

第3章 第1次緊急時態勢発令時の措置

第1節 特定事象発見時の措置

1. 通報の実施

- (1) 原子力防災管理者は、別表第1の事業所内での事象の発生について報告を受け、又は自ら発見したときは、直ちに、様式第6に定められた通報様式に必要事項を記入し、別図第2に定める通報経路により、内閣総理大臣、原子力規制委員会、神奈川県知事、横須賀市長、原子力防災専門官及び関係機関にファクシミリ装置等を用いて一斉に送信する。さらに、送信先の内閣総理大臣、原子力規制委員会、神奈川県安全防災局、横須賀市消防局及び横須賀原子力規制事務所 原子力防災専門官に対してその着信を確認する。
- (2) 原子力防災管理者は、別表第1に定める事業所外の事象のうち、当事業所が輸送物の安全について責任を有する事業所外運搬（新燃料、六フッ化ウラン及び酸化ウラン粉末等）の場合にあっては、様式第8に定められた通報様式に必要事項を記入し、別図第2に定める通報経路により、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事、市町村長、原子力防災専門官及び関係機関にファクシミリ装置等を用いて一斉に送信する。さらに、送信先の内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通省、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長、及び横須賀原子力規制事務所 原子力防災専門官に対してはその着信を確認する。
- (3) ファクシミリ装置等を用いて一斉に送信することができない場合の通報は、様式第6又は様式第8に定められた事項について行うものとし、又、通報の方法はなるべく早く到達する手段を用いて連絡するものとし、連絡を受けた旨を直ちに連絡先に対し確認する。
- (4) 原子力防災管理者は、法律第10条第1項に基づく通報を行った旨を内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣（事業所外運搬の場合）、神奈川県知事及び横須賀市長と連絡を取りつつ、報道機関へ発表する。
- (5) 原子力防災管理者は、社外への通報および報告を行った場合、その内容を記録として保存する。

第2節 第1次緊急時態勢の発令

1. 緊急時態勢発令時の対応

- (1) 原子力防災管理者は、前項の事象の発生について報告を受け、又は自ら発見したときは、この計画第2章第1節1.「緊急時態勢の区分」に基づき、直ちに第1次緊急時態勢を発令する。
- (2) 原子力防災管理者は、第1次緊急時態勢発令後、原子力防災本部員を非常召集する。
- (3) 原子力防災管理者は、原子力防災本部を立上げ、活動を開始する。
- (4) 原子力防災管理者は、第1次緊急時態勢を発令した場合、オフサイトセンター等の関係機関と連携し、全社で緊急事態応急対策に取り組むものとする。

2. 情報の収集と提供

- (1) 原子力防災要員の各担当等は、事故状況の把握を行うため、速やかに次に掲げる事項を調査し、事故及び被害状況等を迅速かつ的確に収集し、原子力防災管理者に報告する。
 - ① 事故の発生時刻及び場所
 - ② 事故原因、状況及び事故の拡大防止措置
 - ③ 被ばく及び障害等人身災害にかかわる状況
 - ④ 事業所内における放射線量率並びに放射性物質濃度の測定結果
 - ⑤ 放出放射性物質の量、種類、放出場所及び放出状況の推移等の状況
 - ⑥ 気象状況
 - ⑦ 収束の見通し
 - ⑧ その他必要と認める事項
- (2) 原子力防災要員の情報・連絡班は、上記の情報を定期的に収集し、その内容を様式第7又は様式第9に記載し、原子力防災管理者に報告後、別図第3に定める連絡箇所にファクシミリ装置等を用いて一斉に送信する。さらに、送信先に対してその着信を確認する。

なお、ファクシミリ装置等を用いて一斉送信することができない場合の通報は、様式第7又は様式第9に定められた事項について行うものとし、又、通報の方法はなるべく早く到達する手段を用いて連絡するものとし、連絡を受けた旨を直ちに連絡先に

対し確認する。

- (3) 原子力防災管理者は、社外への通報および報告を行った場合、その内容を記録として保存する。

3. 社外関係機関との連絡方法

原子力防災管理者は、別図第3の連絡経路により社外関係機関に連絡を行う。

4. 電話回線の確保

原子力防災本部本部長は、必要と認めたときは、通話制限その他必要な措置を講じ、緊急事態応急対策実施のために必要となる電話回線の確保に努めるものとする。

第3節 応急措置の実施

1. 警備及び避難誘導

原子力防災要員の警備・誘導班は、各班と協力して次に掲げる措置を講じる。

(1) 避難場所等の指定

当事業所内の事象に係る緊急時態勢が発令された場合、当事業所敷地内の原子力災害対策活動に従事しない者及び来訪者等（以下「避難者」という。）に対する避難場所及び避難経路等の必要な事項を指定する。

(2) 避難の周知

避難者に対して所内放送等により指定する避難場所への避難及び避難の際の安全措置を周知させる。

(3) 当事業所敷地外への避難

避難者を当事業所敷地外へ避難させる必要がある場合、当事業所敷地外へ避難させる。なお、原子力防災要員の情報・連絡班は、その旨を直ちに神奈川県知事、横須賀市長、原子力防災専門官及び各関係機関に連絡する。

(4) 当事業所への入域制限

当事業所敷地内への入域を制限するとともに、原子力災害対策活動に関係のない車両の使用を禁止する。

2. 放射能影響範囲の推定

原子力防災要員の放射線管理班は、当事業所内及び当事業所敷地周辺の放射線量率並びに放射性物質濃度の測定を行うと共に、放射線監視データ、気象観測データ及び緊急時環境モニタリングデータ等から放射線量等の影響範囲を推定する。

3. 緊急時医療

原子力防災要員の救護班は、各班と協力して次に掲げる措置を講ずる。

(1) 救助活動

負傷者及び放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者（以下「負傷者等」という。）がいる場合、負傷者等を放射線による影響の少ない場所に速やかに救出する。

(2) 医療活動

負傷者等について可能な限りの応急措置及び除染等の措置を講ずるとともに、外部の病院及び放射線医学総合研究所への搬送及び治療の依頼等の必要な措置を講じる。

(3) 二次災害防止に関する措置

医療機関へ負傷者等の搬送及び治療の依頼を行う時並びに救急隊到着時に、事故の概要及び負傷者等の放射性物質による汚染の状況等の被ばく防止のために必要な情報を救急隊員等に伝達すると共に放射線管理要員が同行する。

4. 消防活動

防護隊隊長は、速やかに火災の状況を把握し、安全を確保しつつ、消防機関と協力して迅速に消火活動を行う。

5. 汚染拡大の防止

原子力防災要員の警備・誘導班は、不必要な被ばくを防止するため、関係者以外の者の立入りを禁止する区域を設定し、標識等により明示するとともに、必要に応じ所内放送等により当事業所構内にいる者に周知する。

又、原子力防災要員の放射線管理班及び除染班は、放射性物質による予期しない汚染が確認された場合、速やかにその拡大の防止及び除去に努める。

6. 線量評価

原子力防災要員の放射線管理班及び除染班は、避難者及び原子力災害対策活動に従事している要員の線量評価を行うとともに、放射性物質による汚染が確認された場合、速やかにその拡大の防止及び除去に努める。

7. 広報活動

- (1) 原子力防災要員の広報班は、報道機関が当事業所に取材来訪した場合、その状況に応じて当事業所に広報場所（当事業所内が使用できないと判断した場合は、別に指定する場所）を開設し、広報活動を行う。
- (2) オフサイトセンターの運営が開始された場合、必要に応じてオフサイトセンター近傍の指定場所で広報活動を行う。
- (3) 原子力防災要員の広報班は、当事業所の状況、応急措置の概要等の公表する内容をとりまとめ、別図第9に示す伝達経路に基づき関係箇所に連絡する。

8. 応急復旧

(1) 施設及び設備の整備並びに点検

原子力防災要員の技術班及び工務班は、警報盤の計器等による監視及び可能な範囲における巡視点検の実施により、当事業所設備の状況及び機器の作動状況等を把握する。

(2) 応急の復旧対策

原子力防災本部本部長は、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るため、応急復旧計画を策定する。原子力防災要員の技術班は、応急復旧計画に基づき復旧対策を実施する。

9. 原子力災害の発生又は拡大の防止を図るための措置

原子力防災要員の関係する各班は、事故状況の把握、事故の拡大防止及び被害の拡大に関する推定を行い、原子力災害の発生又は拡大の防止を図るため次に掲げる事項について措置を検討し、実施するものとする。

- (1) 事故の拡大のおそれがある場合には、事故拡大防止に関する措置を検討し、措置を講ずる。
- (2) その他の施設については、事故発生施設からの影響を考慮し、運転継続の可否を検討するとともに、必要な点検及び操作を実施して、保安維持を行う。

(3) 環境への放射性物質の放出状況及び気象状況等から、事故による周辺環境への影響を予測する。

10. 資機材の調達及び輸送

原子力防災要員の資材班は、原子力防災資機材及びその他原子力災害対策活動に必要な資機材を調達するとともに、資機材の輸送を行う。

11. 事業所外運搬に係る事象の発生における措置

原子力防災本部本部長は、事業所外運搬に係る事象が発生した場合、直ちに現場へ必要な要員を派遣し、運搬を委託された者、最寄りの消防機関、警察機関及び海上保安部署と協力して、事象の状況を踏まえ次に掲げる措置を実施し、原子力災害の発生の防止を図る。

- (1) 放射線障害を受けた者の救出、避難等の措置
- (2) 消火、延焼防止の措置
- (3) 運搬に従事する者や付近にいる者の退避
- (4) 立入制限区域の設定
- (5) 核燃料物質等の安全な場所への移動
- (6) モニタリングの実施
- (7) 核燃料物質等による汚染、漏えいの拡大の防止及び汚染の除去
- (8) その他放射線障害の防止のために必要な措置

12. 応急措置の実施報告

原子力防災要員の情報・連絡班は、本節の各項に掲げる応急措置を実施した場合、様式第12に定める報告様式にその概要を記入し、別図第3に定める連絡経路により、内閣総理大臣、原子力規制委員会、神奈川県知事、横須賀市長、原子力防災専門官及び各関係機関にファクシミリ装置等を用いて一斉に送信する。

さらに、内閣総理大臣、原子力規制委員会、神奈川県安全防災局、横須賀市消防局及び横須賀原子力規制事務所 原子力防災専門官に対してその着信を確認する。

但し、原子力防災要員の情報・連絡班責任者は、事業所外運搬に係る事象の発生の場合にあつては、応急措置を実施した場合、様式第13に定める報告様式にその概要を記入し、

別図第3に定める連絡経路により、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長、原子力防災専門官及び各関係機関にファクシミリ装置等を用いて一斉に送信する。さらに、送信先の内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通省、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長、及び横須賀原子力規制事務所 原子力防災専門官に対してはその着信を確認する。

なお、ファクシミリ装置等を用いて一斉に送信することができない場合の通報は、様式第12又は様式第13に定められた事項について行うものとし、又、通報の方法はなるべく早く到達する手段を用いて連絡するものとし、連絡を受けた旨を直ちに連絡先に対し確認する。

1.3. 原子力防災要員の派遣等

原子力防災本部本部長は、原子力防災専門官その他の国の関係機関から、オフサイトセンターの運営の準備に入る体制を取る旨の連絡を受けた場合、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに神奈川県知事、横須賀市長その他の執行機関の実施する次に掲げる緊急事態応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、別表第3及び別表第8に定める原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な措置を講じる。

なお、別表第3及び別表第8に定める防災要員の派遣者の他に、オフサイトセンター内に設置される原子力災害合同対策協議会（現地事故対策連絡会議を含む）の対応者として、副原子力防災管理者あるいは原子力防災本部要員のいずれか1名を派遣する。

(1) オフサイトセンターにおける業務に関する事項

- ① オフサイトセンターの設営準備支援
- ② 事業所とオフサイトセンターとの情報交換
- ③ 報道機関への情報提供
- ④ 緊急事態応急対策についての相互の協力及び調整
- ⑤ 原子力災害合同対策協議会（原子力災害合同対策協議会が開催されるまでは「現地事故対策連絡会議」に読み替える。以下同じ。）への参加等

(2) 環境放射線モニタリング、汚染検査及び汚染除去に関する事項

- ① 環境放射線モニタリング
- ② 身体又は衣類に付着している放射性物質の汚染の測定
- ③ 住民からの依頼による物品又は家屋等の放射性物質による汚染の測定
- ④ 放射性物質による汚染が確認されたものの除染

派遣された原子力防災要員は、原子力災害合同対策協議会の指示に基づき、必要な業務を行う。

又、原子力防災管理者が、他の原子力事業所の協力も必要と判断したときは、社長名にて他の原子力事業者に協力を要請する。

第4節 第1次緊急時態勢の解除

第1次緊急時態勢の解除は次のとおり行う。

- (1) 原子力防災管理者は、法律第15条第2項に基づく原子力緊急事態宣言の発令に至らず、原子力災害に至るおそれのある原因の除去及び被害範囲の拡大防止の措置を行い、事故が収束していると判断したときは、第1次緊急時態勢を解除する。
- (2) 原子力防災管理者は、事業所の第1次緊急時態勢を解除したときは、原子力防災本部内に周知するとともに、第1次緊急時態勢の解除を別図第3に従い関係機関に連絡する。
- (3) 原子力防災管理者は、社内に第1次緊急時態勢解除を連絡する。

第4章 第2次緊急時態勢の措置

第1節 第2次緊急時態勢の発令

- (1) 原子力防災管理者は、別表第2に定められた状態に至った場合、原子力防災要員の情報・連絡班を経由して、様式第10に所定の事項を記入して、直ちに別図第3に定められた箇所に報告する。
- (2) 原子力防災管理者は、この報告を行ったとき、あるいは内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を行ったときは、第2次緊急時態勢を発令する。
- (3) 原子力防災管理者は、別図第3に定める連絡経路に基づき、必要な箇所に第2次緊急時態勢を発令した旨を報告及び周知する。

第2節 緊急事態応急対策等の実施

1. 原子力災害合同対策協議会等との連絡報告

- (1) 原子力防災本部本部長は、オフサイトセンターの運営が開始された場合、オフサイトセンターに派遣されている原子力防災要員と連絡を密に取る。原子力防災本部本部長は、原子力災害合同対策協議会から当事業所に対して要請された事項に対応するとともに、原子力災害合同対策協議会に対して必要な意見を進言するものとする。
- (2) 原子力災害合同対策協議会に派遣された副原子力防災管理者あるいは原子力防災要員は、当事業所の原子力防災本部と連絡を密にし、原子力災害合同対策協議会の決定事項を指示・伝達するとともに、原子力災害合同対策協議会において必要な意見を述べる。
- (3) 原子力防災管理者は、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣（事業所外運搬の場合）、神奈川県知事及び横須賀市長から、原子力緊急事態の状況及び緊急事態応急対策の実施に関する事項について報告を求められたときはこれを行う。

2. 原子力規制庁緊急時対応センターへの派遣

- (1) 原子力防災本部本部長は、原子力規制庁緊急時対応センターの運営が開始された場合、副原子力防災管理者及び原子力防災要員を各1名指定し派遣する。

(2) 派遣された副原子力防災管理者及び原子力防災要員は、当事業所の原子力災害対策本部と連絡を密ににし、原子力規制庁緊急時対応センターの決定事項を指示・伝達するとともに、原子力規制庁緊急時対応センターにおいて必要な意見を述べる。

3. 応急措置の継続実施

原子力防災本部本部長は、この計画第3章第3節「応急措置の実施」に示す各措置を、緊急時態勢が解除されるまでの間、継続して実施する。

4. 事業所外運搬事故における対策

原子力防災本部本部長は、運搬を委託された者と協力し、発生現場に派遣された専門家による助言を踏まえつつ、原子力施設における原子力災害に準じた緊急事態応急対策を主体的に講じる。

5. 当事業所以外の原子力事業者への応援要請

原子力防災本部本部長は、当事業所以外の原子力事業者からの応援が必要なときは、社長名で当事業所以外の原子力事業者に応援を要請する。

第5章 原子力災害事後対策の実施

原子力防災管理者は、法律第15条第4項の規定による原子力緊急事態解除宣言があった時以降において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止又は原子力災害の復旧を図るため、原子力防災本部体制を継続して原子力災害事後対策を実施する。

第1節 当事業所の対策

1. 復旧対策

原子力防災本部本部長は、原子力災害事後対策を円滑に行うため、当事業所に係る次に掲げる事項について復旧計画を策定し、原子力規制委員会、神奈川県知事及び横須賀市長に提出し、当該計画に基づき速やかに復旧対策を実施する。

- (1) 損傷状況及び汚染状況の把握
- (2) 除染の実施
- (3) 損傷部の修理及び改造の実施
- (4) 放射性物質の追加放出の防止等

原子力防災管理者は、原子力規制委員会、神奈川県知事及び横須賀市長から、原子力災害事後対策の実施に関する事項について報告を求められたときはこれを行う。

2. 被災者の相談窓口の設置

原子力防災本部本部長は、原子力緊急事態解除宣言する前であっても、可能な限り速やかに被災者の健康診断、損害賠償請求等のため、相談窓口を設置する等、必要な体制を整備する。

3. 緊急時態勢の解除

原子力防災本部本部長は、緊急時態勢が解除された場合、その旨を別図第3及び別図第4に定める連絡経路により報告及び周知する。

4. 原因究明と再発防止対策の実施

原子力防災管理者は、原子力災害の発生した原因を究明し、必要な再発防止対策を講じ

る。

第2節 原子力防災要員の派遣等

原子力防災管理者は、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに神奈川県知事、横須賀市長その他の執行機関の実施する次に掲げる原子力災害事後対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、別表第9に定める原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な措置を講じる。

1. 広報活動に関する事項

- (1) 当事業所とオフサイトセンターとの情報交換
- (2) 報道機関への情報提供

2. 環境放射線モニタリング、汚染検査及び汚染除去に関する事項

- (1) 環境放射線モニタリング
- (2) 身体又は衣類に付着している放射性物質の汚染の測定
- (3) 住民からの依頼による物品又は家屋等の放射性物質による汚染の測定
- (4) 放射性物質による汚染が確認されたものの除染

派遣された原子力防災要員は、オフサイトセンターに設置される原子力災害合同対策協議会（原子力災害合同対策協議会が解散している場合は派遣先）の指示に基づき、必要な業務を行う。

3. 原子力緊急事態解除宣言以降に開催される原子力災害合同対策協議会への参加

原子力防災管理者は、副原子力防災管理者の中から指名した者を合同対策協議会の構成員として派遣する。派遣された構成員は、当事業所と連絡を密にし、原子力災害合同対策協議会の決定事項を指示・伝達するとともに、原子力災害合同対策協議会において必要な意見を述べる。

当事業所は、原子力災害合同対策協議会において出された要請事項等について、必要な対応を行う。

第6章 その他

第1節 他の原子力事業者への協力

他の原子力事業者の原子力事業所で原子力災害が発生した場合、原子力防災管理者は、当該事業者、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関の実施する緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、次に掲げる環境放射線モニタリング、周辺区域の汚染検査及び汚染除去に関する事項について要請内容に応じ、別表第10に定める原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な協力を行う。なお、派遣要員および原子力資機材等の輸送手段としては、車両を使用することとするが、道路等の状況により輸送が出来ない場合には必要な措置を講じる。

- (1) 環境放射線モニタリング
- (2) 身体又は衣類に付着している放射性物質の汚染の測定
- (3) 住民からの依頼による物品又は家屋等の放射性物質による汚染の測定
- (4) 放射性物質による汚染が確認されたものの除染

但し、事業所外運搬の場合にあっては、「他の原子力事業者の原子力事業所」を「他の原子力事業者が責任を有する事業所外運搬の輸送物」に読み替えて準用する。

第2節 「原子力災害時における原子力事業者間協力協定」に基づく協力

当事業所以外のウラン加工事業所で原子力災害が発生した場合、「原子力災害時における原子力事業者間協力協定」に基づき、当該事業所の緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策が円滑に実施できるよう、原子力防災要員派遣及び原子力防災資機材の貸与その他必要な協力を行う。なお、原子力防災要員派遣人数及び原子力防災資機材の貸与数等は、両事業者間で調整するものとする。

協力協定先

- (1) 三菱原子燃料株式会社
- (2) 原子燃料工業株式会社

第3節 緊急時モニタリングへの協力

(1) 原子力防災管理者は、原子力災害が発生した場合、放射性物質放出源の情報を国、地方公共団体に提供するとともに、施設周辺地域等の緊急時モニタリングに協力する。

(2) 原子力防災管理者は、国が設置する緊急時モニタリングセンターの立上げに協力する。

(3) 原子力防災管理者は、緊急時モニタリングセンターの指揮の下、緊急時モニタリングを実施する。

附 則

この計画は、平成28年7月1日から施行する。

原子力事業者防災業務計画別冊 (別表・別図・様式)

平成28年7月

株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン

別表・別図・様式リスト

II (別表)

別表第1	原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報基準	1
別表第2	原子力災害対策特別措置法第15条第1項の原子力緊急事態宣言発令の基準	9
別表第3	原子力防災要員の職務と配置	12
別表第4	モニタリングポストが故障等による使用不能時の代替措置	13
別表第5	原子力防災資機材	14
別表第6	その他の防災資機材	15
別表第7	原子力災害対策活動で使用する資料	16
別表第8	緊急事態応急対策における原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与	17
別表第9	原子力災害事後対策における原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与	18
別表第10	他の原子力事業所で発生した原子力災害への原子力防災要員の派遣、 原子力防災資機材の貸与	19

III (別図)

別図第1	原子力防災組織の業務分掌	1
別図第2	原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報経路	2
別図第3	原子力災害対策特別措置法第10条第1項の通報後の連絡経路	4
別図第4	緊急事態発令後の社内の伝達経路	6
別図第5	事業所の緊急事態発令と事業所緊急事態対応要員の非常召集連絡経路	7
別図第6	事業所敷地周辺の放射線測定設備	8
別図第7	事業所敷地内の避難場所	9
別図第8	事業所敷地内の気象観測設備	10
別図第9	公表内容の伝達経路	11

IV (様式)

様式第1	原子力事業者防災業務計画作成(修正)届出書	1
様式第2	原子力防災要員現況届出書	2
様式第3	原子力防災管理者(副原子力防災管理者)選任・解任届出書	3
様式第4	放射線測定設備現況届出書	4
様式第5	原子力防災資機材現況届出書	5
様式第6	特定事象発生通報	6
様式第7	異常事態連絡様式	7
様式第8	特定事象発生通報(事業所外運搬)	11
様式第9	異常事態連絡様式(事業所外運搬)	12
様式第10	原子力災害対策特別措置法第15条第1項の基準に達したときの通報様式	14
様式第11	放射線測定設備性能検査申請書	15
様式第12	応急措置の概要報告	16
様式第13	応急措置の概要報告(事業所外運搬)	17
様式第14	防災訓練実施結果報告書	18

別表第1 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報基準（1／8）

略称	法令
<p>(1) 敷地境界放射線量上昇</p>	<p>原子力災害対策特別措置法施行令（以下「政令」という。）政令第4条第4項第1号 第1項に規定する基準以上の放射線量が第2項又は前項の定めるところにより検出されたこと。</p> <p>政令第4条第1項（第1項に規定する基準） 法律第10条第1項の政令で定める基準は、$5\ \mu\text{Sv/h}$の放射線量とする。</p> <p>政令第4条第2項（第2項の定めによるところ） 法律第10条第1項の規定による放射線量の検出は、法律第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備の一又は二以上について、それぞれ単位時間（2分以内のものに限る。）ごとのガンマ線の放射線量を測定し1時間当たりの数値に換算して得た数値が、前項の放射線量以上のものとなっているかどうかを点検することにより行うものとする。ただし、当該数値が落雷の時に検出された場合その他原子力規制委員会規則で定める場合は、当該数値は検出されなかったものとみなす。</p> <p>原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則（以下「通常事象等規則」という。）第3条の2（検出されなかったものとみなす場合） 政令第4条第2項の原子力規制委員会規則で定める場合は、原子力規制委員会が定める測定設備及び当該測定設備により検出された数値に異常が認められない場合（政令第4条第2項の1時間当たりの数値に換算して得た数値が、同条第1項の放射線量以上のものとなっている原因を直ちに原子力規制委員会に報告する場合に限る。）とする。</p> <p>注）通報事象等規則第3条の2の「原子力規制委員会が定める測定設備」とは、原子力規制委員会告示で定められる測定設備とする。</p> <p>政令第4条第3項（第3項の定めによるところ） 前項の定めによるところにより検出された放射線量が法律第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備のすべてについて第1項の放射線量を下回っている場合において、当該放射線測定設備の一又は二以上についての数値が$1\ \mu\text{Sv/h}$以上であるときは、法律第10条第1項の規定による放射線量の検出は、前項の規定にかかわらず、同項の定めるところにより検出された当該各放射線測定設備における放射線量と原子炉の運転等のための施設の周辺において原子力規制委員会規則で定めるところにより測定した中性子線の放射線量とを合計することにより行うものとする。</p> <p>通報事象等規則第4条（原子力規制委員会規則で定めるところ） 政令第4条第3項の規定による中性子線の測定は、中性子線（自然放射線によるものを除く。）が検出されないことが明らかとなるまでの間、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する省令第4条第1項の規定により備え付けることとされた中性子線測定用可搬式測定器によって、瞬間ごとの中性子線の放射線量を測定し、1時間当たりの数値に換算することにより行うものとする。</p>

別表第1 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報基準（2／8）

略称	法令			
<p>(2) 放射性物質 通常経路放 出</p>	<p>政令第4条第4項第2号 当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒，排水口その他これらに類する場所において，当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が第1項に規定する放射線量に相当するものとして原子力規制委員会規則で定める基準以上の放射性物質が原子力規制委員会規則で定めるところにより検出されたこと。</p> <p>第1項に規定する放射線量：5 μSv/h （1）参照。</p> <p>通報事象等規則第5条第1項（原子力規制委員会規則で定めるところ）：添付参照（別表第1、5／8及び6／8）。</p>			
<p>(3) 火災爆発等 による放射 性物質放出</p>	<p>政令第4条第4項第3号 当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域（その内部において業務に従事する者の被ばく放射線量の管理を行うべき区域として原子力規制委員会規則で定める区域をいう。）外の場所（前号に規定する場所を除く。）において、次に掲げる放射線量又は放射性物質が原子力規制委員会規則で定めるところにより検出されたこと。</p> <p>イ 50 μSv/h 以上の放射線量 ロ 当該場所におけるその放射能水準が5 μSv/h の放射線量に相当するものとして原子力規制委員会規則で定める基準以上の放射性物質</p> <p>通報事象等規則で定める基準第6条第1項（原子力規制委員会規則で定める区域） 政令第4条第4項第3号に規定する区域は，次の表の上覧に掲げる原子力事業者の区分に応じ，それぞれ同表下欄に掲げる区域とする。</p> <table border="1" data-bbox="397 1272 1386 1391" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">(抜粋)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">加工事業者</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">核燃料物質の加工の事業に関する規則第1条第2項第2号に規定する管理区域。</td> </tr> </table> <p>前号に規定する場所：当該原子力事業所における加工施設の運転等のための施設の排気筒，排水口その他これらに類する場所。 （2）参照。</p>	(抜粋)	加工事業者	核燃料物質の加工の事業に関する規則第1条第2項第2号に規定する管理区域。
(抜粋)				
加工事業者				
核燃料物質の加工の事業に関する規則第1条第2項第2号に規定する管理区域。				

別表第1 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報基準（3／8）

略称	法令
<p>(3) つづき</p>	<p>通報事象等規則第6条第3項（原子力規制委員会規則で定めるところ） 政令第4条第4項第3号の規定による放射線量又は放射性物質の検出は、次に定めるところによるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 放射線量については、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、政令第4条第4項第3号イの放射線量の水準を10分以上継続して検出すること 二 放射性物質については、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、前項の規定に基づく放射性物質の濃度の水準を検出すること <p>通報事象等規則第6条第4項 火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量又は放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、前項の検出により政令第4条第4項第3号イの放射線量の水準又は第2項の規定に基づく放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高い場合には、前項の規定にかかわらず、当該放射線量又は放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす</p> <p>通報事象等規則第6条第2項（原子力規制委員会規則で定める基準） 政令第4条第4項第3号ロの原子力規制委員会規則で定める基準は、空気中の放射性物質の濃度について、次に掲げる放射能水準とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、一種類である場合にあつては、放射性物質の種類に応じた空気中濃度限度に50を乗じて得た値 二 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、二種類以上の放射性物質がある場合にあつては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質についての前号の規定により得られた値に対する割合の和が一となるようなそれらの放射性物質の濃度 三 検出された放射性物質の種類が明らかでない場合にあつては、空気中濃度限度（当該空気中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。）のうち、最も低いものに50を乗じて得た値

別表第1 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報基準（4／8）

<p>(4) 事業所外運搬放射線量異常</p>	<p>政令第4条第4項第4号 事業所外運搬に使用する容器から1 m離れた場所において、100 μ Sv/h 以上の放射線量が原子力規制委員会規則・国土交通省令で定めるところにより検出されたこと。</p> <p>原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令（平成24年文部科学省 経済産業省 国土交通省令第2号。以下「通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令」という。）第2条第1項（原子力規制委員会規則で定めるところ） 政令第4条第4項第4号の規定による放射線量の検出は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に検出することとする。</p> <p>通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令第2条第2項 火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、前項の検出により政令第4条第4項第4号の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い場合には、前項の規定にかかわらず、当該放射線量の水準が検出されたものとみなす。</p>
<p>(5) 原子炉外臨界</p>	<p>通報事象等規則第7条第2号 原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の内部を除く。）において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他の臨界状態の発生の高蓋然性が高い状態にあること。</p>
<p>(6) 事業所外運搬事故</p>	<p>通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令第3条 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、事業所外運搬（核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示第3条並びに第5条第1項第1号（液体又は気体であって専用積載としないで運搬する場合におけるものを除く。）及び第2項第1号、船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示第4条並びに第10条第1項第1号（液体又は気体であって専用積載としないで運搬する場合におけるものを除く。）及び第2項第1号並びに航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示第4条並びに第7条第1項第1号（液体又は気体であって専用積載としないで運搬する場合におけるものを除く。）及び第2項第1号に規定する核燃料物質等の運搬を除く。）に使用する容器から放射性物質が漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあることとする。</p>

別表第1 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報基準（5/8）

添付 通報事象等規則第5条第1項の規定に基づく水準

場合	基準	検出
一 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、1種類の放射性物質である場合	イ 濃度の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあつては、放射性物質の種類に応じた空气中濃度限度を排気筒その他これらに類する場所における1秒間当たりの放出風量で除して得た値に、当該放射性物質が放出される地点の特性に係る別表に基づく係数を乗じて得た値	イの値を10分間以上継続して検出すること。
	ロ 放射能の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあつては、放射性物質の種類に応じた空气中濃度限度に、当該放射性物質が放出される地点の特性に係る別表に基づく係数を乗じて得た値	ロの値を累積（原子炉の運転等のための施設の通常の運転状態における放射性物質の放出による累積を除く。）して検出すること。
	ハ 水中の放射性物質にあつては、放射性物質の種類に応じた水中濃度限度に50を乗じて得た値	ハの値を10分間以上継続して検出すること。
二 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、2種類以上の放射性物質がある場合	イ 濃度の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあつては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質の濃度についての前号イの規定により得られた値に対する割合の和が一となるようなそれらの放射性物質の濃度	イの値を10分間以上継続して検出すること。
	ロ 放射能の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあつては、それらの放射性物質の放射能のそれぞれその放射性物質の放射能についての前号ロの規定により得られた値に対する割合の和が一となるようなそれらの放射性物質の放射能の値	ロの値を累積（原子炉の運転等のための施設の通常の運転状態における放射性物質の放出による累積を除く。）して検出すること。
	ハ 水中の放射性物質にあつては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質の濃度についての前号ハの規定により得られた値に対する割合の和が一となるようなそれらの放射性物質の濃度	ハの値を10分間以上継続して検出すること。

別表第1 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報基準（6／8）

添付 通報事象等規則第5条第1項の規定に基づく水準

場合	基準	検出
三 検出された放射性物質の種類が明らかでない場合	イ 濃度の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあつては、空气中濃度限度（当該空气中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。）を排気筒その他これらに類する場所における1秒間当たりの放出風量で除して得た値のうち、最も低いものに、当該放射性物質が放出される地点の特性に係る別表に基づく係数を乗じて得た値	イの値を10分間以上継続して検出すること。
	ロ 放射能の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあつては、空气中濃度限度（当該空气中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。）のうち、最も低いものに、当該放射性物質が放出される地点の特性に係る別表に基づく係数を乗じて得た値	ロの値を累積（原子炉の運転等のための施設の通常の運転状態における放射性物質の放出による累積を除く。）して検出すること。
	ハ 水中の放射性物質にあつては、水中濃度限度（当該水中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。）のうち、最も低いものに50を乗じて得た値	ハの値を10分間以上継続して検出すること。

別表第1 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報基準 (7/8)

別表 (通報事象等規則第5条関係)

(1) 濃度の測定により管理すべき空気中の放射性物質に関する係数

単位 [m³/s]

		排気筒等の放射性物質の測定を行っている場所から敷地境界までの水平距離 (m)																	
		20未満	20以上 30未満	30以上 40未満	40以上 50未満	50以上 60未満	60以上 70未満	70以上 80未満	80以上 90未満	90以上 100未満	100以上 200未満	200以上 300未満	300以上 400未満	400以上 500未満	500以上 600未満	600以上 700未満	700以上 800未満	800以上 900未満	900以上 1000未満
放射性物質が放出される地点の地表からの高さ(注)(m)	1未満	1×10 ¹	5×10 ¹	1×10 ²	1×10 ²	1×10 ²	5×10 ²	5×10 ²	5×10 ²	1×10 ³	1×10 ³	5×10 ³	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	5×10 ⁴	5×10 ⁴	5×10 ⁴
	1以上 10未満	1×10 ²	1×10 ²	1×10 ²	1×10 ²	5×10 ²	5×10 ²	5×10 ²	1×10 ³	1×10 ³	1×10 ³	5×10 ³	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	5×10 ⁴	5×10 ⁴	5×10 ⁴
	10以上 20未満	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	5×10 ⁴	5×10 ⁴	5×10 ⁴	5×10 ⁴
	20以上 30未満	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵
	30以上 40未満	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵
	40以上 50未満	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵
	50以上 60未満	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	1×10 ⁶	1×10 ⁶
	60以上 70未満	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶
	70以上 80未満	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶
	80以上 90未満	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶
	90以上 100未満	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶
	100以上 110未満	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶
	110以上 120未満	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶
	120以上 130未満	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶
	130以上 140未満	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶
	140以上 150未満	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	5×10 ⁶
150以上	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	5×10 ⁶	5×10 ⁶	5×10 ⁶	

(注) 高さは、吹き上げ高さや建屋、地形の影響等を考慮した見かけの放出源高さを用いることができる。

別表第1 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報基準 (8/8)

別表 (通報事象等規則第5条関係)

(2) 放射能の測定により管理すべき空気中の放射性物質に関する係数

単位 [m³]

		排気筒等の放射性物質の測定を行っている場所から敷地境界までの水平距離 (m)																			
		20未満	20以上 30未満	30以上 40未満	40以上 50未満	50以上 60未満	60以上 70未満	70以上 80未満	80以上 90未満	90以上 100未満	100以上 200未満	200以上 300未満	300以上 400未満	400以上 500未満	500以上 600未満	600以上 700未満	700以上 800未満	800以上 900未満	900以上 1000未満	1000以上	
放射 性 物 質 が 放 出 さ れ る 地 点 の 地 表 か ら の 高 さ (注) (m)	1未満	5×10 ⁵	1×10 ⁶	5×10 ⁶	5×10 ⁶	1×10 ⁷	1×10 ⁷	1×10 ⁷	1×10 ⁷	1×10 ⁷	1×10 ⁷	1×10 ⁷	1×10 ⁸	1×10 ⁸	1×10 ⁸	5×10 ⁸	5×10 ⁸	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹
	1以上 10未満	5×10 ⁶	5×10 ⁶	1×10 ⁷	1×10 ⁷	1×10 ⁷	1×10 ⁷	1×10 ⁷	1×10 ⁷	1×10 ⁷	1×10 ⁷	1×10 ⁷	1×10 ⁸	1×10 ⁸	5×10 ⁸	5×10 ⁸	5×10 ⁸	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹
	10以上 20未満	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹
	20以上 30未満	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	5×10 ⁹	5×10 ⁹	5×10 ⁹	5×10 ⁹	5×10 ⁹	5×10 ⁹
	30以上 40未満	5×10 ⁹	5×10 ⁹	5×10 ⁹	5×10 ⁹	5×10 ⁹	5×10 ⁹	5×10 ⁹	5×10 ⁹	5×10 ⁹	5×10 ⁹	5×10 ⁹	5×10 ⁹	5×10 ⁹	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰
	40以上 50未満	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰
	50以上 60未満	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰
	60以上 70未満	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰
	70以上 80未満	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰
	80以上 90未満	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰
	90以上 100未満	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰
	100以上 110未満	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰
	110以上 120未満	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	1×10 ¹¹
	120以上 130未満	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹
	130以上 140未満	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹
	140以上 150未満	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹
150以上	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	

(注) 高さは、吹き上げ高さや建屋、地形の影響等を考慮した見かけの放出源高さを用いることができる。

別表第2 原子力災害対策特別措置法第15条第1項の原子力緊急事態宣言発令の基準
(1/3)

略 称	法 令
<p>(1) 敷地境界 放射線量 上昇</p>	<p>法律第15条第1項第1号 法律第10条第1項前段の規定により内閣総理大臣及び原子力規制委員会が受けた通報に係る検出された放射線量又は政令で定める放射線測定設備及び測定方法により検出された放射線量が、異常な水準の放射線量の基準として政令で定めるもの以上である場合。</p> <p>政令第6条第1項（政令で定める放射線測定設備） 法律第15条第1項第1号の政令で定める放射線測定設備は、所在都道府県知事又は関係周辺都道府県知事がその都道府県の区域内に設置した放射線測定設備であって法律第11条第1項の放射線測定設備の性能に相当する性能を有するものとする。</p> <p>政令第6条第2項（政令で定める測定方法） 法律第15条第1項第1号の政令で定める測定方法は、単位時間（10分以内のものに限る。）ごとのガンマ線の放射線量を測定し、1時間当たりの数値に換算することにより行うこととする。ただし、当該数値が落雷の時に検出された場合は、当該数値は検出されなかったものとみなす。</p> <p>政令第6条第3項（政令で定める基準） 法律第15条第1項第1号の政令で定める基準は、次の各号に掲げる検出された放射線量の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める放射線量とする。 一 第4条第4項第1号に規定する検出された放射線量又は第1項の放射線測定設備及び前項の測定方法により検出された放射線量（これらの放射線量のいずれかが、二地点以上において又は10分間以上継続して検出された場合に限る。） 5 μ Sv/h 二 （以下、略）</p>
<p>(2) 放射性物質 通常経路 放出</p>	<p>政令第6条第4項第1号 第4条第4項第2号に規定する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合における放射能水準が前項第1号に定める放射線量に相当するものとして原子力規制委員会規則で定める基準以上の放射性物質が原子力規制委員会規則で定めるところにより検出されたこと。</p> <p>通報事象等規則第12条第1項（原子力規制委員会規則で定める基準及び主務省令で定めるところ） 政令第6条第4項第1号の原子力規制委員会規則で定める基準及び同号の規定による放射性物質の検出は、加工事業者、原子炉設置者、貯蔵事業者、廃棄事業者又は使用者にあっては、第5条の表の上覧に掲げる場合に応じ、基準についてはそれぞれ同表の中欄に掲げるものとし、検出についてはそれぞれ同表下欄に掲げるものとする。</p>

別表第2 原子力災害対策特別措置法第15条第1項の原子力緊急事態宣言発令の基準
(2/3)

略 称	法 令
<p>(3) 火災爆発等による放射性物質放出</p>	<p>政令第6条第3項 法律第15条第1項第1号の政令で定める基準は、次の各号に掲げる検出された放射線量の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める放射線量とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 第4条第4項第3号イに規定する検出された放射線量 5mSv/h</p> <p>三 (略)</p> <p>政令第6条第4項第2号 第4条第4項第3号に規定する場所において、当該場所におけるその放射能水準が500μSv/hの放射線量に相当するものとして原子力規制委員会規則で定める基準以上の放射性物質が原子力規制委員会規則で定めるところにより検出されたこと。</p> <p>通報事象等規則第13条(原子力規制委員会規則で定める基準及び原子力規制委員会規則で定めるところ) 政令第6条第4項第2号の原子力規制委員会規則で定める基準は、第6条第2項各号の場合に応じ、それぞれ当該各号の基準に100を乗じて得たものとする。</p> <p>2 政令第6条第4項第2号の規定による放射性物質の検出は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、前項の規定に基づく放射性物質の濃度の水準を検出することとする。</p> <p>3 火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、前項の検出により第1項に基づく放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高い場合には、前項の規定にかかわらず、当該放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす。</p>
<p>(4) 事業所外運搬放射線量上昇</p>	<p>政令第6条第3項 法律第15条第1項第1号の政令で定める基準は、次の各号に掲げる検出された放射線量の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める放射線量とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>三 第4条第4項第4号に規定する検出された放射線量 10mSv/h</p>
<p>(5) 原子炉外臨界</p>	<p>政令第6条第4項第3号 原子炉の運転等のための施設の内部(原子炉の本体内部を除く。)において、核燃料物質が臨界状態(原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。)にあること。</p>

別表第2 原子力災害対策特別措置法第15条第1項の原子力緊急事態宣言発令の基準
(3/3)

略 称	法 令
<p>(6) 事業所外 運搬事故</p>	<p>通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令第4条 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、放射性物質の種類（核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示別表第一、別表第二、別表第三、別表第四、別表第五又は別表第六の第一欄、船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示別表第一、別表第二、別表第三、別表第四、別表第五又は別表第六の第一欄及び航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示別表第二、別表第三、別表第四、別表第五、別表第六又は別表第七の第一欄に掲げるものに限る。）に応じ、それぞれ核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示別表第一の第三欄、別表第二の第三欄、別表第三の第三欄、別表第四の第二欄、別表第五の第二欄又は別表第六の第三欄、船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示別表第一の第三欄、別表第二の第三欄、別表第三の第三欄、別表第四の第二欄、別表第五の第二欄又は別表第六の第三欄及び航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示別表第二の第三欄、別表第三の第三欄、別表第四の第三欄、別表第五の第二欄、別表第六の第二欄又は別表第七の第三欄に掲げる値の放射性物質が事業所外運搬（核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第3条第2項、危険物船舶運送及び貯蔵規則第80条第2項及び航空法施行規則第194条第2項第2号イ(4)に規定する低比放射性物質又は表面汚染物の運搬を除く。）に使用する容器から漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあること。</p>

別表第3 原子力防災要員の職務と配置

原子力防災要員の職務	配置	原子力防災組織の人員
(1) 特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する情報の整理及び主務大臣、関係地方公共団体の長その他の関係者との連絡調整	事業所内	4名以上
(2) 原子力災害合同対策協議会における原子力緊急事態に関する情報の交換及び緊急事態応急対策についての相互の協力	事業所内	1名以上
	緊急時対応センター	1名以上
	オフサイトセンター	3名以上
(3) 特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する広報	事業所内	4名以上
(4) 原子力事業所内外の放射線量の測定その他の特定事象に関する状況の把握	事業所内	4名以上
(5) 原子力災害の発生又は拡大防止のための措置の実施	事業所内	4名以上
(6) 防災に関する施設又は設備の整備及び点検並びに応急の復旧	事業所内	4名以上
(7) 放射性物質による汚染の除去	事業所内	4名以上
(8) 被ばく者の救助その他の医療に関する措置の実施	事業所内	3名以上
(9) 原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な資機材の調達及び輸送	事業所内	3名以上
(10) 原子力事業所内の警備及び原子力事業所内における従業者等の避難誘導	事業所内	4名以上

別表第4 モニタリングポストが故障等による使用不能時の代替措置

1. 12時間以上測定不能状態が継続すると判断される場合には、可搬型放射線計測器等を用いて6回／日以上 の頻度にて当該箇所の放射線量を測定する。

別表第5 原子力防災資機材

分類	原子力防災資機材の種類		数量	保管場所	点検頻度、点検内容
放射線障害防護用具	汚染防護服		26着	7号館	1回/年、外観・員数
	呼吸用ボンベ付型防護マスク		4個	7号館	1回/年、外観・機能・員数
	フィルター付き防護マスク		26個	7号館	1回/年、外観・機能・員数
非常用通信機器	緊急時電話回線		1回線	第1事務棟	1回/年、外観・機能・員数
	ファクシミリ装置		1台	7号館	1回/年、外観・機能・員数
	携帯電話等		7台	通報事象等省令第2条第1項第4項から第10条までの業務ごとの代表要員	1回/年、外観・機能・員数
計測機器等	排気筒モニタリング設備その他の固定式測定器	排気用ダストモニタ	気体3台	第1加工棟2台 第2加工棟1台	1回/年、外観・機能・員数
		2πガスフローカウンタ	液体1台	第2加工棟1台	1回/年、外観・機能・員数
	ガンマ線測定用可搬式測定器		4台	7号館	1回/年、外観・機能・員数
	中性子線測定用可搬式測定器		2台	7号館	1回/年、外観・機能・員数
	空間放射線積算線量計		4個	7号館	1回/年、外観・機能・員数
	表面汚染密度測定用可搬式測定器		2台	7号館	1回/年、外観・機能・員数
	可搬式ダスト測定関連機器	サンプラ	4台	7号館	1回/年、外観・機能・員数
		測定器	1台	7号館	1回/年、外観・機能・員数
	可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器	サンプラ	2台	7号館	1回/年、外観・機能・員数
		測定器	1台	7号館	1回/年、外観・機能・員数
個人用外部被ばく線量測定器		39個	7号館	1回/年、外観・機能・員数	
その他資機材	ヨウ化カリウムの製剤		390錠	7号館	1回/年、外観・員数
	担架		1台	7号館	1回/年、外観・機能・員数
	除染用具		1式	7号館	1回/年、外観・員数
	被ばく者の輸送のために使用可能な車両		1台	敷地内車庫	1回/年、外観・機能・員数
	屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備		1式	屋外消火栓 敷地内 動力消防ポンプ 敷地内 車庫	1回/年、外観・機能・員数

別表第 6 その他の防災資機材

資機材の種類		数量	保管場所	点検頻度、点検内容
通信関係	社内放送設備	1 式	7 号館	1 回/年、外観・機能・員数
	緊急招集装置	1 式	第 1 事務棟	1 回/年、外観・機能・員数
	業務用無線設備	1 式	第 1 事務棟	1 回/年、外観・機能・員数
	可搬型衛星電話	1 台	第 1 事務棟	1 回/年、外観・機能・員数
		1 台	第 2 加工棟	1 回/年、外観・機能・員数
		2 台	7 号館	1 回/年、外観・機能・員数
	PHS	防災本部 要員数	防災本部要員 (各人所持)	—
発電機	可搬型発電機	4 台	第 1 事務棟	1 回/年、外観・機能・員数

別表第7 原子力災害対策活動で使用する資料

	資料名	当事業所	内閣総理大	OFC事業者	ERC事業者
		防災本部	臣へ提出	ブース	ブース
組織及び体制に関する資料	原子力事業者防災業務計画	○	○	○	○
	加工施設保安規定	○	○	○	○
	放射線障害予防規程	○	—	—	—
	消防計画	○	—	—	—
	緊急措置要領	○	—	—	—
	緊急連絡手順	○	—	—	—
	防護隊規程	○	—	—	—
	緊急時対策組織表	○	—	—	—
	緊急連絡体制表	○	—	—	—
	非常時広報活動マニュアル	○	—	—	—
放射能影響推定に関する資料	加工事業許可申請書	○	○	○	○
	事業所敷地内建屋配置図	○	○	○	○
	事業所の気象資料（風向，風速の情報）	○	—	—	—
	環境放射線測定データ	○	—	—	—
	加工施設等主要系統図	○	—	—	—
	加工施設等設備・機器配置図	○	—	—	—
	横須賀市街図・周辺施設	○	—	○	○
	周辺地域人口分布	○	—	○	○

(注) OFC；オフサイトセンター
 ERC：原子力規制庁緊急時対応センター

別表第8 緊急事態応急対策における原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与

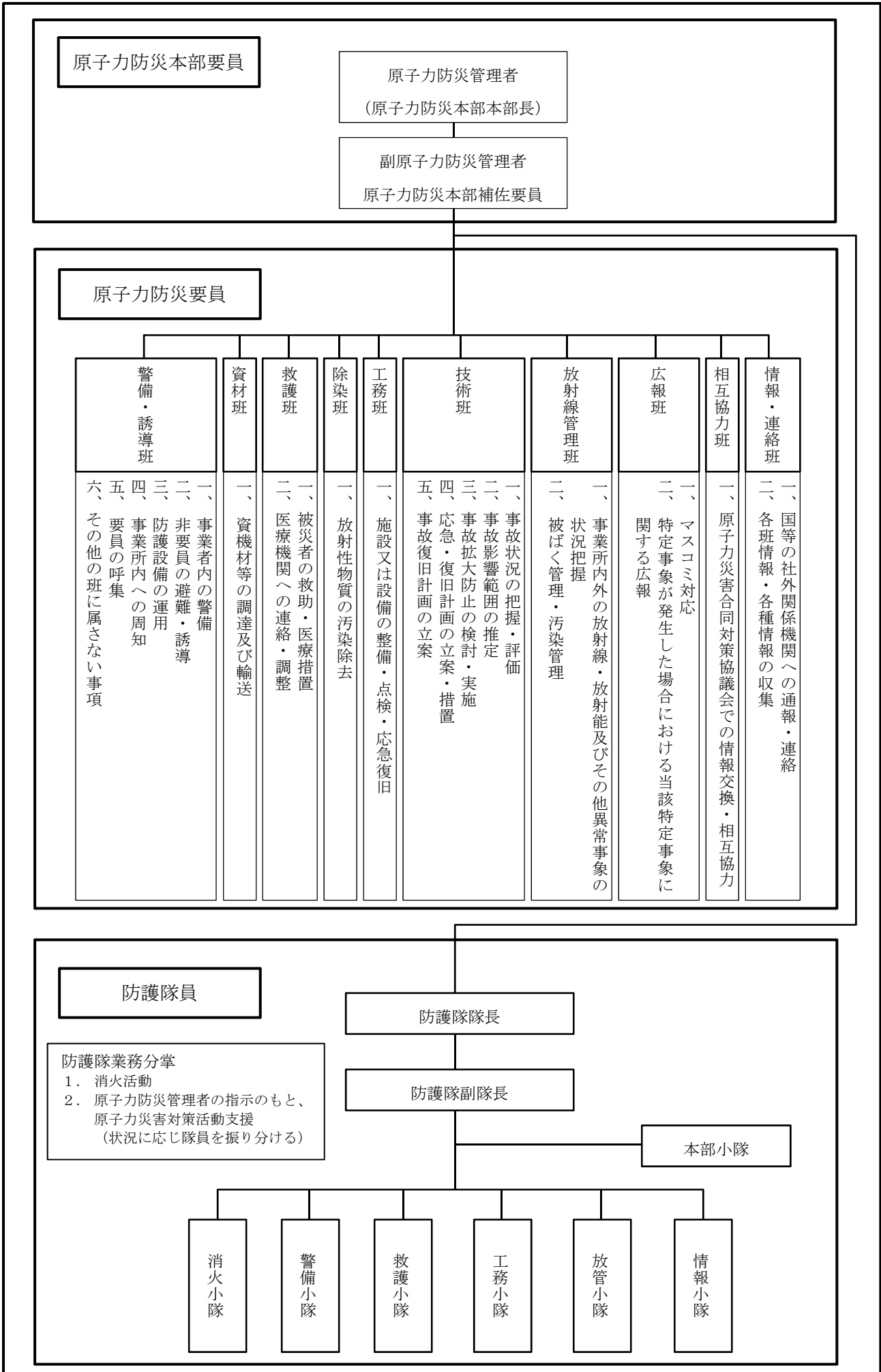
派遣 人員	原子力防災組織	人員	実施する主な業務		
	原子力防災要員	3名	① 事業所とオフサイトセンターとの情報交換に関する事項 ② オフサイトセンターにおける業務に関する事項 ③ 環境放射線モニタリング、汚染検査及び汚染除去に関する事項		
原子力 防災 資機材 及び 資料等 の貸与	名 称		数量	備 考	
	①ガンマ線測定用サーベイメータ		1台		
	②アルファ線サーベイメータ		2台		
	③ポケット線量計		5個		
	④加工施設等主要系統図		一式	必要な資料のみ	
	⑤加工施設等設備・機器配置図		一式	必要な資料のみ	
	⑥設備関係資料		一式	必要な資料のみ	

別表第9 原子力災害事後対策における原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与

派遣 人員	原子力防災組織	人員	実施する主な業務		
	原子力防災要員	3名	① 事業所とオフサイトセンターとの情報交換に関する事項 ② オフサイトセンターにおける業務に関する事項 ③ 環境放射線モニタリング、汚染検査及び汚染除去に関する事項		
原子力 防災 資機材 及び 資料等 の貸与	名 称		数量	備 考	
	①ガンマ線測定用サーベイメータ		1台		
	②アルファ線サーベイメータ		2台		
	③ポケット線量計		5個		

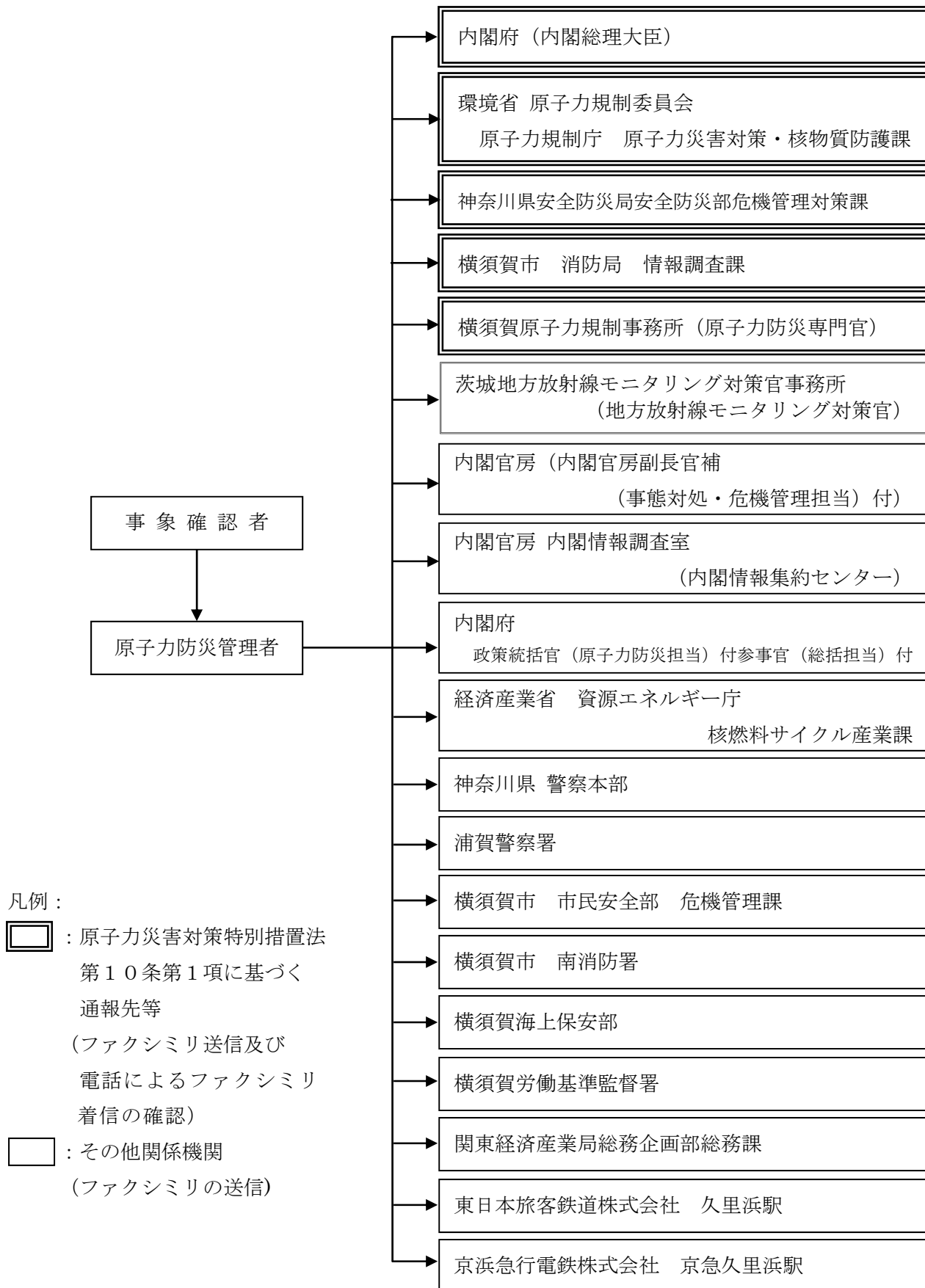
別表第10 他の原子力事業所で発生した原子力災害への原子力防災要員の派遣、
原子力防災資機材の貸与

派遣 人員	原子力防災組織	人員	実施する主な業務	
	原子力防災要員	4名	① 環境放射線モニタリング、汚染検査及び汚染除去に関する事項	
原子力防災資機材及び資料等の貸与	名 称		数量	備 考
	①ガンマ線測定用サーベイメータ		1台	
	②アルファ線サーベイメータ		2台	
	③ポケット線量計		5個	



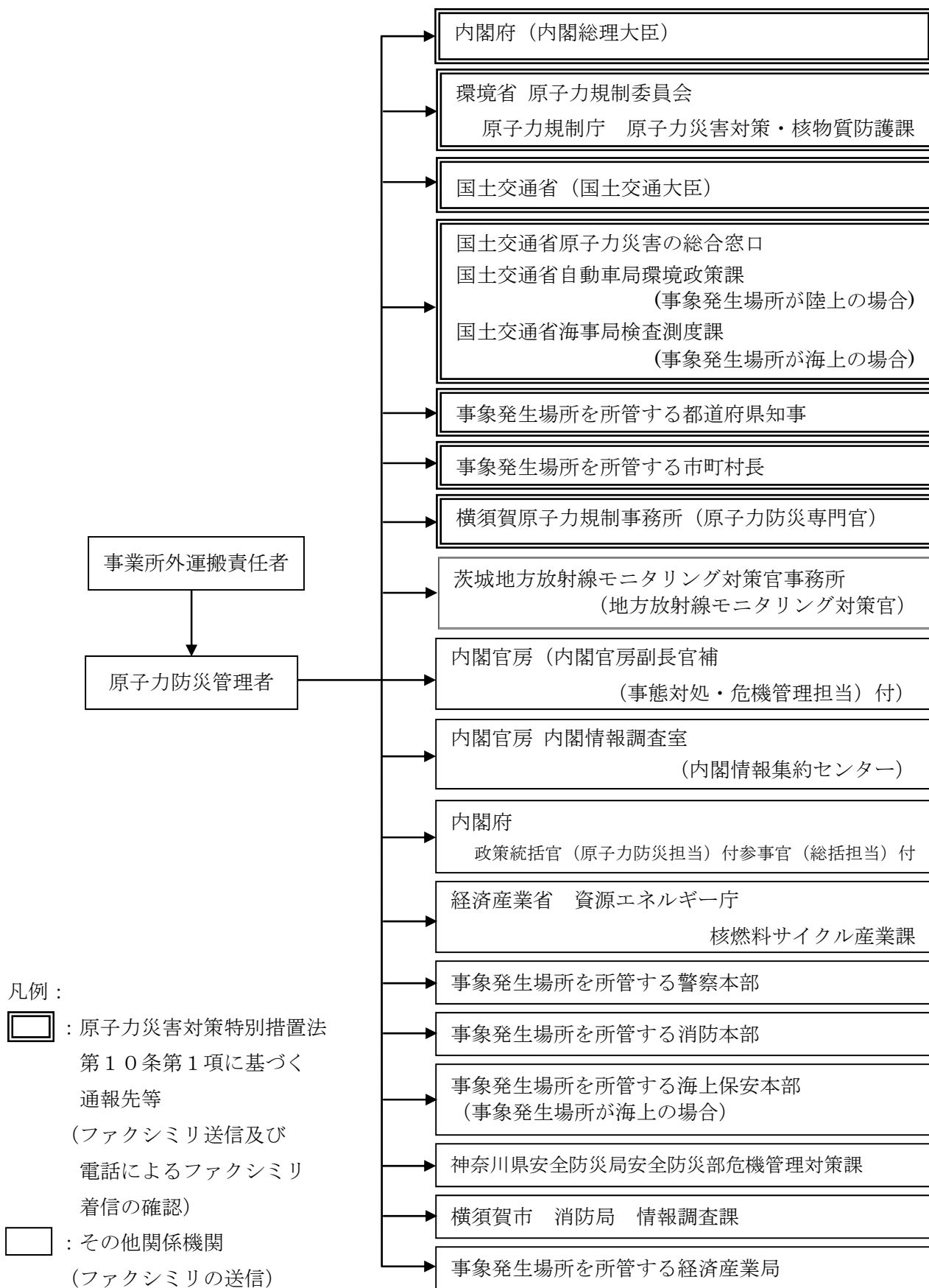
別図第2 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報経路 (1/2)

(1) 事業所内での事象発生時の通報経路



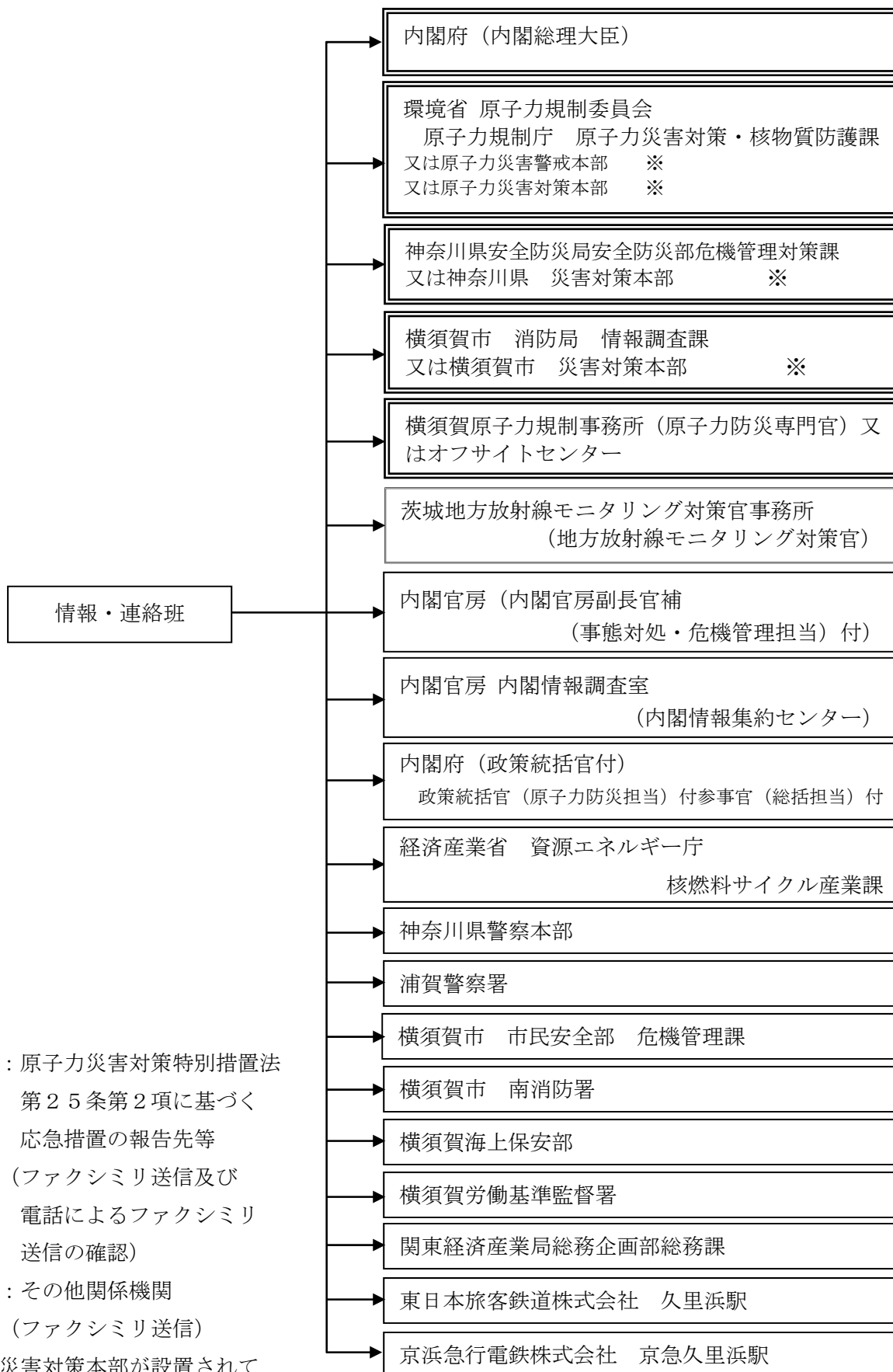
別図第2 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報経路 (2/2)

(2) 事業所外運搬での事象発生時の通報経路



別図第3 原子力災害対策特別措置法第10条第1項の通報後の連絡経路（1/2）

(1) 事業所内での事象発生時の連絡経路



凡例：

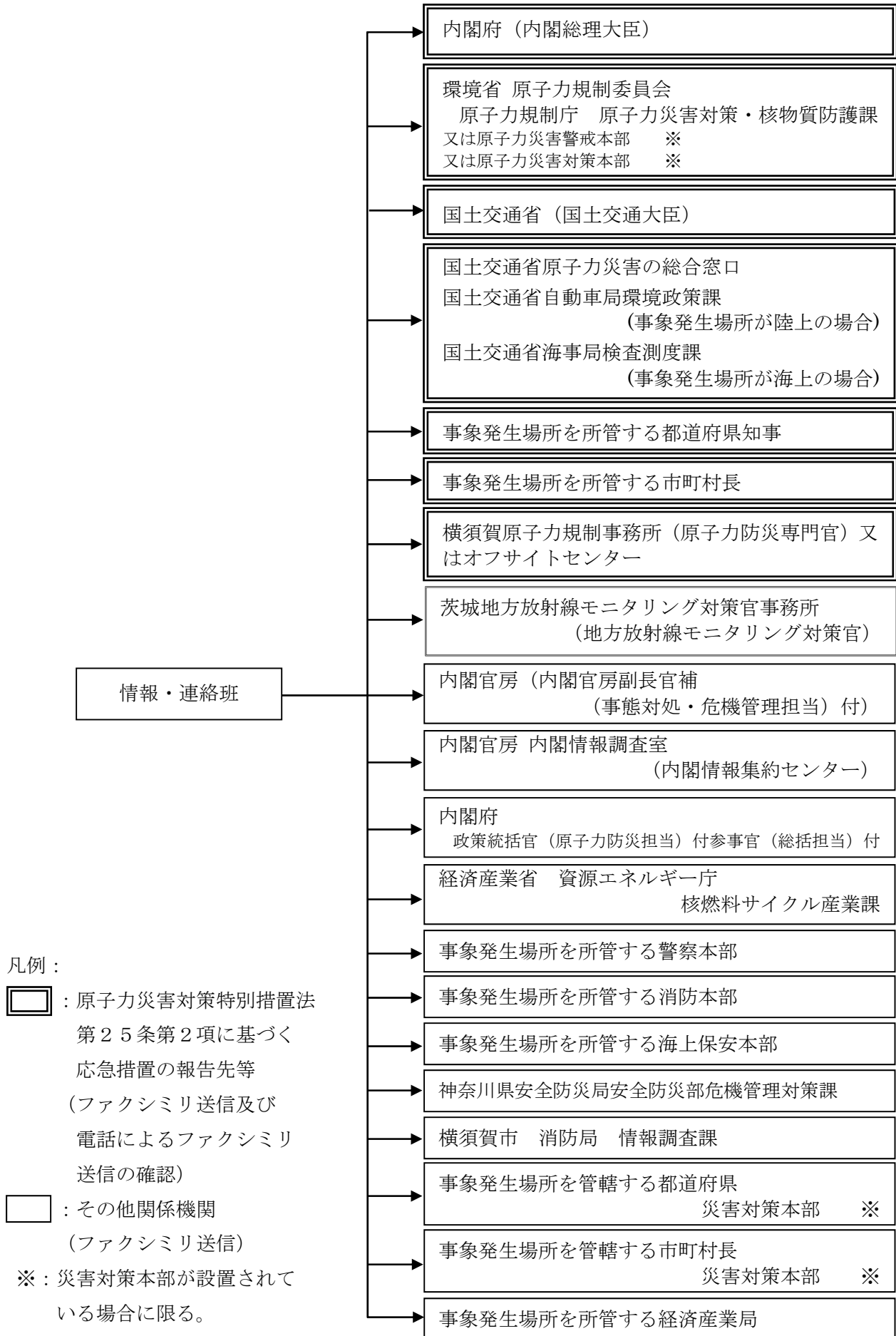
☐：原子力災害対策特別措置法
第25条第2項に基づく
応急措置の報告先等
（ファクシミリ送信及び
電話によるファクシミリ
送信の確認）

□：その他関係機関
（ファクシミリ送信）

※：災害対策本部が設置されて
いる場合に限る。

別図第3 原子力災害対策特別措置法第10条第1項の通報後の連絡経路（2/2）

（2）事業所外運搬での事象発生時の連絡経路



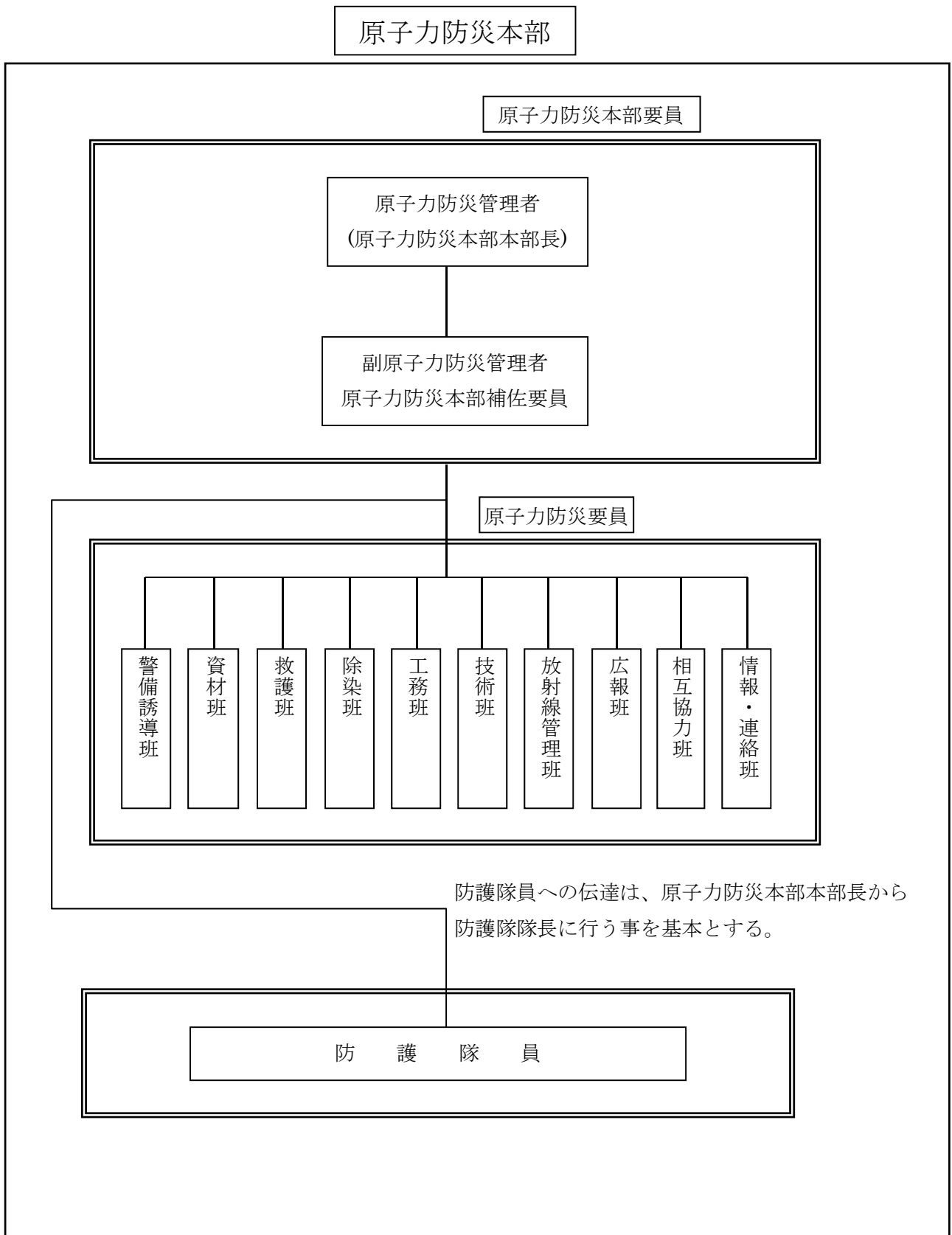
凡例：

☐：原子力災害対策特別措置法第25条第2項に基づく応急措置の報告先等（ファクシミリ送信及び電話によるファクシミリ送信の確認）

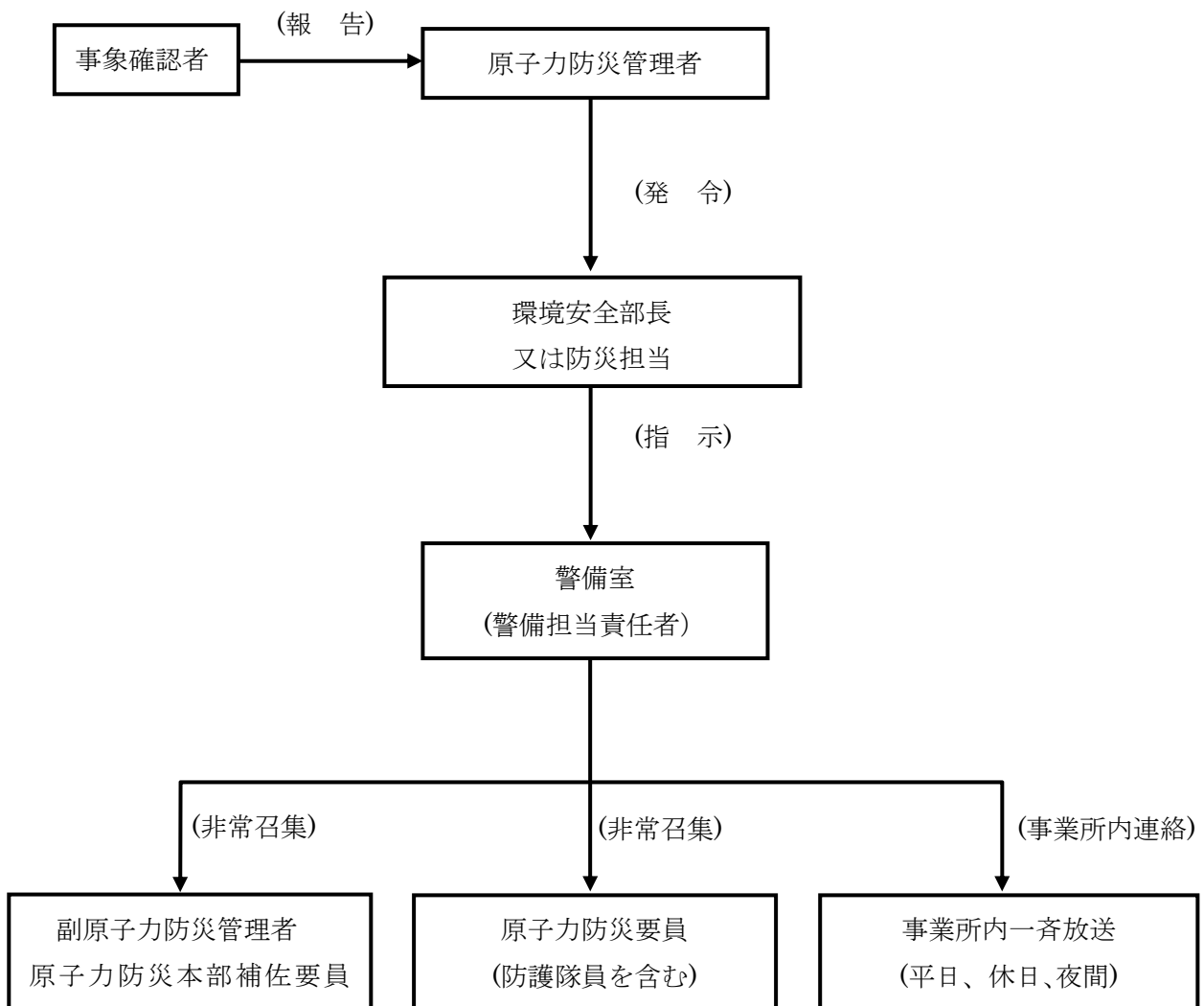
□：その他関係機関（ファクシミリ送信）

※：災害対策本部が設置されている場合に限る。

別図第4 緊急事態発令後の社内の伝達経路

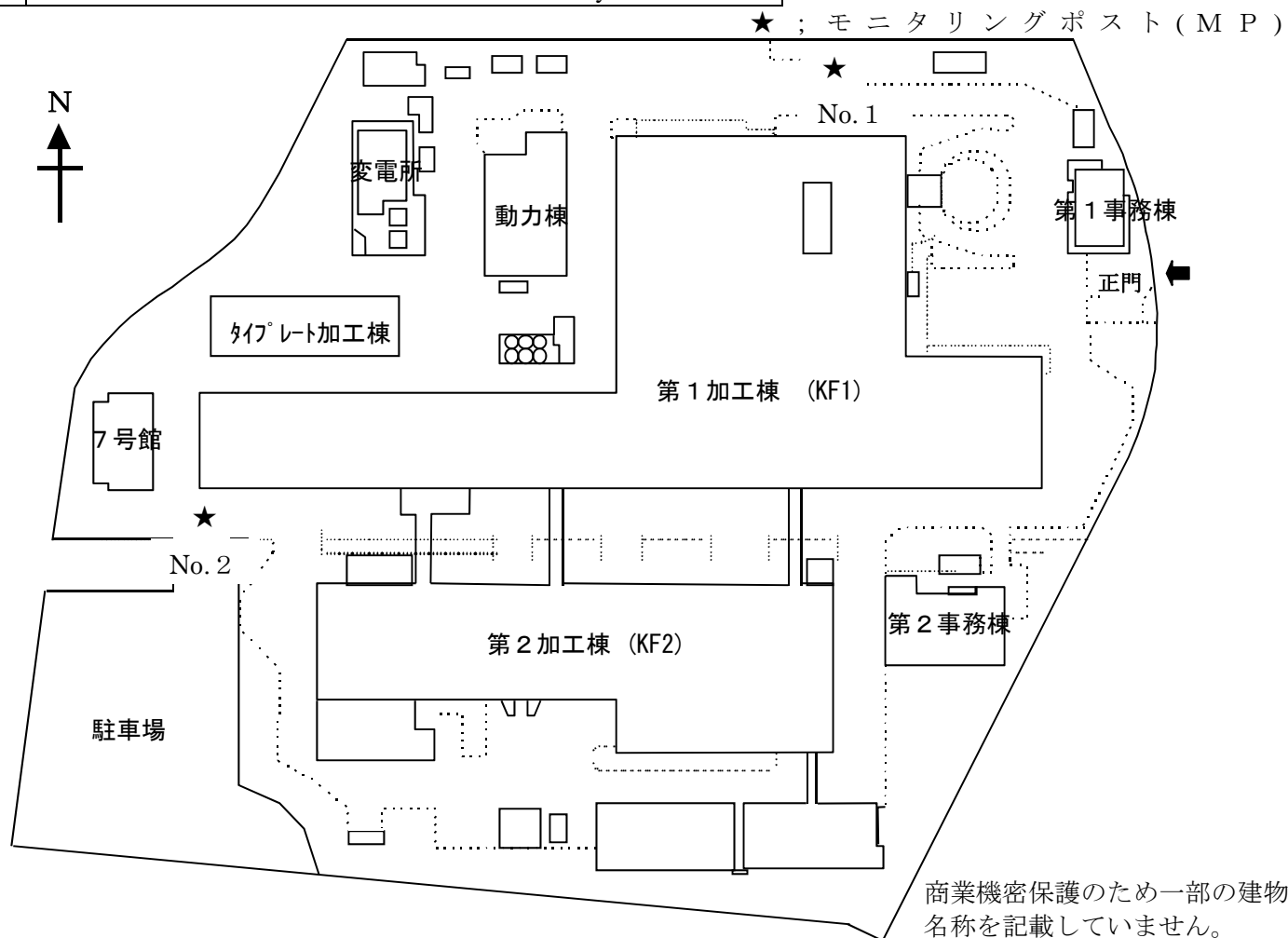


別図第5 事業所の緊急事態発令と事業所緊急事態対策要員の非常召集連絡経路

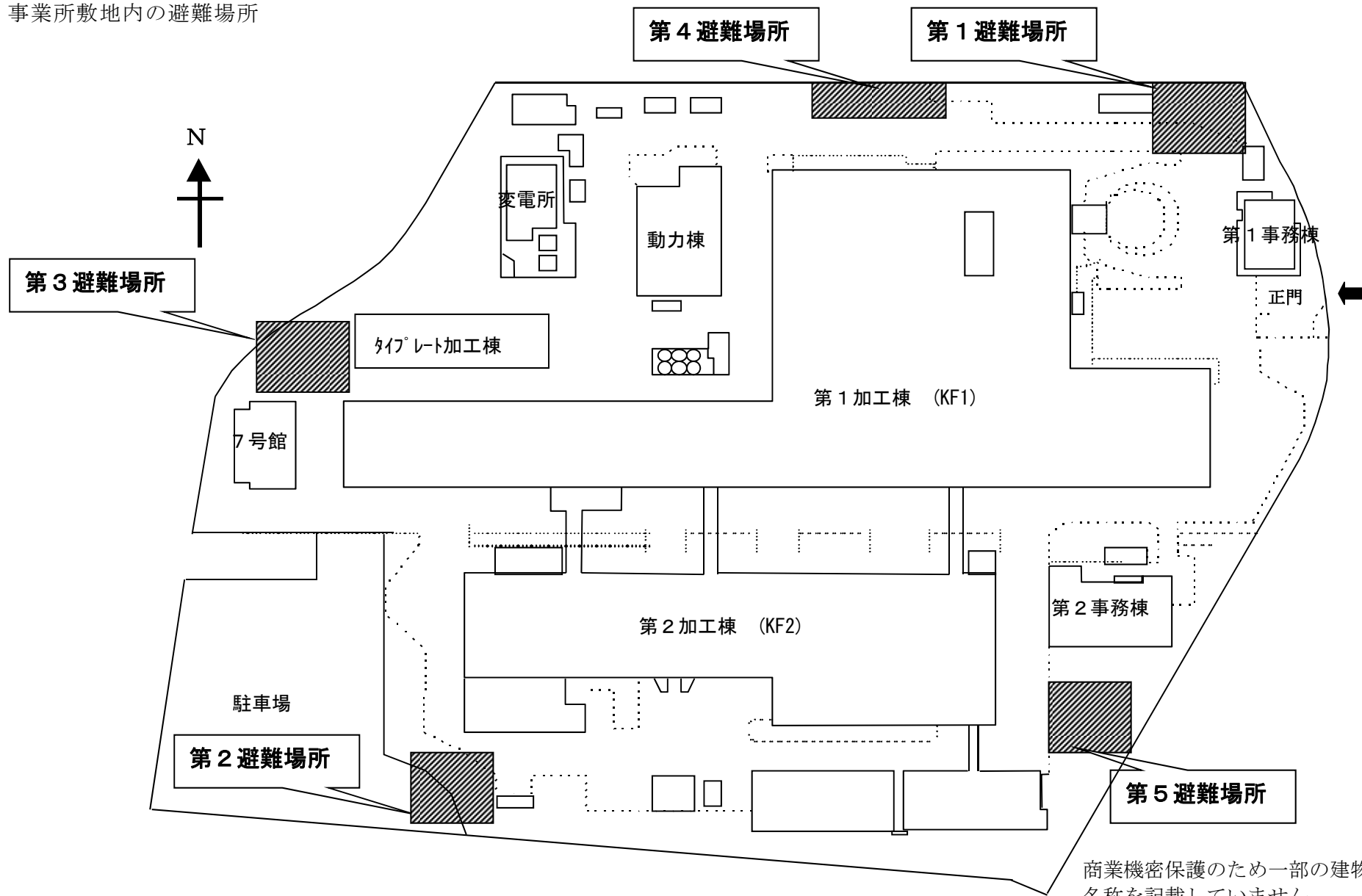


別図第6 事業所敷地周辺の放射線測定設備

名称	測定対象	測定器種類、測定レンジ
モニタリングポスト No.1	空気吸収線量率	NaI(Tl)シンチレーション 10 ¹ ～10 ⁴ nGy/h 電離箱 10 ¹ ～10 ⁸ nGy/h
モニタリングポスト No.2	空気吸収線量率	NaI(Tl)シンチレーション 10 ¹ ～10 ⁴ nGy/h 電離箱 10 ¹ ～10 ⁸ nGy/h



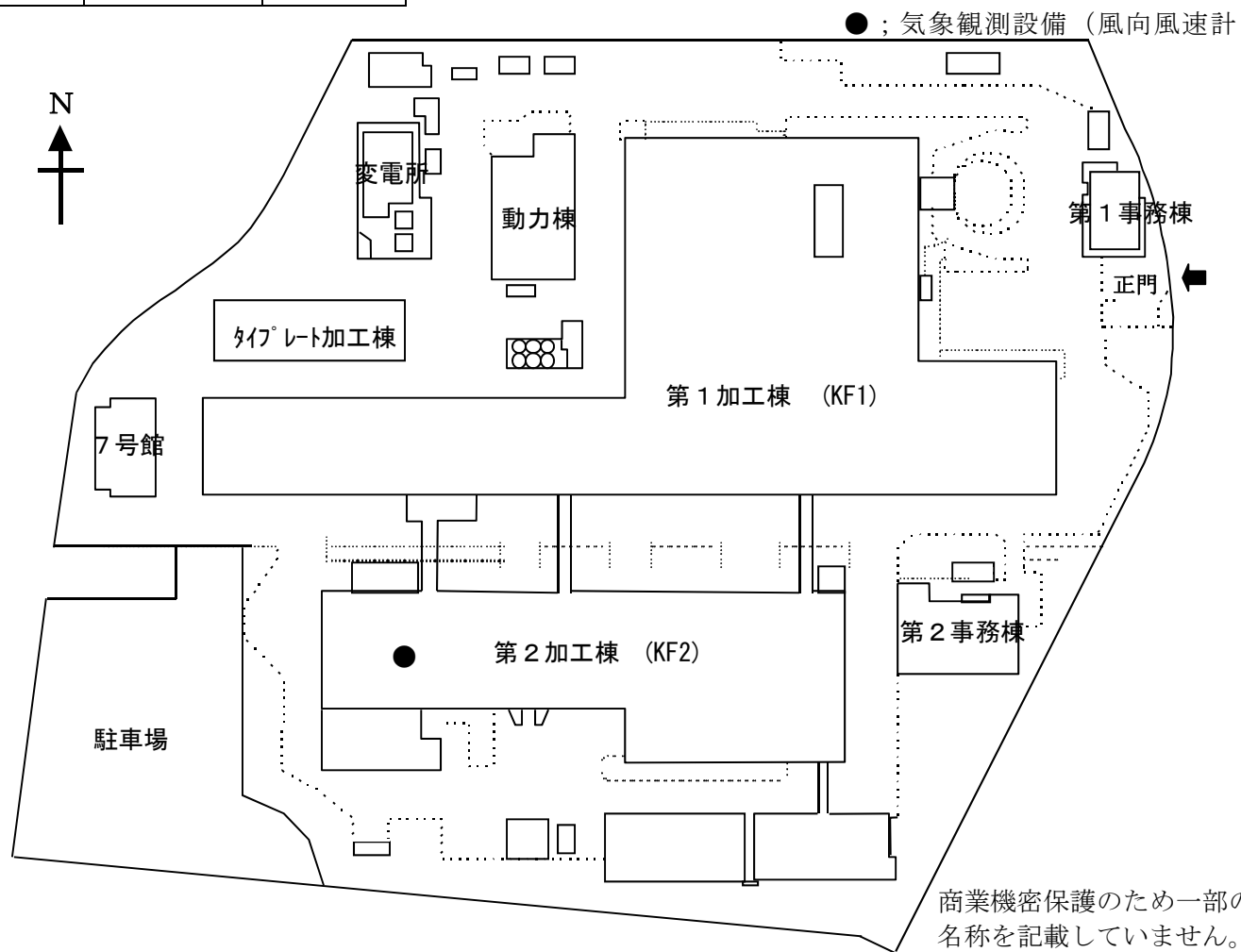
別図第7 事業所敷地内の避難場所



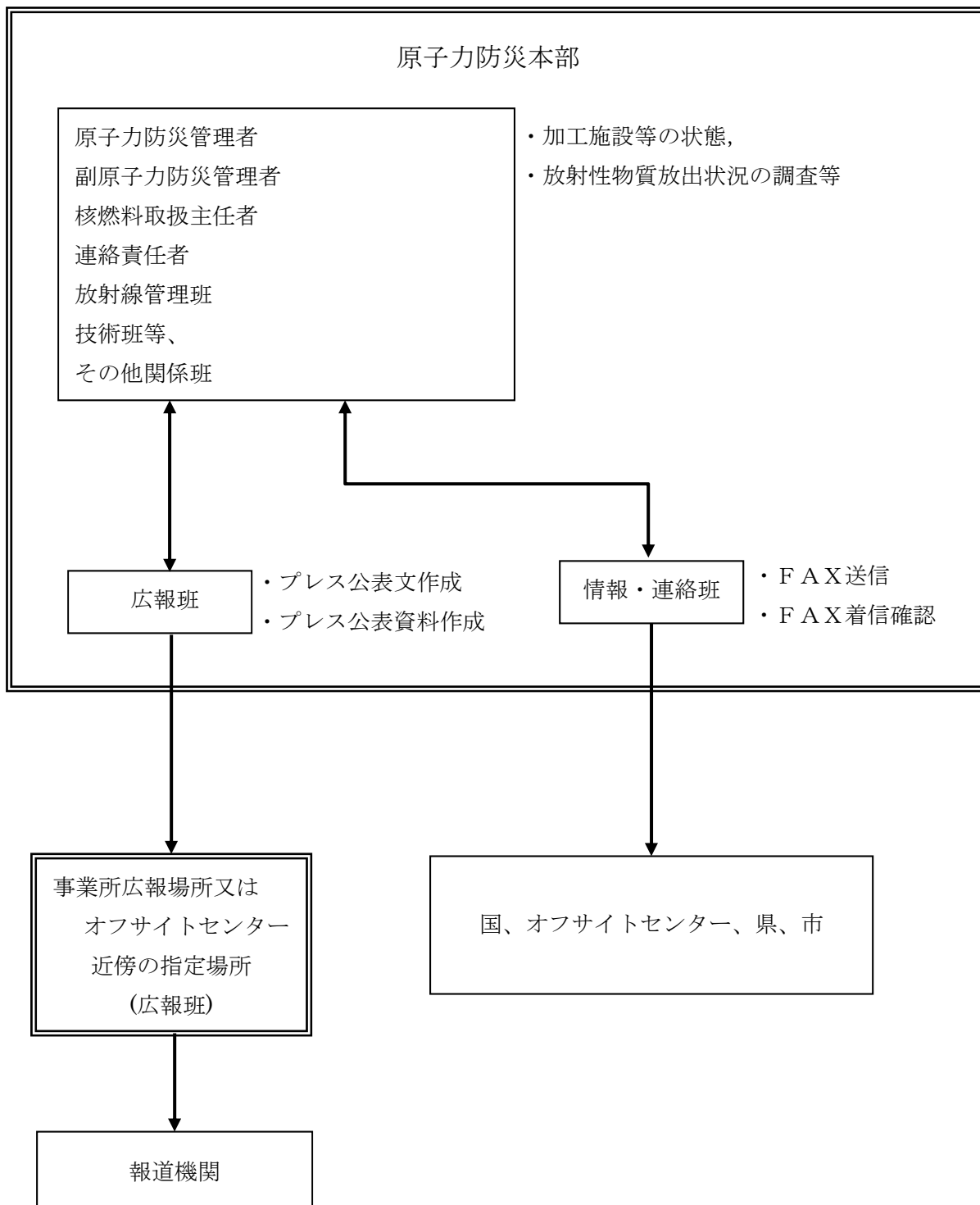
商業機密保護のため一部の建物
名称を記載していません。

別図第8 事業所敷地内の気象観測設備

名称	数量	設置場所	点検内容	点検頻度
風向風速計 (地上高：約25m)	1式	第2加工棟屋上	外観・機能	1回/年



別図第9 公表内容の伝達経路



原子力事業者防災業務計画

平成28年7月

株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン

目 次

第1章 総則	1
第1節 原子力事業者防災業務計画の目的	1
第2節 定義	1
1. 用語の意義	1
第3節 原子力事業者防災業務計画の基本構想	3
1. 諸施策	4
第4節 原子力事業者防災業務計画の修正	4
1. 計画の修正	4
第2章 原子力災害予防対策の実施	6
第1節 防災体制	6
1. 緊急時態勢の区分	6
2. 原子力防災組織	6
3. 原子力防災管理者・副原子力防災管理者の職務	7
第2節 原子力防災組織の運営	8
1. 通報連絡体制及び情報連絡体制	8
2. 緊急時態勢の発令及び解除	9
3. 権限の行使	10
第3節 放射線測定設備及び原子力防災資機材の整備	10
1. 敷地境界付近の放射線測定設備の設置及び検査等	10
2. 原子力防災資機材の整備	11
3. その他の防災資機材	11
第4節 原子力災害対策活動で使用する資料の整備	12
1. 当事業所に備え付ける資料	12
2. 緊急事態応急対策等拠点施設に備え付ける資料	12
3. オフサイトセンター（事業者ブース）に備え付ける資料	12
4. 原子力規制庁緊急時対応センター（事業者ブース）に備え付ける資料	12
第5節 原子力災害対策活動で使用する施設及び設備の整備・点検	12

1. 防災本部室	1 2
2. 避難場所	1 3
3. 気象観測設備	1 3
4. 放送装置	1 3
第6節 防災教育の実施	1 3
第7節 防災訓練の実施	1 4
1. 当事業所における訓練	1 4
2. 国又は地方公共団体が主催する訓練	1 4
第8節 関係機関との連携	1 5
1. 国との連携	1 5
2. 地方公共団体との連携	1 5
3. 地元防災関係機関等との連携	1 6
第9節 周辺住民に対する平常時の広報活動	1 6
第3章 第1次緊急事態発令時の措置	1 7
第1節 特定事象発見時の措置	1 7
1. 通報の実施	1 7
第2節 第1次緊急事態勢の発令	1 8
1. 緊急事態勢発令時の対応	1 8
2. 情報の収集と提供	1 8
3. 社外関係機関との連絡方法	1 9
4. 電話回線の確保	1 9
第3節 応急措置の実施	1 9
1. 警備及び避難誘導	1 9
2. 放射能影響範囲の推定	2 0
3. 緊急時医療	2 0
4. 消防活動	2 0
5. 汚染拡大の防止	2 0
6. 線量評価	2 1
7. 広報活動	2 1

8.	応急復旧	2 1
9.	原子力災害の発生又は拡大の防止を図るための措置	2 1
1 0.	資機材の調達及び輸送	2 2
1 1.	事業所外運搬に係る事象の発生における措置	2 2
1 2.	応急措置の実施報告	2 2
1 3.	原子力防災要員の派遣等	2 3
第 4 節	第 1 次緊急時態勢の解除	2 4
第 4 章	第 2 次緊急時態勢の措置	2 5
第 1 節	第 2 次緊急時態勢の発令	2 5
第 2 節	緊急事態応急対策等の実施	2 5
1.	原子力災害合同対策協議会等との連絡報告	2 5
2.	原子力規制庁緊急時対応センターへの派遣	2 5
3.	応急措置の継続実施	2 6
4.	事業所外運搬事故における対策	2 6
5.	当事業者以外の原子力事業者への応援要請	2 6
第 5 章	原子力災害事後対策の実施	2 7
第 1 節	当事業所の対策	2 7
1.	復旧対策	2 7
2.	被災者の相談窓口の設置	2 7
3.	緊急時態勢の解除	2 7
4.	原因究明と再発防止対策の実施	2 7
第 2 節	原子力防災要員の派遣等	2 8
1.	広報活動に関する事項	2 8
2.	環境放射線モニタリング、汚染検査及び汚染除去に関する事項	2 8
3.	原子力緊急事態解除宣言以降に開催される原子力災害合同対策協議会への参加	2 8
第 6 章	その他	2 9
第 1 節	他の原子力事業者への協力	2 9

第2節 「原子力災害時における原子力事業者間協力協定」に基づく協力.....	29
第3節 緊急時モニタリングへの協力.....	30

第1章 総則

第1節 原子力事業者防災業務計画の目的

この原子力事業者防災業務計画（以下「この計画」という。）は、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号、以下「法律」という。）第7条第1項の規定に基づき、株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン（以下「当事業所」という。）に係わる原子力災害の発生及び拡大の防止と復旧を図るために必要な、原子力災害予防対策、緊急事態応急対策、原子力災害事後対策及びその他の実施事項を定め、原子力災害対策の円滑かつ適切な遂行に資することを目的とする。

第2節 定義

1. 用語の意義

この計画において次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

(1) 原子力災害

原子力緊急事態により、公衆の生命、身体又は財産に生ずる被害をいう。

(2) 原子力緊急事態

加工施設の運転等により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所の敷地外（但し、原子力事業所の外における放射性物質の運搬（以下「事業所外運搬」という。）の場合にあっては当該運搬に使用する容器外）へ放出された事態をいう。

(3) 原子力災害予防対策

原子力災害の発生を未然に防止するため実施すべき対策（原子力災害が発生した際に必要となる防災体制及び資機材の整備等の対策を含む。）をいう。

(4) 緊急事態応急対策

法律第15条第2項の規定に基づく原子力緊急事態宣言があったときから同条第4項の規定に基づく原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るため実施すべき応急の対策をいう。

(5) 原子力災害事後対策

原子力緊急事態解除宣言があった時以後において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止又は原子力災害の復旧を図るため実施すべき対策（原子力事業者が原子力損害の賠償に関する法律の規定に基づき同法律第2条第2項に規定する原子力損害を賠償することを除く。）をいう。

(6) 原子力事業者

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)第13条第1項の規定に基づく加工の事業の許可を受けた者、その他、法律第2条第3号に規定する者をいう。

(7) 原子力事業所

加工施設の運転等を行う工場又は事業所及び法律第2条第4号に規定する工場又は事業所をいう。

(8) 指定行政機関

災害対策基本法第2条第3号に規定する指定行政機関をいう。

(9) 指定地方行政機関

災害対策基本法第2条第4号に規定する指定地方行政機関をいう。

(10) 核燃料物質等

核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含む）をいう。

(11) 加工施設の運転等

原子力損害の賠償に関する法律施行令（昭和37年政令第44号）第1条に規定する核燃料物質の加工及び核燃料物質の使用並びにこれらに付随して行う核燃料物質等の運搬又は貯蔵等をいう。

(12) 緊急時態勢

原子力災害が発生するおそれがある場合、又は発生した場合であって当事業所の平常組織をもってしては、事故原因の除去、原子力災害の拡大防止等のための活動を迅速かつ円滑に行うことが困難な事態に対するための態勢をいう。

(13) 原子力災害対策活動

緊急時態勢発令時に原子力災害の発生又は拡大を防止し、若しくは原子力災害の復旧を図るために実施する活動をいう。

(14) 原子力防災組織

法律第8条第1項の規定に基づき当事業所に設置され、原子力災害対策活動を行う組織をいう。

(15) 原子力防災要員

法律第8条第3項の規定に基づき原子力防災組織に置かれ、原子力災害対策活動を行う要員をいう。

(16) 原子力防災本部要員

原子力防災管理者、副原子力防災管理者及び原子力防災本部補佐要員をいう。

(17) 原子力防災管理者

法律第9条第1項の規定に基づき選任され、当事業所において原子力防災組織を統括する者をいう。

(18) 副原子力防災管理者

法律第9条第3項の規定に基づき選任され、原子力防災組織の統括について原子力防災管理者を補佐すると共に、法律第9条第4項の規定に基づき、原子力防災管理者が当事業所内に不在のときは原子力防災組織を統括する者をいう。

(19) 原子力防災本部補佐要員

原子力防災管理者に対して補佐及び助言を行う者をいう。

(20) 防護隊員

原子力防災管理者の指示のもと、原子力災害対策活動を支援する防護隊の構成員をいう。

(21) 原子力防災本部員

原子力防災本部要員、原子力防災要員及び防護隊員をいう。

(22) 特定事象

法律第10条第1項及び第15条第1項の規定に基づき、原子力災害対策特別措置法施行令（以下「政令」という。）第4条及び第6条で定められた事象をいう。

第3節 原子力事業者防災業務計画の基本構想

この計画では、原子力災害対策の遂行に資するため、次に掲げる諸施策について定めるものとし、原子力防災本部員は、平常時から、原子力災害対策活動等について理解しておくこと

ともに特定事象発生時には、この計画に従い、円滑かつ適切な原子力災害対策活動を遂行するものとする。

1. 諸施策

(1) 原子力災害予防対策の実施

周到かつ十分な予防対策として、事前の態勢整備、原子力防災資機材の整備、防災教育及び防災訓練等を行う。

(2) 緊急事態応急対策等の実施

迅速かつ円滑な応急対策として、特定事象発生時の通報、緊急時態勢の確立、情報の収集と伝達、応急措置の実施、緊急事態応急対策の実施及び関係機関への原子力防災要員派遣等を行う。

(3) 原子力災害事後対策の実施

適切かつ速やかな災害復旧対策として、原子力災害事後対策の実施、原子力災害地域復旧のための関係機関への原子力防災要員派遣等を行う。

第4節 原子力事業者防災業務計画の修正

当事業所は、毎年この計画に検討を加え、必要があると認められるときはこれを修正する。なお、当事業所は、検討の結果、修正の必要がない場合であってもその旨を原子力防災専門官、神奈川県知事及び横須賀市長に報告する。又、この計画を修正する場合には、次のとおりとする。

1. 計画の修正

(1) 当事業所は、この計画を修正しようとするときは、神奈川県地域防災計画及び横須賀市地域防災計画に抵触するものでないことを確認し、原子力防災専門官の指導及び助言を受ける。

(2) この計画を修正しようとするときは、あらかじめ神奈川県知事及び横須賀市長と協議しなければならない。この協議は、この計画を修正しようとする日の60日前までに、当事業所により神奈川県知事及び横須賀市長にこの計画の案を提出して行うものとする。この場合において、この計画を修正しようとする日を明らかにするものとする。

(3) この計画を修正した場合、当事業所より内閣総理大臣及び原子力規制委員会に速やか

に様式第1に定める届出書により届け出るとともに、その要旨を公表する。

- (4) 当事業所は、内閣総理大臣、原子力規制委員会、神奈川県知事及び横須賀市長から、この計画の作成又は修正に関する事項について報告を求められたときに報告できるよう、作成及び修正の履歴を保存しておく。

第2章 原子力災害予防対策の実施

第1節 防災体制

1. 緊急時態勢の区分

原子力災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に、事故原因の除去、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止その他必要な活動を迅速かつ円滑に行うため、次表に定める原子力災害の状況に応じて緊急時態勢を区分する。

表 緊急時態勢の区分

原子力災害の状況	緊急時態勢の区分
別表第1の事象が発生し、原子力防災管理者が法律第10条第1項に基づく通報を行ったときから、第2次緊急時態勢が発令されるまでの間、又は事象が収束し第1次緊急時態勢を取る必要がなくなったときまでの間	第1次緊急時態勢
別表第2の事象が発生し、その旨を関係箇所に報告するとき、又は内閣総理大臣が法律第15条第2項に基づく原子力緊急事態宣言を行ったときから、内閣総理大臣が同条第4項に基づく原子力緊急事態解除宣言を行ったときまでの間	第2次緊急時態勢

注) 法律第15条第4項の原子力緊急事態解除宣言が行われた後においても、原子力防災管理者の判断により緊急時態勢を継続することができる。

2. 原子力防災組織

当事業所は、当事業所に原子力防災組織を設置する。

(1) 当事業所原子力防災組織

- ① 当事業所の原子力防災組織は、原子力防災本部とよび、別図第1に定める業務分掌に基づき、原子力災害の発生又は拡大を防止するために必要な活動を行う。
- ② 原子力防災本部には、原子力防災本部員を置き、原子力防災本部員は、次に掲げる業

務を行う。

- a. 原子力防災管理者は、原子力防災組織の統括業務を行う。
- b. 副原子力防災管理者は、原子力防災管理者の補佐業務を行うと共に、原子力防災管理者が当事業所に不在のときは原子力防災組織の統括業務を行う。
- c. 原子力防災本部補佐要員は、原子力防災管理者の補佐及び助言業務を行う。
- d. 原子力防災要員は、別表第3に定める業務を行う。
- e. 防護隊員は、原子力災害対策活動の支援業務を行う。

(2) 原子力防災組織の届出、派遣要員、報告等について

- ① 社長は、原子力防災要員を置いた場合又は変更した場合、原子力規制委員会、神奈川県知事及び横須賀市長に様式第2の届出書により原子力防災要員を置いた日又は変更した日から7日以内に届け出る。
- ② 当事業所は、原子力防災要員のうち、派遣要員をあらかじめ定めておく。派遣要員は、次に掲げる職務を実施する。
 - a. 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長その他の執行機関の実施する緊急事態応急対策への協力
 - b. 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長その他の執行機関の実施する原子力災害事後対策への協力
 - c. 他の原子力事業者の原子力事業所に係る緊急事態応急対策への協力
- ③ 当事業所は、内閣総理大臣、原子力規制委員会、神奈川県知事及び横須賀市長から、原子力防災組織及び原子力防災要員の状況について報告を求められたときはこれを行う。
- ④ 社長は、原子力防災管理者又は副原子力防災管理者を選任又は解任した場合、原子力規制委員会、神奈川県知事及び横須賀市長に7日以内に様式第3の届出書により届け出る。

3. 原子力防災管理者・副原子力防災管理者の職務

(1) 原子力防災管理者の職務

原子力防災管理者は、社長とし、原子力防災組織を統括するとともに、次に掲げる職務を行う。

- ① 別表第1又は別表第2の事象の発生について報告を受け、又は自ら発見したときは、

直ちに別図第2に示す箇所へ通報し、緊急時態勢を発令する。

- ② 緊急時態勢を発令した場合、直ちに原子力防災本部員に対し、原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な応急措置を行わせるとともに、その概要を別図第3に示す箇所へ報告する。
- ③ 法律第11条第1項に定められた放射線測定設備を設置及び維持し、同条第2項に定められた放射線障害防護用器具、非常用通信機器その他の資材又は機材を備え付け、随時、保守点検する。
- ④ 内閣総理大臣、原子力規制委員会、神奈川県知事及び横須賀市長から、原子力防災管理者及び副原子力防災管理者の状況について報告を求められたときはこれを行う。
- ⑤ 原子力防災本部要員に対し定期的に原子力緊急事態に対処するための防災訓練及び防災教育を実施する。
- ⑥ 旅行又は疾病その他の事故のため長期に亘り不在となり、その職務を遂行できない場合、副原子力防災管理者である保安管理部長、製造部長、環境安全部長、品質保証部長、業務部長及び保安管理部担当課長の中からこの順位により原子力防災管理者の職務を代行させる。

(2) 副原子力防災管理者の職務

副原子力防災管理者は、次に掲げる職務を行う。

- ① 原子力防災組織の統括について原子力防災管理者を補佐する。
- ② 原子力防災管理者が不在の時には、その職務を代行する。
- ③ 副原子力防災管理者の順位は、保安管理部長、製造部長、環境安全部長、品質保証部長、業務部長及び保安管理部担当課長とし、上位の副原子力防災管理者が旅行又は疾病その他の事故のため長期に亘り不在又は原子力防災管理者の代行を行っている場合は、次の順位の副原子力防災管理者が職務を代行する。

第2節 原子力防災組織の運営

1. 通報連絡体制及び情報連絡体制

(1) 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報連絡体制

原子力防災管理者は、別表第1又は別表第2に該当する事象の発生について報告を受けたとき、又は自ら発見したときに際し、別図第2に定める通報連絡体制を整備してお

くものとする。

又、原子力防災管理者は、内閣総理大臣、原子力規制委員会、神奈川県知事及び横須賀市長から、法律第10条第1項の通報について報告を求められたときに、報告できるようにしておくものとする。

(2) 原子力災害対策特別措置法第10条第1項の通報後の情報連絡体制

① 原子力防災本部と社外関係機関との連絡体制

原子力防災管理者は、法律第10条第1項に基づく通報を行った後の社外関係機関への報告及び連絡については別図第3に定める連絡体制を整備しておくものとする。

② 社内の情報連絡体制

社内の情報連絡体制は、別図第4に定めるとおりとする。

2. 緊急時態勢の発令及び解除

(1) 緊急時態勢の発令

原子力防災管理者は、別表第1又は別表第2の事象が発生した場合、別図第5に定める連絡経路により緊急時態勢を発令する。

(2) 原子力防災本部員の非常召集

原子力防災管理者は、当事業所における緊急時態勢発令時（緊急時態勢発令が予想される場合を含む。）に所内放送及び緊急招集装置等を使用し、別図第5に定める連絡経路により、原子力防災本部員を当事業所の防災本部室等に非常召集する。なお、原子力防災管理者は、あらかじめ原子力防災本部員の連絡先を記載した名簿を作成・整備しておく。

(3) 原子力防災本部の立上げ

- ① 原子力防災管理者は、緊急時態勢が発令された場合、速やかに、当事業所の防災本部室で原子力防災本部の活動を開始する。
- ② 原子力防災本部は、別図第1に示す組織で構成する。
- ③ 原子力防災管理者は、原子力防災本部本部長としてその職務を遂行する。

(4) 緊急時態勢の区分の変更

原子力防災管理者は、緊急時態勢の区分を変更したときには、原子力防災本部員にその旨を周知する。

(5) 緊急時態勢の解除

原子力防災管理者は、次に掲げる状態となった場合、関係機関と協議し緊急時態勢を解除する。

- ① 法律第15条第2項に基づく原子力緊急事態宣言が発令されていたが、その後同条第4項に基づく内閣総理大臣による原子力緊急事態解除宣言が行われた場合
 - ② 法律第15条第2項に基づく原子力緊急事態宣言の発令に至らず、原子力災害の原因の除去及び被害範囲の拡大防止の措置を行い、事象が収束した場合
- 原子力防災管理者は、緊急時態勢を解除したときは、原子力防災本部の活動を終了し原子力防災本部員を解散する。

3. 権限の行使

- (1) 緊急時態勢が発令された場合、当事業所の原子力災害対策活動に関する一切の業務は、原子力防災本部のもとで行う。
- (2) 原子力防災管理者は、緊急時態勢を発令した場合、原子力防災本部本部長として、職務上の権限を行使して積極的に原子力災害対策活動を行う。

第3節 放射線測定設備及び原子力防災資機材の整備

1. 敷地境界付近の放射線測定設備の設置及び検査等

原子力防災管理者は、法律第11条第1項に基づく放射線測定設備（以下「モニタリングポスト」という。）を別図第6に定めるとおり整備し、次に掲げる検査等を実施する。

- (1) モニタリングポストの検出部、表示及び記録装置その他の主たる構成要素の外観において放射線量の適正な検出を妨げるおそれのある損傷がない状態とする。
- (2) モニタリングポストを設置している地形の変化その他の周辺環境の変化により、放射線量の適正な検出に支障を生ずるおそれのある状態とならないようにする。
- (3) 毎年1回以上定期的にモニタリングポストの較正を行う。
- (4) モニタリングポストが故障(モニタリングポスト変更工事を含む)等により監視不能となった場合、速やかに修理するとともに別表第4に定める代替手段を講ずる。代替手段を講じた場合は、原子力防災専門官、神奈川県安全防災局安全防災部危機管理対策課及び横須賀市市民安全部危機管理課に発生日と復旧予定日を連絡する。但し、7日以上修

理期間が必要な場合は、修理工事工程を合わせて連絡する。

- (5) 社長は、モニタリングポストを新たに設置したとき又は変更したときは、内閣総理大臣、原子力規制委員会、神奈川県知事及び横須賀市長に7日以内に様式第4に定める届出書により届け出る。
- (6) モニタリングポストを新たに設置したとき又は変更したときは、法律第11条第5項の検査を受けるため、(5)の現況届と併せて、様式第11に定める申請書により原子力規制委員会に申請する。
- (7) モニタリングポストにより測定した放射線量を記録計により記録し、1年間保存する。
又、モニタリングポストにより測定した放射線量を各種の手段により公表する。
- (8) 内閣総理大臣、原子力規制委員会、神奈川県知事及び横須賀市長から、モニタリングポストの状況、若しくはモニタリングポストにより検出された放射線量の数値の記録又は公表に関する事項について報告を求められたときはこれを行う。

2. 原子力防災資機材の整備

原子力防災管理者は、法律第11条第2項に規定される原子力防災資機材に関して次に掲げる措置を講ずる。

- (1) 別表第5に定める原子力防災資機材を確保するとともに、定期的に保守点検を行う。
- (2) 原子力防災資機材に不具合が認められた場合、速やかに修理するかあるいは、代替品を補充することにより必要数量を確保する。
- (3) 社長は、原子力防災資機材を備え付けたときは、内閣総理大臣、原子力規制委員会、神奈川県知事及び横須賀市長に7日以内に様式第5に定める届出書により届け出る。
又、毎年9月30日現在における備え付けの現況を翌月7日までに同様式の届出書により届け出る。
- (4) 内閣総理大臣、原子力規制委員会、神奈川県知事及び横須賀市長から、原子力防災資機材の状況について報告を求められたときはこれを行う。

3. その他の防災資機材

- (1) 原子力防災管理者は、別表第6に示すその他の防災資機材に関し、必要な数量を確保するとともに定期的に保守点検を行う。
- (2) その他の防災資機材に不具合が認められた場合、速やかに修理するかあるいは、代

替品を補充することにより必要数量を確保する。

第4節 原子力災害対策活動で使用する資料の整備

1. 当事業所に備え付ける資料

原子力防災管理者は、別表第7に定める原子力災害対策活動で使用する資料を、当事業所防災本部室に備え付ける。又、原子力防災管理者は、これらの資料について定期的に見直しを行う。

2. 緊急事態応急対策等拠点施設に備え付ける資料

社長は、別表第7に定める資料を緊急事態応急対策等拠点施設（以下「オフサイトセンター」という。）に備え付けるため、内閣総理大臣に提出する。なお、原子力防災管理者は、これらの資料について定期的に見直しを行う。

3. オフサイトセンター（事業者ブース）に備え付ける資料

原子力防災管理者は、オフサイトセンター事業者ブースにおいて使用する資料を、別表7のとおり備え付ける。また、これらの資料について定期的に見直しを行う。なお、オフサイトセンター事業者ブースに備え付ける資料には、内閣総理大臣に提出する資料を含めることとする。

4. 原子力規制庁緊急時対応センター（事業者ブース）に備え付ける資料

原子力防災管理者は、原子力規制庁緊急時対応センター事業者ブースにおいて使用する資料を、別表7のとおり備え付ける。また、これらの資料について定期的に見直しを行う。

第5節 原子力災害対策活動で使用する施設及び設備の整備・点検

1. 防災本部室

原子力防災管理者は、防災本部室を常に使用可能な状態に整備する。

2. 避難場所

原子力防災管理者は、別図第7に定める避難場所のそれぞれの場所に立て看板等により、その場所が避難場所であることを掲示する。又、原子力防災管理者は、避難場所を指定又は変更したときは、関係者に周知する。

3. 気象観測設備

(1) 原子力防災管理者は、別図第8に示す場所に気象観測設備を常に使用可能な状態に整備する。又、原子力防災管理者は、気象観測設備に不具合が認められた場合、速やかに修理するか予備機と交換する。

(2) 環境安全部長は、気象観測データを10年間保存する。

4. 放送装置

原子力防災管理者は、当事業所における所内放送装置を常に使用可能な状態に整備する。又、原子力防災管理者は、所内放送装置に不具合が認められた場合、速やかに修理する。

第6節 防災教育の実施

原子力防災管理者は、原子力防災要員等に対し、原子力災害に関する知識及び技能を習得し、原子力災害対策活動の円滑な実施に資するため、次に掲げる項目について年1回以上教育を実施する。

また、防災教育実施後に評価を行い、課題等を明らかにするとともに、必要に応じて教育内容の見直しを行う。

1. 原子力防災組織及び活動に関する知識
2. 当事業所の施設又は設備（放射性物質の運搬容器等を含む）に関する知識
3. 放射線防護に関する知識
4. 臨界安全管理に関する知識
5. 放射線及び放射性物質の測定方法並びに機器を含む原子力防災対策上の諸設備に関する知識

第7節 防災訓練の実施

1. 当事業所における訓練

原子力防災管理者は、原子力災害発生時に原子力防災組織があらかじめ定められた機能を有効に発揮できるようにするため、次に掲げる項目を含め年1回以上訓練を実施する。

(1) 原子力防災管理者は、原子力災害発生時に原子力防災組織があらかじめ定められた機能を有効に発揮できるようにするため、個別訓練を含めた総合訓練を、政令第6条第4項に規定する事象又はその他の事象による原子力災害(以下「重大事故等」という。)を想定して年1回以上実施する。必要に応じ総合訓練とは別に個別訓練を実施する。

① 総合訓練

② 個別訓練

a. 通報訓練

b. 除染作業等の訓練

c. モニタリング訓練

d. 避難誘導訓練

e. その他の訓練

(2) 原子力防災管理者は、重大事故等を想定した訓練の計画について、原子力防災専門官の指導および助言を受ける。

(3) 原子力防災管理者は、総合訓練実施後に評価を行い、課題等を明らかにするとともに、必要に応じてこの計画(本防災業務計画)の見直しを行う。

(4) 社長は、重大事故等を想定した訓練を実施した場合、その結果を様式第14に定める報告書により原子力規制委員会に報告するとともに、その要旨を公表する。

2. 国又は地方公共団体が主催する訓練

原子力防災管理者は、国又は地方公共団体が主催する原子力防災訓練における訓練計画の策定に参画し、訓練内容に応じて原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な措置の実施を模擬して訓練に参加する。

第8節 関係機関との連携

原子力防災管理者は、関係機関と相互に連携を取りながら、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策を進めるために、次の項目に掲げるとおり相互連携を図るものとする。

1. 国との連携

- (1) 国の機関（原子力規制庁及びその他関係省庁）とは平常時から協調し、防災情報の収集及び提供等の相互連携を図る。
- (2) 内閣総理大臣、原子力規制委員会又は国土交通大臣から法律第31条に基づく業務の報告を求められた場合、その業務について報告を行う。
- (3) 内閣総理大臣、原子力規制委員会又は国土交通大臣から法律第32条第1項に基づく当事業所の立ち入り検査を求められた場合、その立ち入り検査について対応を行う。
- (4) 原子力防災専門官からこの計画の修正及び原子力防災組織の設置その他原子力災害予防対策に関する指導及び助言があった場合、速やかにその対応を行う。
又、原子力防災専門官と協調し、防災情報の収集及び提供等相互連携を図る。
- (5) 原子力規制委員会又は国土交通大臣から炉規法第64条第3項に基づく危険時の措置について命令があった場合は、速やかにその対応を行う。
- (6) 加工施設に原子力災害に係る異常が発生し、又はそのおそれがある場合（「特定事象」を除く）、速やかに様式第6に定められた項目に準じた必要事項をファクシミリ装置その他のなるべく早く到達する通信手段（以下「ファクシミリ装置等」という。）を用いて原子力規制委員会に送信する。又、必要な情報の収集及び提供等、原子力規制委員会と相互の連携を図り、特定事象への進展を防止する。

2. 地方公共団体との連携

- (1) 地方公共団体（神奈川県及び横須賀市）とは平常時から協調し、防災情報の収集及び提供等の相互連携を図る。
- (2) 地方防災会議等が開催される場合、参加要請に基づきこれに参加し密接な連携を保つ。
- (3) 神奈川県知事及び横須賀市長から法律第31条に基づく業務の報告を求められた場合、その業務についての報告を行う。

- (4) 神奈川県知事及び横須賀市長から法律第32条第1項に基づく当事業所の立ち入り検査を求められた場合、その立ち入り検査についての対応を行う。
- (5) 加工施設に原子力災害に係る異常が発生し、又はそのおそれがある場合（「特定事象」を除く）で、原子力規制委員会に連絡をおこなった時は、原子力規制委員会に連絡した内容を神奈川県及び横須賀市へ連絡する。

3. 地元防災関係機関等との連携

地元防災関係機関等（横須賀市消防局、浦賀警察署、横須賀海上保安部及びその他関係機関）とは平常時から協調し、防災情報の収集及び提供等の相互連携を図る。

第9節 周辺住民に対する平常時の広報活動

原子力防災管理者は、平常時より、当事業所の周辺住民に対し、国、地方公共団体と協調して次に掲げる内容について、正しい知識の普及・啓発を行うものとする。

1. 放射性物質及び放射線の特性
2. 原子力事業所の概要
3. 原子力災害とその特殊性
4. 原子力災害発生時における防災対策の内容

第3章 第1次緊急時態勢発令時の措置

第1節 特定事象発見時の措置

1. 通報の実施

- (1) 原子力防災管理者は、別表第1の事業所内での事象の発生について報告を受け、又は自ら発見したときは、直ちに、様式第6に定められた通報様式に必要事項を記入し、別図第2に定める通報経路により、内閣総理大臣、原子力規制委員会、神奈川県知事、横須賀市長、原子力防災専門官及び関係機関にファクシミリ装置等を用いて一斉に送信する。さらに、送信先の内閣総理大臣、原子力規制委員会、神奈川県安全防災局、横須賀市消防局及び横須賀原子力規制事務所 原子力防災専門官に対してその着信を確認する。
- (2) 原子力防災管理者は、別表第1に定める事業所外の事象のうち、当事業所が輸送物の安全について責任を有する事業所外運搬（新燃料、六フッ化ウラン及び酸化ウラン粉末等）の場合にあつては、様式第8に定められた通報様式に必要事項を記入し、別図第2に定める通報経路により、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事、市町村長、原子力防災専門官及び関係機関にファクシミリ装置等を用いて一斉に送信する。さらに、送信先の内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通省、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長、及び横須賀原子力規制事務所 原子力防災専門官に対してはその着信を確認する。
- (3) ファクシミリ装置等を用いて一斉に送信することができない場合の通報は、様式第6又は様式第8に定められた事項について行うものとし、又、通報の方法はなるべく早く到達する手段を用いて連絡するものとし、連絡を受けた旨を直ちに連絡先に対し確認する。
- (4) 原子力防災管理者は、法律第10条第1項に基づく通報を行った旨を内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣（事業所外運搬の場合）、神奈川県知事及び横須賀市長と連絡を取りつつ、報道機関へ発表する。
- (5) 原子力防災管理者は、社外への通報および報告を行った場合、その内容を記録として保存する。

第2節 第1次緊急時態勢の発令

1. 緊急時態勢発令時の対応

- (1) 原子力防災管理者は、前項の事象の発生について報告を受け、又は自ら発見したときは、この計画第2章第1節1.「緊急時態勢の区分」に基づき、直ちに第1次緊急時態勢を発令する。
- (2) 原子力防災管理者は、第1次緊急時態勢発令後、原子力防災本部員を非常召集する。
- (3) 原子力防災管理者は、原子力防災本部を立上げ、活動を開始する。
- (4) 原子力防災管理者は、第1次緊急時態勢を発令した場合、オフサイトセンター等の関係機関と連携し、全社で緊急事態応急対策に取り組むものとする。

2. 情報の収集と提供

- (1) 原子力防災要員の各担当等は、事故状況の把握を行うため、速やかに次に掲げる事項を調査し、事故及び被害状況等を迅速かつ的確に収集し、原子力防災管理者に報告する。
 - ① 事故の発生時刻及び場所
 - ② 事故原因、状況及び事故の拡大防止措置
 - ③ 被ばく及び障害等人身災害にかかわる状況
 - ④ 事業所内における放射線量率並びに放射性物質濃度の測定結果
 - ⑤ 放出放射性物質の量、種類、放出場所及び放出状況の推移等の状況
 - ⑥ 気象状況
 - ⑦ 収束の見通し
 - ⑧ その他必要と認める事項
- (2) 原子力防災要員の情報・連絡班は、上記の情報を定期的に収集し、その内容を様式第7又は様式第9に記載し、原子力防災管理者に報告後、別図第3に定める連絡箇所にファクシミリ装置等を用いて一斉に送信する。さらに、送信先に対してその着信を確認する。

なお、ファクシミリ装置等を用いて一斉送信することができない場合の通報は、様式第7又は様式第9に定められた事項について行うものとし、又、通報の方法はなるべく早く到達する手段を用いて連絡するものとし、連絡を受けた旨を直ちに連絡先に

対し確認する。

- (3) 原子力防災管理者は、社外への通報および報告を行った場合、その内容を記録として保存する。

3. 社外関係機関との連絡方法

原子力防災管理者は、別図第3の連絡経路により社外関係機関に連絡を行う。

4. 電話回線の確保

原子力防災本部本部長は、必要と認めたときは、通話制限その他必要な措置を講じ、緊急事態応急対策実施のために必要となる電話回線の確保に努めるものとする。

第3節 応急措置の実施

1. 警備及び避難誘導

原子力防災要員の警備・誘導班は、各班と協力して次に掲げる措置を講じる。

(1) 避難場所等の指定

当事業所内の事象に係る緊急時態勢が発令された場合、当事業所敷地内の原子力災害対策活動に従事しない者及び来訪者等（以下「避難者」という。）に対する避難場所及び避難経路等の必要な事項を指定する。

(2) 避難の周知

避難者に対して所内放送等により指定する避難場所への避難及び避難の際の安全措置を周知させる。

(3) 当事業所敷地外への避難

避難者を当事業所敷地外へ避難させる必要がある場合、当事業所敷地外へ避難させる。なお、原子力防災要員の情報・連絡班は、その旨を直ちに神奈川県知事、横須賀市長、原子力防災専門官及び各関係機関に連絡する。

(4) 当事業所への入域制限

当事業所敷地内への入域を制限するとともに、原子力災害対策活動に関係のない車両の使用を禁止する。

2. 放射能影響範囲の推定

原子力防災要員の放射線管理班は、当事業所内及び当事業所敷地周辺の放射線量率並びに放射性物質濃度の測定を行うと共に、放射線監視データ、気象観測データ及び緊急時環境モニタリングデータ等から放射線量等の影響範囲を推定する。

3. 緊急時医療

原子力防災要員の救護班は、各班と協力して次に掲げる措置を講ずる。

(1) 救助活動

負傷者及び放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者（以下「負傷者等」という。）がいる場合、負傷者等を放射線による影響の少ない場所に速やかに救出する。

(2) 医療活動

負傷者等について可能な限りの応急措置及び除染等の措置を講ずるとともに、外部の病院及び放射線医学総合研究所への搬送及び治療の依頼等の必要な措置を講じる。

(3) 二次災害防止に関する措置

医療機関へ負傷者等の搬送及び治療の依頼を行う時並びに救急隊到着時に、事故の概要及び負傷者等の放射性物質による汚染の状況等の被ばく防止のために必要な情報を救急隊員等に伝達すると共に放射線管理要員が同行する。

4. 消防活動

防護隊隊長は、速やかに火災の状況を把握し、安全を確保しつつ、消防機関と協力して迅速に消火活動を行う。

5. 汚染拡大の防止

原子力防災要員の警備・誘導班は、不必要な被ばくを防止するため、関係者以外の者の立入りを禁止する区域を設定し、標識等により明示するとともに、必要に応じ所内放送等により当事業所構内にいる者に周知する。

又、原子力防災要員の放射線管理班及び除染班は、放射性物質による予期しない汚染が確認された場合、速やかにその拡大の防止及び除去に努める。

6. 線量評価

原子力防災要員の放射線管理班及び除染班は、避難者及び原子力災害対策活動に従事している要員の線量評価を行うとともに、放射性物質による汚染が確認された場合、速やかにその拡大の防止及び除去に努める。

7. 広報活動

- (1) 原子力防災要員の広報班は、報道機関が当事業所に取材来訪した場合、その状況に応じて当事業所に広報場所（当事業所内が使用できないと判断した場合は、別に指定する場所）を開設し、広報活動を行う。
- (2) オフサイトセンターの運営が開始された場合、必要に応じてオフサイトセンター近傍の指定場所で広報活動を行う。
- (3) 原子力防災要員の広報班は、当事業所の状況、応急措置の概要等の公表する内容をとりまとめ、別図第9に示す伝達経路に基づき関係箇所に連絡する。

8. 応急復旧

(1) 施設及び設備の整備並びに点検

原子力防災要員の技術班及び工務班は、警報盤の計器等による監視及び可能な範囲における巡視点検の実施により、当事業所設備の状況及び機器の作動状況等を把握する。

(2) 応急の復旧対策

原子力防災本部本部長は、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るため、応急復旧計画を策定する。原子力防災要員の技術班は、応急復旧計画に基づき復旧対策を実施する。

9. 原子力災害の発生又は拡大の防止を図るための措置

原子力防災要員の関係する各班は、事故状況の把握、事故の拡大防止及び被害の拡大に関する推定を行い、原子力災害の発生又は拡大の防止を図るため次に掲げる事項について措置を検討し、実施するものとする。

- (1) 事故の拡大のおそれがある場合には、事故拡大防止に関する措置を検討し、措置を講ずる。
- (2) その他の施設については、事故発生施設からの影響を考慮し、運転継続の可否を検討するとともに、必要な点検及び操作を実施して、保安維持を行う。

(3) 環境への放射性物質の放出状況及び気象状況等から、事故による周辺環境への影響を予測する。

10. 資機材の調達及び輸送

原子力防災要員の資材班は、原子力防災資機材及びその他原子力災害対策活動に必要な資機材を調達するとともに、資機材の輸送を行う。

11. 事業所外運搬に係る事象の発生における措置

原子力防災本部本部長は、事業所外運搬に係る事象が発生した場合、直ちに現場へ必要な要員を派遣し、運搬を委託された者、最寄りの消防機関、警察機関及び海上保安部署と協力して、事象の状況を踏まえ次に掲げる措置を実施し、原子力災害の発生の防止を図る。

- (1) 放射線障害を受けた者の救出、避難等の措置
- (2) 消火、延焼防止の措置
- (3) 運搬に従事する者や付近にいる者の退避
- (4) 立入制限区域の設定
- (5) 核燃料物質等の安全な場所への移動
- (6) モニタリングの実施
- (7) 核燃料物質等による汚染、漏えいの拡大の防止及び汚染の除去
- (8) その他放射線障害の防止のために必要な措置

12. 応急措置の実施報告

原子力防災要員の情報・連絡班は、本節の各項に掲げる応急措置を実施した場合、様式第12に定める報告様式にその概要を記入し、別図第3に定める連絡経路により、内閣総理大臣、原子力規制委員会、神奈川県知事、横須賀市長、原子力防災専門官及び各関係機関にファクシミリ装置等を用いて一斉に送信する。

さらに、内閣総理大臣、原子力規制委員会、神奈川県安全防災局、横須賀市消防局及び横須賀原子力規制事務所 原子力防災専門官に対してその着信を確認する。

但し、原子力防災要員の情報・連絡班責任者は、事業所外運搬に係る事象の発生の場合にあつては、応急措置を実施した場合、様式第13に定める報告様式にその概要を記入し、

別図第3に定める連絡経路により、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長、原子力防災専門官及び各関係機関にファクシミリ装置等を用いて一斉に送信する。さらに、送信先の内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通省、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長、及び横須賀原子力規制事務所 原子力防災専門官に対してはその着信を確認する。

なお、ファクシミリ装置等を用いて一斉に送信することができない場合の通報は、様式第12又は様式第13に定められた事項について行うものとし、又、通報の方法はなるべく早く到達する手段を用いて連絡するものとし、連絡を受けた旨を直ちに連絡先に対し確認する。

1.3. 原子力防災要員の派遣等

原子力防災本部本部長は、原子力防災専門官その他の国の関係機関から、オフサイトセンターの運営の準備に入る体制を取る旨の連絡を受けた場合、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに神奈川県知事、横須賀市長その他の執行機関の実施する次に掲げる緊急事態応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、別表第3及び別表第8に定める原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な措置を講じる。

なお、別表第3及び別表第8に定める防災要員の派遣者の他に、オフサイトセンター内に設置される原子力災害合同対策協議会（現地事故対策連絡会議を含む）の対応者として、副原子力防災管理者あるいは原子力防災本部要員のいずれか1名を派遣する。

(1) オフサイトセンターにおける業務に関する事項

- ① オフサイトセンターの設営準備支援
- ② 事業所とオフサイトセンターとの情報交換
- ③ 報道機関への情報提供
- ④ 緊急事態応急対策についての相互の協力及び調整
- ⑤ 原子力災害合同対策協議会（原子力災害合同対策協議会が開催されるまでは「現地事故対策連絡会議」に読み替える。以下同じ。）への参加等

(2) 環境放射線モニタリング、汚染検査及び汚染除去に関する事項

- ① 環境放射線モニタリング
- ② 身体又は衣類に付着している放射性物質の汚染の測定
- ③ 住民からの依頼による物品又は家屋等の放射性物質による汚染の測定
- ④ 放射性物質による汚染が確認されたものの除染

派遣された原子力防災要員は、原子力災害合同対策協議会の指示に基づき、必要な業務を行う。

又、原子力防災管理者が、他の原子力事業所の協力も必要と判断したときは、社長名にて他の原子力事業者に協力を要請する。

第4節 第1次緊急時態勢の解除

第1次緊急時態勢の解除は次のとおり行う。

- (1) 原子力防災管理者は、法律第15条第2項に基づく原子力緊急事態宣言の発令に至らず、原子力災害に至るおそれのある原因の除去及び被害範囲の拡大防止の措置を行い、事故が収束していると判断したときは、第1次緊急時態勢を解除する。
- (2) 原子力防災管理者は、事業所の第1次緊急時態勢を解除したときは、原子力防災本部内に周知するとともに、第1次緊急時態勢の解除を別図第3に従い関係機関に連絡する。
- (3) 原子力防災管理者は、社内に第1次緊急時態勢解除を連絡する。

第4章 第2次緊急時態勢の措置

第1節 第2次緊急時態勢の発令

- (1) 原子力防災管理者は、別表第2に定められた状態に至った場合、原子力防災要員の情報・連絡班を経由して、様式第10に所定の事項を記入して、直ちに別図第3に定められた箇所に報告する。
- (2) 原子力防災管理者は、この報告を行ったとき、あるいは内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を行ったときは、第2次緊急時態勢を発令する。
- (3) 原子力防災管理者は、別図第3に定める連絡経路に基づき、必要な箇所に第2次緊急時態勢を発令した旨を報告及び周知する。

第2節 緊急事態応急対策等の実施

1. 原子力災害合同対策協議会等との連絡報告

- (1) 原子力防災本部本部長は、オフサイトセンターの運営が開始された場合、オフサイトセンターに派遣されている原子力防災要員と連絡を密に取る。原子力防災本部本部長は、原子力災害合同対策協議会から当事業所に対して要請された事項に対応するとともに、原子力災害合同対策協議会に対して必要な意見を進言するものとする。
- (2) 原子力災害合同対策協議会に派遣された副原子力防災管理者あるいは原子力防災要員は、当事業所の原子力防災本部と連絡を密にし、原子力災害合同対策協議会の決定事項を指示・伝達するとともに、原子力災害合同対策協議会において必要な意見を述べる。
- (3) 原子力防災管理者は、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣（事業所外運搬の場合）、神奈川県知事及び横須賀市長から、原子力緊急事態の状況及び緊急事態応急対策の実施に関する事項について報告を求められたときはこれを行う。

2. 原子力規制庁緊急時対応センターへの派遣

- (1) 原子力防災本部本部長は、原子力規制庁緊急時対応センターの運営が開始された場合、副原子力防災管理者及び原子力防災要員を各1名指定し派遣する。

(2) 派遣された副原子力防災管理者及び原子力防災要員は、当事業所の原子力災害対策本部と連絡を密ににし、原子力規制庁緊急時対応センターの決定事項を指示・伝達するとともに、原子力規制庁緊急時対応センターにおいて必要な意見を述べる。

3. 応急措置の継続実施

原子力防災本部本部長は、この計画第3章第3節「応急措置の実施」に示す各措置を、緊急時態勢が解除されるまでの間、継続して実施する。

4. 事業所外運搬事故における対策

原子力防災本部本部長は、運搬を委託された者と協力し、発生現場に派遣された専門家による助言を踏まえつつ、原子力施設における原子力災害に準じた緊急事態応急対策を主体的に講じる。

5. 当事業所以外の原子力事業者への応援要請

原子力防災本部本部長は、当事業所以外の原子力事業者からの応援が必要なときは、社長名で当事業所以外の原子力事業者に応援を要請する。

第5章 原子力災害事後対策の実施

原子力防災管理者は、法律第15条第4項の規定による原子力緊急事態解除宣言があった時以降において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止又は原子力災害の復旧を図るため、原子力防災本部体制を継続して原子力災害事後対策を実施する。

第1節 当事業所の対策

1. 復旧対策

原子力防災本部本部長は、原子力災害事後対策を円滑に行うため、当事業所に係る次に掲げる事項について復旧計画を策定し、原子力規制委員会、神奈川県知事及び横須賀市長に提出し、当該計画に基づき速やかに復旧対策を実施する。

- (1) 損傷状況及び汚染状況の把握
- (2) 除染の実施
- (3) 損傷部の修理及び改造の実施
- (4) 放射性物質の追加放出の防止等

原子力防災管理者は、原子力規制委員会、神奈川県知事及び横須賀市長から、原子力災害事後対策の実施に関する事項について報告を求められたときはこれを行う。

2. 被災者の相談窓口の設置

原子力防災本部本部長は、原子力緊急事態解除宣言する前であっても、可能な限り速やかに被災者の健康診断、損害賠償請求等のため、相談窓口を設置する等、必要な体制を整備する。

3. 緊急時態勢の解除

原子力防災本部本部長は、緊急時態勢が解除された場合、その旨を別図第3及び別図第4に定める連絡経路により報告及び周知する。

4. 原因究明と再発防止対策の実施

原子力防災管理者は、原子力災害の発生した原因を究明し、必要な再発防止対策を講じ

る。

第2節 原子力防災要員の派遣等

原子力防災管理者は、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに神奈川県知事、横須賀市長その他の執行機関の実施する次に掲げる原子力災害事後対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、別表第9に定める原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な措置を講じる。

1. 広報活動に関する事項

- (1) 当事業所とオフサイトセンターとの情報交換
- (2) 報道機関への情報提供

2. 環境放射線モニタリング、汚染検査及び汚染除去に関する事項

- (1) 環境放射線モニタリング
- (2) 身体又は衣類に付着している放射性物質の汚染の測定
- (3) 住民からの依頼による物品又は家屋等の放射性物質による汚染の測定
- (4) 放射性物質による汚染が確認されたものの除染

派遣された原子力防災要員は、オフサイトセンターに設置される原子力災害合同対策協議会（原子力災害合同対策協議会が解散している場合は派遣先）の指示に基づき、必要な業務を行う。

3. 原子力緊急事態解除宣言以降に開催される原子力災害合同対策協議会への参加

原子力防災管理者は、副原子力防災管理者の中から指名した者を合同対策協議会の構成員として派遣する。派遣された構成員は、当事業所と連絡を密にし、原子力災害合同対策協議会の決定事項を指示・伝達するとともに、原子力災害合同対策協議会において必要な意見を述べる。

当事業所は、原子力災害合同対策協議会において出された要請事項等について、必要な対応を行う。

第6章 その他

第1節 他の原子力事業者への協力

他の原子力事業者の原子力事業所で原子力災害が発生した場合、原子力防災管理者は、当該事業者、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関の実施する緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、次に掲げる環境放射線モニタリング、周辺区域の汚染検査及び汚染除去に関する事項について要請内容に応じ、別表第10に定める原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な協力を行う。なお、派遣要員および原子力資機材等の輸送手段としては、車両を使用することとするが、道路等の状況により輸送が出来ない場合には必要な措置を講じる。

- (1) 環境放射線モニタリング
- (2) 身体又は衣類に付着している放射性物質の汚染の測定
- (3) 住民からの依頼による物品又は家屋等の放射性物質による汚染の測定
- (4) 放射性物質による汚染が確認されたものの除染

但し、事業所外運搬の場合にあっては、「他の原子力事業者の原子力事業所」を「他の原子力事業者が責任を有する事業所外運搬の輸送物」に読み替えて準用する。

第2節 「原子力災害時における原子力事業者間協力協定」に基づく協力

当事業所以外のウラン加工事業所で原子力災害が発生した場合、「原子力災害時における原子力事業者間協力協定」に基づき、当該事業所の緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策が円滑に実施できるよう、原子力防災要員派遣及び原子力防災資機材の貸与その他必要な協力を行う。なお、原子力防災要員派遣人数及び原子力防災資機材の貸与数等は、両事業者間で調整するものとする。

協力協定先

- (1) 三菱原子燃料株式会社
- (2) 原子燃料工業株式会社

第3節 緊急時モニタリングへの協力

(1) 原子力防災管理者は、原子力災害が発生した場合、放射性物質放出源の情報を国、地方公共団体に提供するとともに、施設周辺地域等の緊急時モニタリングに協力する。

(2) 原子力防災管理者は、国が設置する緊急時モニタリングセンターの立上げに協力する。

(3) 原子力防災管理者は、緊急時モニタリングセンターの指揮の下、緊急時モニタリングを実施する。

附 則

この計画は、平成28年7月1日から施行する。

原子力事業者防災業務計画別冊 (別表・別図・様式)

平成28年7月

株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン

別表・別図・様式リスト

II (別表)

別表第1	原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報基準	1
別表第2	原子力災害対策特別措置法第15条第1項の原子力緊急事態宣言発令の基準	9
別表第3	原子力防災要員の職務と配置	12
別表第4	モニタリングポストが故障等による使用不能時の代替措置	13
別表第5	原子力防災資機材	14
別表第6	その他の防災資機材	15
別表第7	原子力災害対策活動で使用する資料	16
別表第8	緊急事態応急対策における原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与	17
別表第9	原子力災害事後対策における原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与	18
別表第10	他の原子力事業所で発生した原子力災害への原子力防災要員の派遣、 原子力防災資機材の貸与	19

III (別図)

別図第1	原子力防災組織の業務分掌	1
別図第2	原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報経路	2
別図第3	原子力災害対策特別措置法第10条第1項の通報後の連絡経路	4
別図第4	緊急事態発令後の社内の伝達経路	6
別図第5	事業所の緊急事態発令と事業所緊急事態対応要員の非常召集連絡経路	7
別図第6	事業所敷地周辺の放射線測定設備	8
別図第7	事業所敷地内の避難場所	9
別図第8	事業所敷地内の気象観測設備	10
別図第9	公表内容の伝達経路	11

IV (様式)

様式第1	原子力事業者防災業務計画作成(修正)届出書	1
様式第2	原子力防災要員現況届出書	2
様式第3	原子力防災管理者(副原子力防災管理者)選任・解任届出書	3
様式第4	放射線測定設備現況届出書	4
様式第5	原子力防災資機材現況届出書	5
様式第6	特定事象発生通報	6
様式第7	異常事態連絡様式	7
様式第8	特定事象発生通報(事業所外運搬)	1 1
様式第9	異常事態連絡様式(事業所外運搬)	1 2
様式第10	原子力災害対策特別措置法第15条第1項の基準に達したときの通報様式	1 4
様式第11	放射線測定設備性能検査申請書	1 5
様式第12	応急措置の概要報告	1 6
様式第13	応急措置の概要報告(事業所外運搬)	1 7
様式第14	防災訓練実施結果報告書	1 8

別表第1 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報基準（1／8）

略称	法令
<p>(1) 敷地境界放射線量上昇</p>	<p>原子力災害対策特別措置法施行令（以下「政令」という。）政令第4条第4項第1号 第1項に規定する基準以上の放射線量が第2項又は前項の定めるところにより検出されたこと。</p> <p>政令第4条第1項（第1項に規定する基準） 法律第10条第1項の政令で定める基準は、$5\ \mu\text{Sv/h}$の放射線量とする。</p> <p>政令第4条第2項（第2項の定めによるところ） 法律第10条第1項の規定による放射線量の検出は、法律第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備の一又は二以上について、それぞれ単位時間（2分以内のものに限る。）ごとのガンマ線の放射線量を測定し1時間当たりの数値に換算して得た数値が、前項の放射線量以上のものとなっているかどうかを点検することにより行うものとする。ただし、当該数値が落雷の時に検出された場合その他原子力規制委員会規則で定める場合は、当該数値は検出されなかったものとみなす。</p> <p>原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則（以下「通常事象等規則」という。）第3条の2（検出されなかったものとみなす場合） 政令第4条第2項の原子力規制委員会規則で定める場合は、原子力規制委員会が定める測定設備及び当該測定設備により検出された数値に異常が認められない場合（政令第4条第2項の1時間当たりの数値に換算して得た数値が、同条第1項の放射線量以上のものとなっている原因を直ちに原子力規制委員会に報告する場合に限る。）とする。</p> <p>注）通報事象等規則第3条の2の「原子力規制委員会が定める測定設備」とは、原子力規制委員会告示で定められる測定設備とする。</p> <p>政令第4条第3項（第3項の定めによるところ） 前項の定めによるところにより検出された放射線量が法律第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備のすべてについて第1項の放射線量を下回っている場合において、当該放射線測定設備の一又は二以上についての数値が$1\ \mu\text{Sv/h}$以上であるときは、法律第10条第1項の規定による放射線量の検出は、前項の規定にかかわらず、同項の定めるところにより検出された当該各放射線測定設備における放射線量と原子炉の運転等のための施設の周辺において原子力規制委員会規則で定めるところにより測定した中性子線の放射線量とを合計することにより行うものとする。</p> <p>通報事象等規則第4条（原子力規制委員会規則で定めるところ） 政令第4条第3項の規定による中性子線の測定は、中性子線（自然放射線によるものを除く。）が検出されないことが明らかとなるまでの間、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する省令第4条第1項の規定により備え付けることとされた中性子線測定用可搬式測定器によって、瞬間ごとの中性子線の放射線量を測定し、1時間当たりの数値に換算することにより行うものとする。</p>

別表第1 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報基準（2／8）

略称	法令			
<p>(2) 放射性物質 通常経路放 出</p>	<p>政令第4条第4項第2号 当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒，排水口その他これらに類する場所において，当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が第1項に規定する放射線量に相当するものとして原子力規制委員会規則で定める基準以上の放射性物質が原子力規制委員会規則で定めるところにより検出されたこと。</p> <p>第1項に規定する放射線量：5 μSv/h （1）参照。</p> <p>通報事象等規則第5条第1項（原子力規制委員会規則で定めるところ）：添付参照（別表第1、5／8及び6／8）。</p>			
<p>(3) 火災爆発等 による放射 性物質放出</p>	<p>政令第4条第4項第3号 当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域（その内部において業務に従事する者の被ばく放射線量の管理を行うべき区域として原子力規制委員会規則で定める区域をいう。）外の場所（前号に規定する場所を除く。）において，次に掲げる放射線量又は放射性物質が原子力規制委員会規則で定めるところにより検出されたこと。</p> <p>イ 50 μSv/h 以上の放射線量 ロ 当該場所におけるその放射能水準が5 μSv/h の放射線量に相当するものとして原子力規制委員会規則で定める基準以上の放射性物質</p> <p>通報事象等規則で定める基準第6条第1項（原子力規制委員会規則で定める区域） 政令第4条第4項第3号に規定する区域は，次の表の上覧に掲げる原子力事業者の区分に応じ，それぞれ同表下欄に掲げる区域とする。</p> <table border="1" data-bbox="397 1272 1386 1391" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">(抜粋)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">加工事業者</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">核燃料物質の加工の事業に関する規則第1条第2項第2号に規定する管理区域。</td> </tr> </table> <p>前号に規定する場所：当該原子力事業所における加工施設の運転等のための施設の排気筒，排水口その他これらに類する場所。 （2）参照。</p>	(抜粋)	加工事業者	核燃料物質の加工の事業に関する規則第1条第2項第2号に規定する管理区域。
(抜粋)				
加工事業者				
核燃料物質の加工の事業に関する規則第1条第2項第2号に規定する管理区域。				

別表第1 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報基準（3／8）

略称	法令
<p>(3) つづき</p>	<p>通報事象等規則第6条第3項（原子力規制委員会規則で定めるところ） 政令第4条第4項第3号の規定による放射線量又は放射性物質の検出は、次に定めるところによるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 放射線量については、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、政令第4条第4項第3号イの放射線量の水準を10分以上継続して検出すること 二 放射性物質については、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、前項の規定に基づく放射性物質の濃度の水準を検出すること <p>通報事象等規則第6条第4項 火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量又は放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、前項の検出により政令第4条第4項第3号イの放射線量の水準又は第2項の規定に基づく放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高い場合には、前項の規定にかかわらず、当該放射線量又は放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす</p> <p>通報事象等規則第6条第2項（原子力規制委員会規則で定める基準） 政令第4条第4項第3号ロの原子力規制委員会規則で定める基準は、空気中の放射性物質の濃度について、次に掲げる放射能水準とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、一種類である場合にあつては、放射性物質の種類に応じた空气中濃度限度に50を乗じて得た値 二 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、二種類以上の放射性物質がある場合にあつては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質についての前号の規定により得られた値に対する割合の和が一となるようなそれらの放射性物質の濃度 三 検出された放射性物質の種類が明らかでない場合にあつては、空气中濃度限度（当該空气中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。）のうち、最も低いものに50を乗じて得た値

別表第1 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報基準（4／8）

<p>(4) 事業所外運搬放射線量異常</p>	<p>政令第4条第4項第4号 事業所外運搬に使用する容器から1 m離れた場所において、100 μ Sv/h 以上の放射線量が原子力規制委員会規則・国土交通省令で定めるところにより検出されたこと。</p> <p>原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令（平成24年文部科学省 経済産業省 国土交通省令第2号。以下「通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令」という。）第2条第1項（原子力規制委員会規則で定めるところ） 政令第4条第4項第4号の規定による放射線量の検出は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に検出することとする。</p> <p>通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令第2条第2項 火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、前項の検出により政令第4条第4項第4号の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い場合には、前項の規定にかかわらず、当該放射線量の水準が検出されたものとみなす。</p>
<p>(5) 原子炉外臨界</p>	<p>通報事象等規則第7条第2号 原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の内部を除く。）において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他の臨界状態の発生の高蓋然性が高い状態にあること。</p>
<p>(6) 事業所外運搬事故</p>	<p>通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令第3条 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、事業所外運搬（核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示第3条並びに第5条第1項第1号（液体又は気体であって専用積載としない運搬する場合におけるものを除く。）及び第2項第1号、船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示第4条並びに第10条第1項第1号（液体又は気体であって専用積載としない運搬する場合におけるものを除く。）及び第2項第1号並びに航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示第4条並びに第7条第1項第1号（液体又は気体であって専用積載としない運搬する場合におけるものを除く。）及び第2項第1号に規定する核燃料物質等の運搬を除く。）に使用する容器から放射性物質が漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあることとする。</p>

別表第1 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報基準（5/8）

添付 通報事象等規則第5条第1項の規定に基づく水準

場合	基準	検出
一 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、1種類の放射性物質である場合	イ 濃度の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあつては、放射性物質の種類に応じた空气中濃度限度を排気筒その他これらに類する場所における1秒間当たりの放出風量で除して得た値に、当該放射性物質が放出される地点の特性に係る別表に基づく係数を乗じて得た値	イの値を10分間以上継続して検出すること。
	ロ 放射能の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあつては、放射性物質の種類に応じた空气中濃度限度に、当該放射性物質が放出される地点の特性に係る別表に基づく係数を乗じて得た値	ロの値を累積（原子炉の運転等のための施設の通常の運転状態における放射性物質の放出による累積を除く。）して検出すること。
	ハ 水中の放射性物質にあつては、放射性物質の種類に応じた水中濃度限度に50を乗じて得た値	ハの値を10分間以上継続して検出すること。
二 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、2種類以上の放射性物質がある場合	イ 濃度の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあつては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質の濃度についての前号イの規定により得られた値に対する割合の和が一となるようなそれらの放射性物質の濃度	イの値を10分間以上継続して検出すること。
	ロ 放射能の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあつては、それらの放射性物質の放射能のそれぞれその放射性物質の放射能についての前号ロの規定により得られた値に対する割合の和が一となるようなそれらの放射性物質の放射能の値	ロの値を累積（原子炉の運転等のための施設の通常の運転状態における放射性物質の放出による累積を除く。）して検出すること。
	ハ 水中の放射性物質にあつては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質の濃度についての前号ハの規定により得られた値に対する割合の和が一となるようなそれらの放射性物質の濃度	ハの値を10分間以上継続して検出すること。

別表第1 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報基準（6／8）

添付 通報事象等規則第5条第1項の規定に基づく水準

場合	基準	検出
三 検出された放射性物質の種類が明らかでない場合	イ 濃度の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあつては、空气中濃度限度（当該空气中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。）を排気筒その他これらに類する場所における1秒間当たりの放出風量で除して得た値のうち、最も低いものに、当該放射性物質が放出される地点の特性に係る別表に基づく係数を乗じて得た値	イの値を10分間以上継続して検出すること。
	ロ 放射能の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあつては、空气中濃度限度（当該空气中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。）のうち、最も低いものに、当該放射性物質が放出される地点の特性に係る別表に基づく係数を乗じて得た値	ロの値を累積（原子炉の運転等のための施設の通常の運転状態における放射性物質の放出による累積を除く。）して検出すること。
	ハ 水中の放射性物質にあつては、水中濃度限度（当該水中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。）のうち、最も低いものに50を乗じて得た値	ハの値を10分間以上継続して検出すること。

別表第1 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報基準 (7/8)

別表 (通報事象等規則第5条関係)

(1) 濃度の測定により管理すべき空気中の放射性物質に関する係数

単位 [m³/s]

		排気筒等の放射性物質の測定を行っている場所から敷地境界までの水平距離 (m)																	
		20未満	20以上 30未満	30以上 40未満	40以上 50未満	50以上 60未満	60以上 70未満	70以上 80未満	80以上 90未満	90以上 100未満	100以上 200未満	200以上 300未満	300以上 400未満	400以上 500未満	500以上 600未満	600以上 700未満	700以上 800未満	800以上 900未満	900以上 1000未満
放射性物質が放出される地点の地表からの高さ(注)(m)	1未満	1×10 ¹	5×10 ¹	1×10 ²	1×10 ²	1×10 ²	5×10 ²	5×10 ²	5×10 ²	1×10 ³	1×10 ³	5×10 ³	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	5×10 ⁴	5×10 ⁴	5×10 ⁴
	1以上 10未満	1×10 ²	1×10 ²	1×10 ²	1×10 ²	5×10 ²	5×10 ²	5×10 ²	1×10 ³	1×10 ³	1×10 ³	5×10 ³	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	5×10 ⁴	5×10 ⁴	5×10 ⁴
	10以上 20未満	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	5×10 ⁴	5×10 ⁴	5×10 ⁴	5×10 ⁴
	20以上 30未満	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵
	30以上 40未満	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵
	40以上 50未満	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵
	50以上 60未満	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	1×10 ⁶	1×10 ⁶
	60以上 70未満	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶
	70以上 80未満	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶
	80以上 90未満	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶
	90以上 100未満	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶
	100以上 110未満	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶
	110以上 120未満	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶
	120以上 130未満	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶
	130以上 140未満	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶
	140以上 150未満	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	5×10 ⁶
150以上	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	5×10 ⁶	5×10 ⁶	5×10 ⁶	

(注) 高さは、吹き上げ高さや建屋、地形の影響等を考慮した見かけの放出源高さを用いることができる。

別表第1 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報基準 (8/8)

別表 (通報事象等規則第5条関係)

(2) 放射能の測定により管理すべき空気中の放射性物質に関する係数

単位 [m³]

		排気筒等の放射性物質の測定を行っている場所から敷地境界までの水平距離 (m)																			
		20未満	20以上 30未満	30以上 40未満	40以上 50未満	50以上 60未満	60以上 70未満	70以上 80未満	80以上 90未満	90以上 100未満	100以上 200未満	200以上 300未満	300以上 400未満	400以上 500未満	500以上 600未満	600以上 700未満	700以上 800未満	800以上 900未満	900以上 1000未満	1000以上	
放射 性 物 質 が 放 出 さ れ る 地 点 の 地 表 か ら の 高 さ (注) (m)	1未満	5×10 ⁵	1×10 ⁶	5×10 ⁶	5×10 ⁶	1×10 ⁷	1×10 ⁷	1×10 ⁷	1×10 ⁷	1×10 ⁷	1×10 ⁷	1×10 ⁷	1×10 ⁸	1×10 ⁸	1×10 ⁸	5×10 ⁸	5×10 ⁸	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹
	1以上 10未満	5×10 ⁶	5×10 ⁶	1×10 ⁷	1×10 ⁷	1×10 ⁷	1×10 ⁷	1×10 ⁷	1×10 ⁷	1×10 ⁷	1×10 ⁷	1×10 ⁷	1×10 ⁸	1×10 ⁸	5×10 ⁸	5×10 ⁸	5×10 ⁸	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹
	10以上 20未満	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹
	20以上 30未満	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	5×10 ⁹	5×10 ⁹	5×10 ⁹	5×10 ⁹	5×10 ⁹	5×10 ⁹
	30以上 40未満	5×10 ⁹	5×10 ⁹	5×10 ⁹	5×10 ⁹	5×10 ⁹	5×10 ⁹	5×10 ⁹	5×10 ⁹	5×10 ⁹	5×10 ⁹	5×10 ⁹	5×10 ⁹	5×10 ⁹	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰
	40以上 50未満	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰
	50以上 60未満	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰
	60以上 70未満	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰
	70以上 80未満	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰
	80以上 90未満	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰
	90以上 100未満	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰
	100以上 110未満	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰
	110以上 120未満	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	1×10 ¹¹
	120以上 130未満	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹
	130以上 140未満	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹
	140以上 150未満	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹
	150以上	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹

(注) 高さは、吹き上げ高さや建屋、地形の影響等を考慮した見かけの放出源高さを用いることができる。

別表第2 原子力災害対策特別措置法第15条第1項の原子力緊急事態宣言発令の基準
(1/3)

略 称	法 令
<p>(1) 敷地境界 放射線量 上昇</p>	<p>法律第15条第1項第1号 法律第10条第1項前段の規定により内閣総理大臣及び原子力規制委員会が受けた通報に係る検出された放射線量又は政令で定める放射線測定設備及び測定方法により検出された放射線量が、異常な水準の放射線量の基準として政令で定めるもの以上である場合。</p> <p>政令第6条第1項（政令で定める放射線測定設備） 法律第15条第1項第1号の政令で定める放射線測定設備は、所在都道府県知事又は関係周辺都道府県知事がその都道府県の区域内に設置した放射線測定設備であって法律第11条第1項の放射線測定設備の性能に相当する性能を有するものとする。</p> <p>政令第6条第2項（政令で定める測定方法） 法律第15条第1項第1号の政令で定める測定方法は、単位時間（10分以内のものに限る。）ごとのガンマ線の放射線量を測定し、1時間当たりの数値に換算することにより行うこととする。ただし、当該数値が落雷の時に検出された場合は、当該数値は検出されなかったものとみなす。</p> <p>政令第6条第3項（政令で定める基準） 法律第15条第1項第1号の政令で定める基準は、次の各号に掲げる検出された放射線量の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める放射線量とする。 一 第4条第4項第1号に規定する検出された放射線量又は第1項の放射線測定設備及び前項の測定方法により検出された放射線量（これらの放射線量のいずれかが、二地点以上において又は10分間以上継続して検出された場合に限る。） 5 μ Sv/h 二 （以下、略）</p>
<p>(2) 放射性物質 通常経路 放出</p>	<p>政令第6条第4項第1号 第4条第4項第2号に規定する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合における放射能水準が前項第1号に定める放射線量に相当するものとして原子力規制委員会規則で定める基準以上の放射性物質が原子力規制委員会規則で定めるところにより検出されたこと。</p> <p>通報事象等規則第12条第1項（原子力規制委員会規則で定める基準及び主務省令で定めるところ） 政令第6条第4項第1号の原子力規制委員会規則で定める基準及び同号の規定による放射性物質の検出は、加工事業者、原子炉設置者、貯蔵事業者、廃棄事業者又は使用者にあっては、第5条の表の上覧に掲げる場合に応じ、基準についてはそれぞれ同表の中欄に掲げるものとし、検出についてはそれぞれ同表下欄に掲げるものとする。</p>

別表第2 原子力災害対策特別措置法第15条第1項の原子力緊急事態宣言発令の基準
(2/3)

略 称	法 令
<p>(3) 火災爆発等による放射性物質放出</p>	<p>政令第6条第3項 法律第15条第1項第1号の政令で定める基準は、次の各号に掲げる検出された放射線量の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める放射線量とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 第4条第4項第3号イに規定する検出された放射線量 5mSv/h</p> <p>三 (略)</p> <p>政令第6条第4項第2号 第4条第4項第3号に規定する場所において、当該場所におけるその放射能水準が500μSv/hの放射線量に相当するものとして原子力規制委員会規則で定める基準以上の放射性物質が原子力規制委員会規則で定めるところにより検出されたこと。</p> <p>通報事象等規則第13条（原子力規制委員会規則で定める基準及び原子力規制委員会規則で定めるところ） 政令第6条第4項第2号の原子力規制委員会規則で定める基準は、第6条第2項各号の場合に応じ、それぞれ当該各号の基準に100を乗じて得たものとする。</p> <p>2 政令第6条第4項第2号の規定による放射性物質の検出は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、前項の規定に基づく放射性物質の濃度の水準を検出することとする。</p> <p>3 火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、前項の検出により第1項に基づく放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高い場合には、前項の規定にかかわらず、当該放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす。</p>
<p>(4) 事業所外運搬放射線量上昇</p>	<p>政令第6条第3項 法律第15条第1項第1号の政令で定める基準は、次の各号に掲げる検出された放射線量の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める放射線量とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>三 第4条第4項第4号に規定する検出された放射線量 10mSv/h</p>
<p>(5) 原子炉外臨界</p>	<p>政令第6条第4項第3号 原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の本体内部を除く。）において、核燃料物質が臨界状態（原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。）にあること。</p>

別表第2 原子力災害対策特別措置法第15条第1項の原子力緊急事態宣言発令の基準
(3/3)

略 称	法 令
<p>(6) 事業所外 運搬事故</p>	<p>通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令第4条 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、放射性物質の種類（核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示別表第一、別表第二、別表第三、別表第四、別表第五又は別表第六の第一欄、船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示別表第一、別表第二、別表第三、別表第四、別表第五又は別表第六の第一欄及び航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示別表第二、別表第三、別表第四、別表第五、別表第六又は別表第七の第一欄に掲げるものに限る。）に応じ、それぞれ核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示別表第一の第三欄、別表第二の第三欄、別表第三の第三欄、別表第四の第二欄、別表第五の第二欄又は別表第六の第三欄、船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示別表第一の第三欄、別表第二の第三欄、別表第三の第三欄、別表第四の第二欄、別表第五の第二欄又は別表第六の第三欄及び航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示別表第二の第三欄、別表第三の第三欄、別表第四の第三欄、別表第五の第二欄、別表第六の第二欄又は別表第七の第三欄に掲げる値の放射性物質が事業所外運搬（核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第3条第2項、危険物船舶運送及び貯蔵規則第80条第2項及び航空法施行規則第194条第2項第2号イ(4)に規定する低比放射性物質又は表面汚染物の運搬を除く。）に使用する容器から漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあること。</p>

別表第3 原子力防災要員の職務と配置

原子力防災要員の職務	配置	原子力防災組織の人員
(1) 特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する情報の整理及び主務大臣、関係地方公共団体の長その他の関係者との連絡調整	事業所内	4名以上
(2) 原子力災害合同対策協議会における原子力緊急事態に関する情報の交換及び緊急事態応急対策についての相互の協力	事業所内	1名以上
	緊急時対応センター	1名以上
	オフサイトセンター	3名以上
(3) 特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する広報	事業所内	4名以上
(4) 原子力事業所内外の放射線量の測定その他の特定事象に関する状況の把握	事業所内	4名以上
(5) 原子力災害の発生又は拡大防止のための措置の実施	事業所内	4名以上
(6) 防災に関する施設又は設備の整備及び点検並びに応急の復旧	事業所内	4名以上
(7) 放射性物質による汚染の除去	事業所内	4名以上
(8) 被ばく者の救助その他の医療に関する措置の実施	事業所内	3名以上
(9) 原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な資機材の調達及び輸送	事業所内	3名以上
(10) 原子力事業所内の警備及び原子力事業所内における従業者等の避難誘導	事業所内	4名以上

別表第4 モニタリングポストが故障等による使用不能時の代替措置

1. 12時間以上測定不能状態が継続すると判断される場合には、可搬型放射線計測器等を用いて6回／日以上 の頻度にて当該箇所の放射線量を測定する。

別表第5 原子力防災資機材

分類	原子力防災資機材の種類		数量	保管場所	点検頻度、点検内容
放射線障害防護器具	汚染防護服		26着	7号館	1回/年、外観・員数
	呼吸用ボンベ付型防護マスク		4個	7号館	1回/年、外観・機能・員数
	フィルター付き防護マスク		26個	7号館	1回/年、外観・機能・員数
非常用通信機器	緊急時電話回線		1回線	第1事務棟	1回/年、外観・機能・員数
	ファクシミリ装置		1台	7号館	1回/年、外観・機能・員数
	携帯電話等		7台	通報事象等省令第2条第1項第4項から第10条までの業務ごとの代表要員	1回/年、外観・機能・員数
計測機器等	排気筒モニタリング設備その他の固定式測定器	排気用ダストモニタ	気体3台	第1加工棟2台 第2加工棟1台	1回/年、外観・機能・員数
		2πガスフローカウンタ	液体1台	第2加工棟1台	1回/年、外観・機能・員数
	ガンマ線測定用可搬式測定器		4台	7号館	1回/年、外観・機能・員数
	中性子線測定用可搬式測定器		2台	7号館	1回/年、外観・機能・員数
	空間放射線積算線量計		4個	7号館	1回/年、外観・機能・員数
	表面汚染密度測定用可搬式測定器		2台	7号館	1回/年、外観・機能・員数
	可搬式ダスト測定関連機器	サンプラ	4台	7号館	1回/年、外観・機能・員数
		測定器	1台	7号館	1回/年、外観・機能・員数
	可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器	サンプラ	2台	7号館	1回/年、外観・機能・員数
		測定器	1台	7号館	1回/年、外観・機能・員数
個人用外部被ばく線量測定器		39個	7号館	1回/年、外観・機能・員数	
その他資機材	ヨウ化カリウムの製剤		390錠	7号館	1回/年、外観・員数
	担架		1台	7号館	1回/年、外観・機能・員数
	除染用具		1式	7号館	1回/年、外観・員数
	被ばく者の輸送のために使用可能な車両		1台	敷地内車庫	1回/年、外観・機能・員数
	屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備		1式	屋外消火栓 敷地内 動力消防ポンプ 敷地内 車庫	1回/年、外観・機能・員数

別表第6 その他の防災資機材

資機材の種類		数量	保管場所	点検頻度、点検内容
通信関係	社内放送設備	1式	7号館	1回/年、外観・機能・員数
	緊急招集装置	1式	第1事務棟	1回/年、外観・機能・員数
	業務用無線設備	1式	第1事務棟	1回/年、外観・機能・員数
	可搬型衛星電話	1台	第1事務棟	1回/年、外観・機能・員数
		1台	第2加工棟	1回/年、外観・機能・員数
		2台	7号館	1回/年、外観・機能・員数
	PHS	防災本部 要員数	防災本部要員 (各人所持)	—
発電機	可搬型発電機	4台	第1事務棟	1回/年、外観・機能・員数

別表第7 原子力災害対策活動で使用する資料

	資 料 名	当 事 業 所	内閣総理大	OFC事業者	ERC事業者
		防災本部	臣へ提出	ブース	ブース
組織及び体制に関する資料	原子力事業者防災業務計画	○	○	○	○
	加工施設保安規定	○	○	○	○
	放射線障害予防規程	○	—	—	—
	消防計画	○	—	—	—
	緊急措置要領	○	—	—	—
	緊急連絡手順	○	—	—	—
	防護隊規程	○	—	—	—
	緊急時対策組織表	○	—	—	—
	緊急連絡体制表	○	—	—	—
	非常時広報活動マニュアル	○	—	—	—
放射能影響推定に関する資料	加工事業許可申請書	○	○	○	○
	事業所敷地内建屋配置図	○	○	○	○
	事業所の気象資料（風向，風速の情報）	○	—	—	—
	環境放射線測定データ	○	—	—	—
	加工施設等主要系統図	○	—	—	—
	加工施設等設備・機器配置図	○	—	—	—
	横須賀市街図・周辺施設	○	—	○	○
	周辺地域人口分布	○	—	○	○

(注) OFC ; オフサイトセンター
ERC : 原子力規制庁緊急時対応センター

別表第8 緊急事態応急対策における原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与

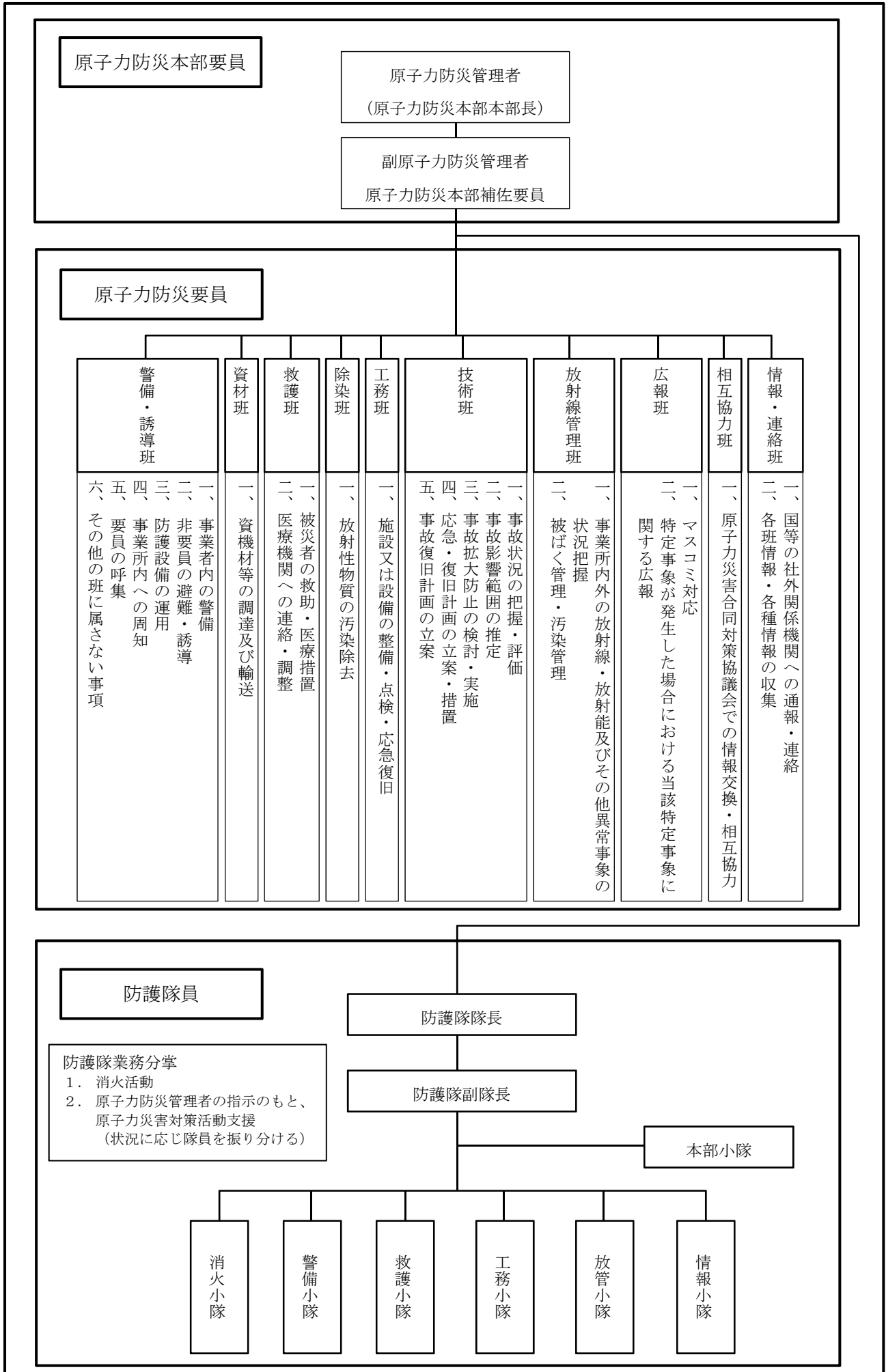
派遣 人員	原子力防災組織	人員	実施する主な業務		
	原子力防災要員	3名	① 事業所とオフサイトセンターとの情報交換に関する事項 ② オフサイトセンターにおける業務に関する事項 ③ 環境放射線モニタリング、汚染検査及び汚染除去に関する事項		
原子力 防災 資機材 及び 資料等 の貸与	名 称		数量	備 考	
	①ガンマ線測定用サーベイメータ		1台		
	②アルファ線サーベイメータ		2台		
	③ポケット線量計		5個		
	④加工施設等主要系統図		一式	必要な資料のみ	
	⑤加工施設等設備・機器配置図		一式	必要な資料のみ	
	⑥設備関係資料		一式	必要な資料のみ	

別表第9 原子力災害事後対策における原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与

派遣 人員	原子力防災組織	人員	実施する主な業務		
	原子力防災要員	3名	① 事業所とオフサイトセンターとの情報交換に関する事項 ② オフサイトセンターにおける業務に関する事項 ③ 環境放射線モニタリング、汚染検査及び汚染除去に関する事項		
原子力 防災 資機材 及び 資料等 の貸与	名 称		数量	備 考	
	①ガンマ線測定用サーベイメータ		1台		
	②アルファ線サーベイメータ		2台		
	③ポケット線量計		5個		

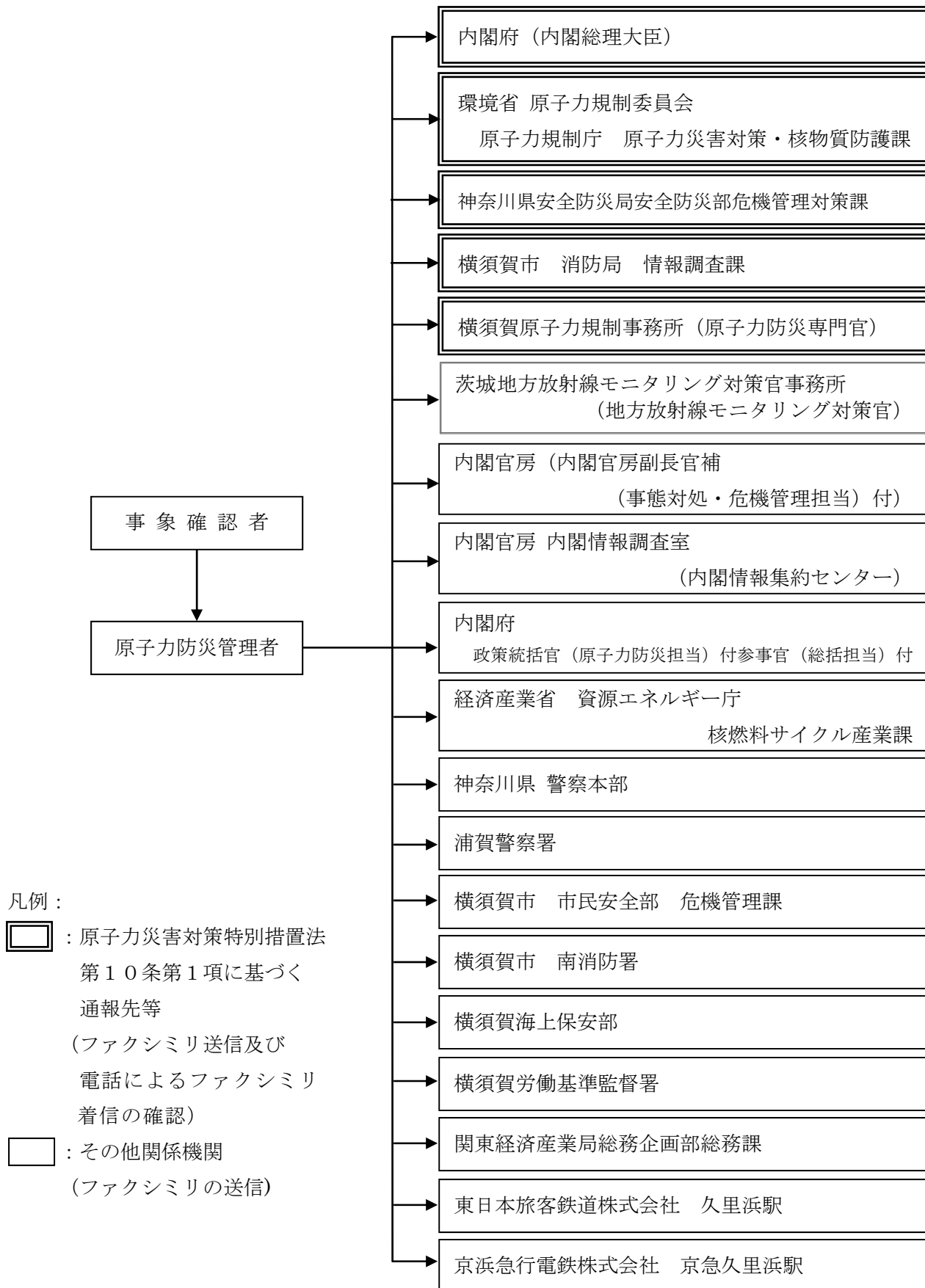
別表第10 他の原子力事業所で発生した原子力災害への原子力防災要員の派遣、
原子力防災資機材の貸与

派遣 人員	原子力防災組織	人員	実施する主な業務	
	原子力防災要員	4名	① 環境放射線モニタリング、汚染検査及び汚染除去に関する事項	
原子力防災資機材及び資料等の貸与	名 称		数量	備 考
	①ガンマ線測定用サーベイメータ		1台	
	②アルファ線サーベイメータ		2台	
	③ポケット線量計		5個	



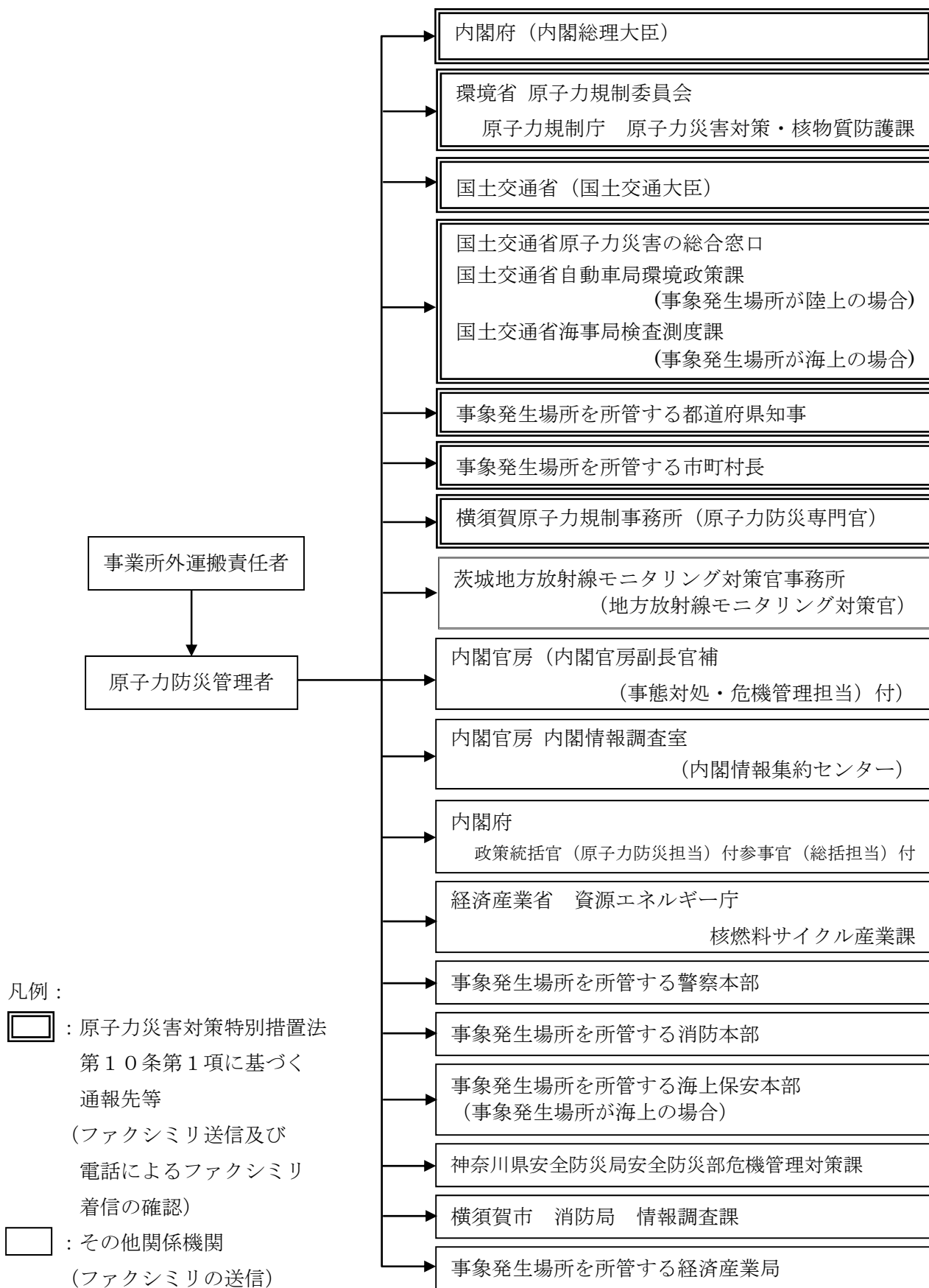
別図第2 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報経路 (1/2)

(1) 事業所内での事象発生時の通報経路



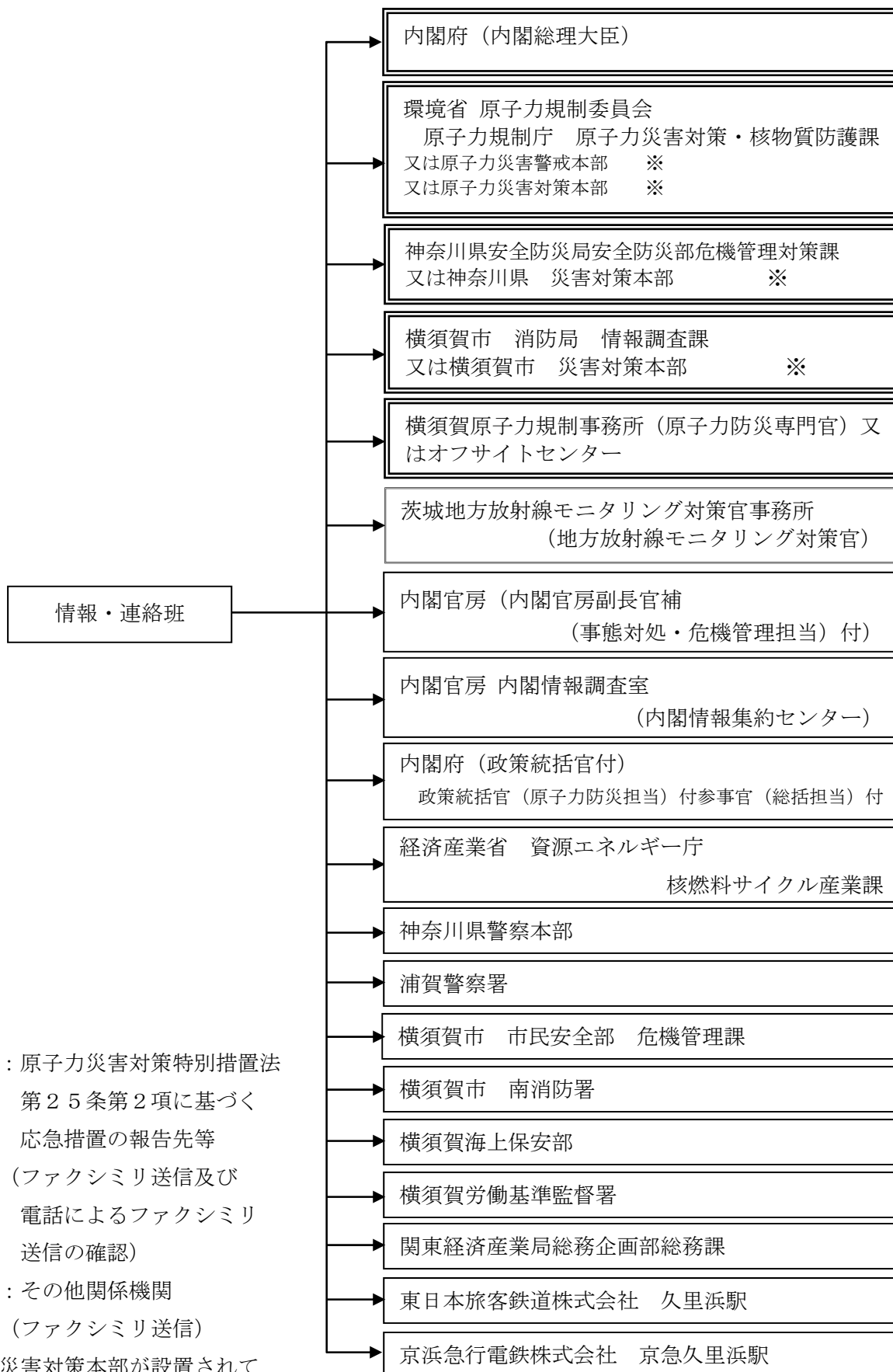
別図第2 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報経路 (2/2)

(2) 事業所外運搬での事象発生時の通報経路



別図第3 原子力災害対策特別措置法第10条第1項の通報後の連絡経路（1/2）

(1) 事業所内での事象発生時の連絡経路



凡例：

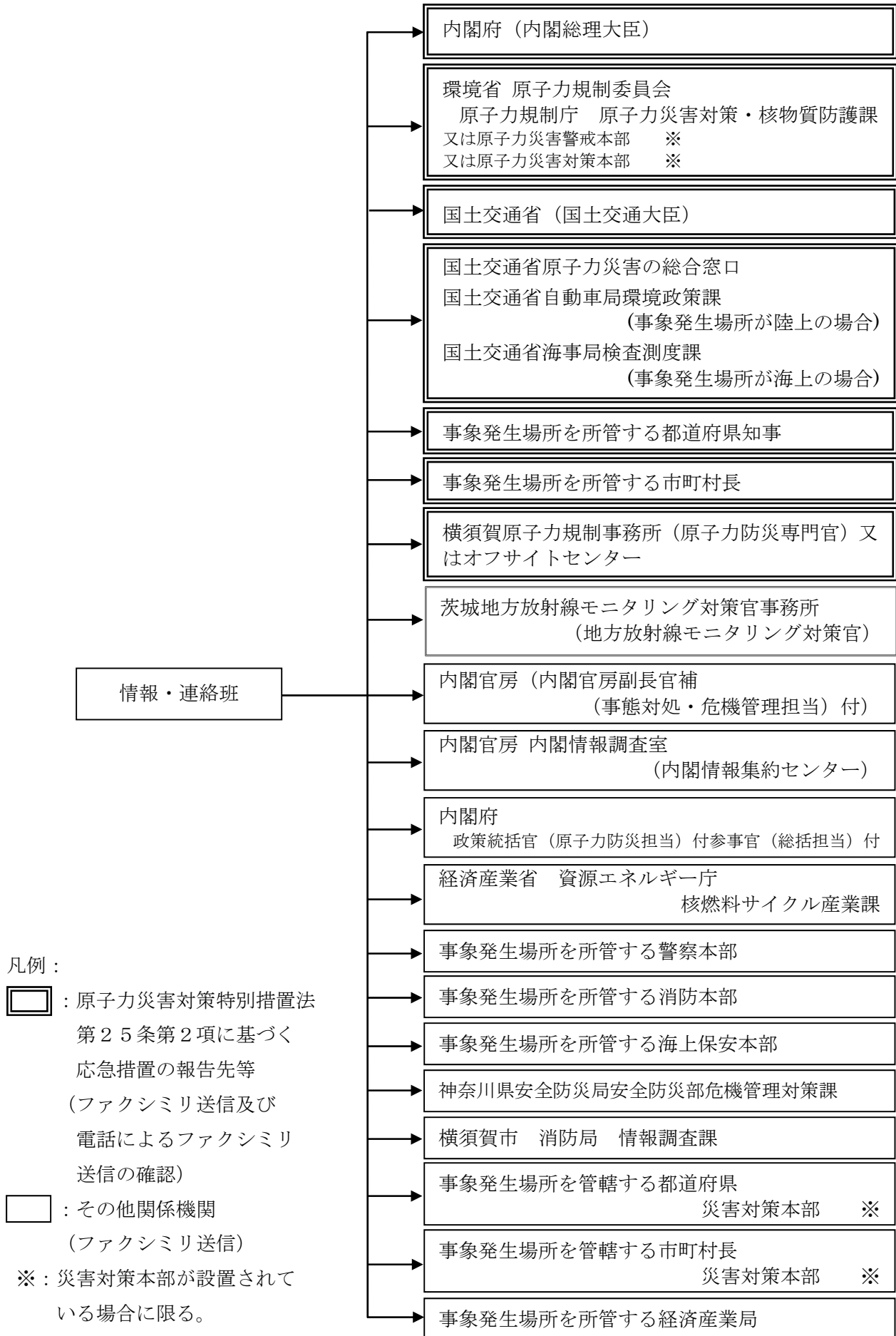
☐：原子力災害対策特別措置法
第25条第2項に基づく
応急措置の報告先等
（ファクシミリ送信及び
電話によるファクシミリ
送信の確認）

□：その他関係機関
（ファクシミリ送信）

※：災害対策本部が設置されて
いる場合に限る。

別図第3 原子力災害対策特別措置法第10条第1項の通報後の連絡経路（2/2）

（2）事業所外運搬での事象発生時の連絡経路



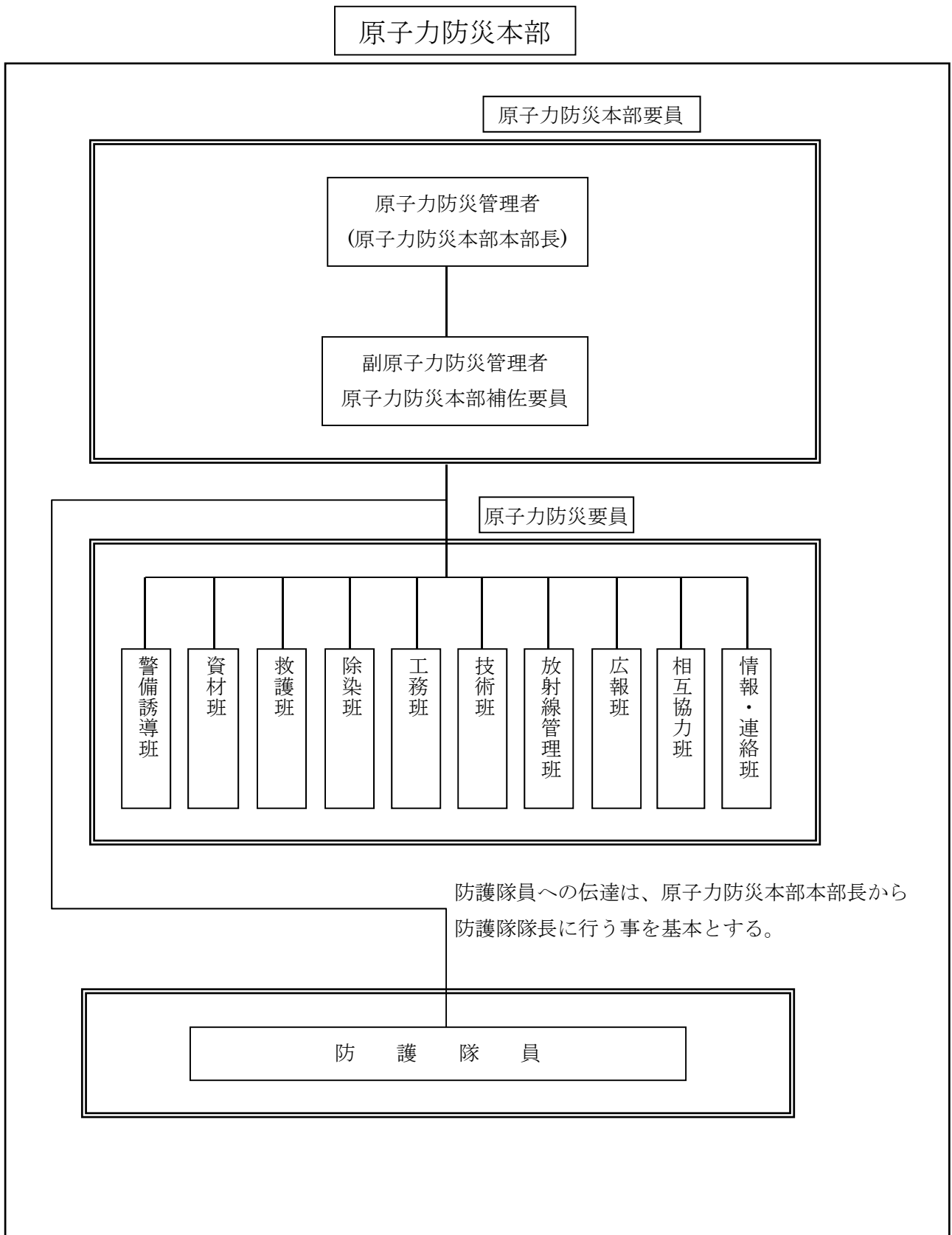
凡例：

☐：原子力災害対策特別措置法
第25条第2項に基づく
応急措置の報告先等
（ファクシミリ送信及び
電話によるファクシミリ
送信の確認）

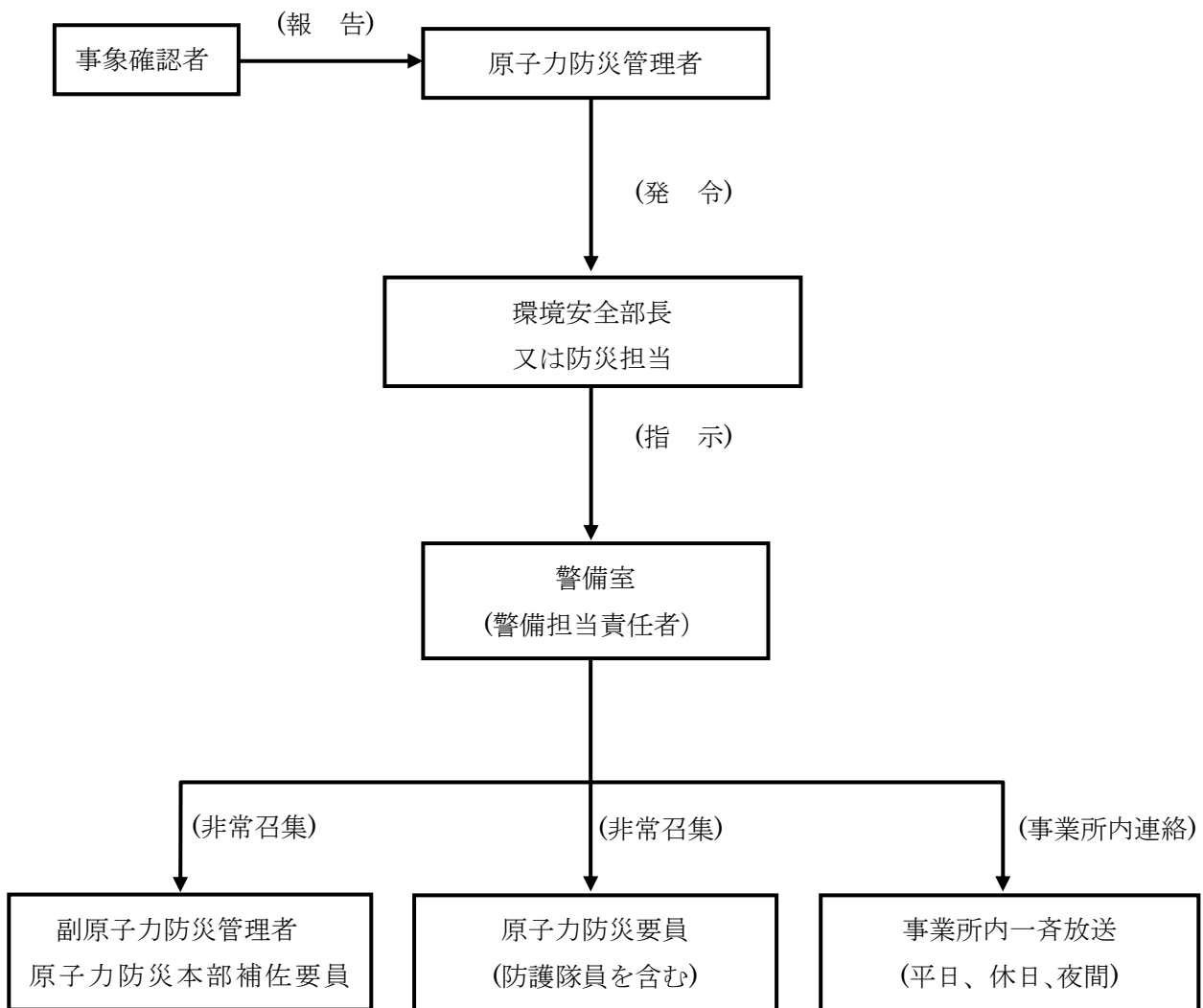
□：その他関係機関
（ファクシミリ送信）

※：災害対策本部が設置されて
いる場合に限る。

別図第4 緊急事態発令後の社内の伝達経路

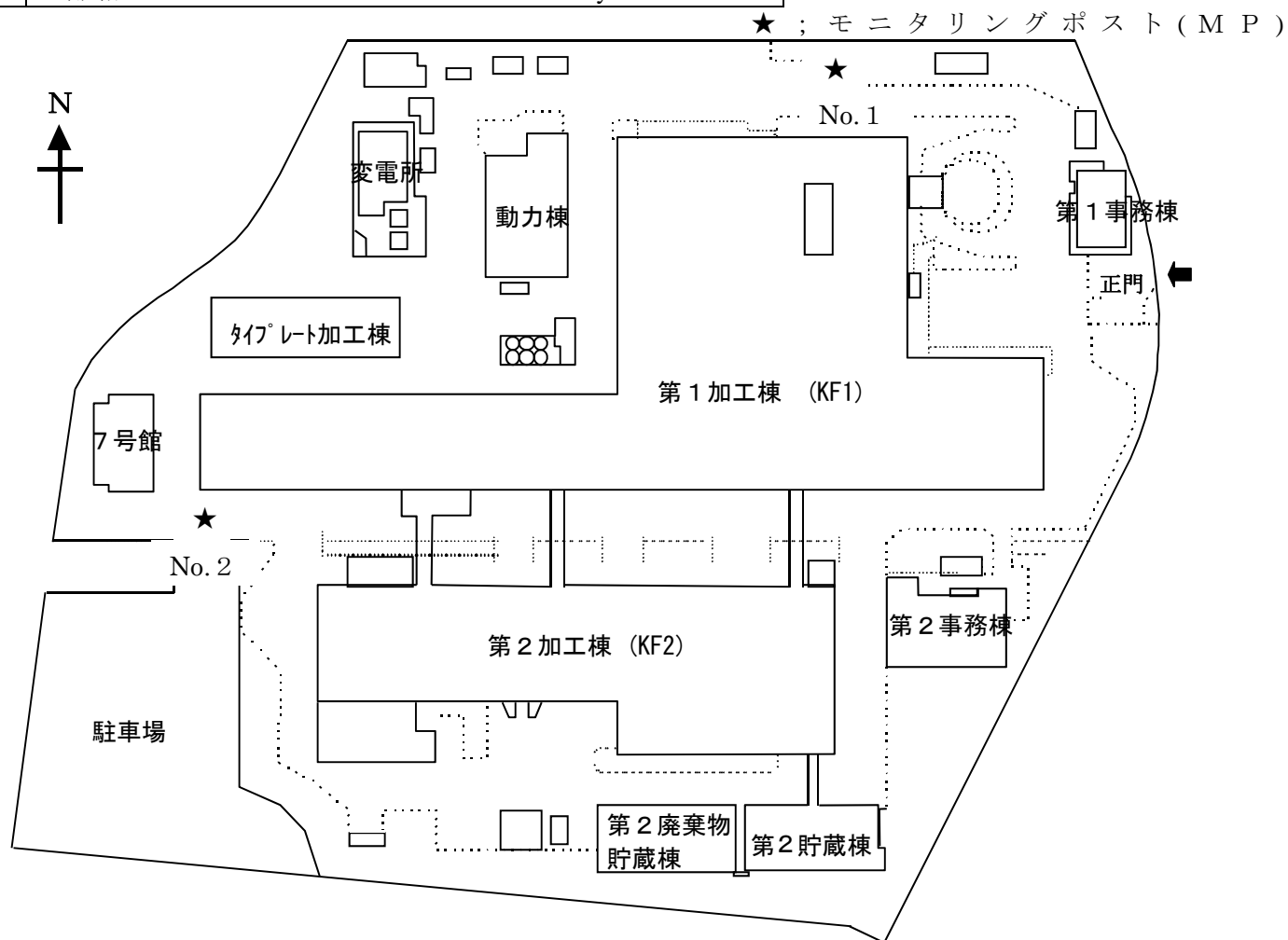


別図第5 事業所の緊急事態発令と事業所緊急事態対策要員の非常召集連絡経路

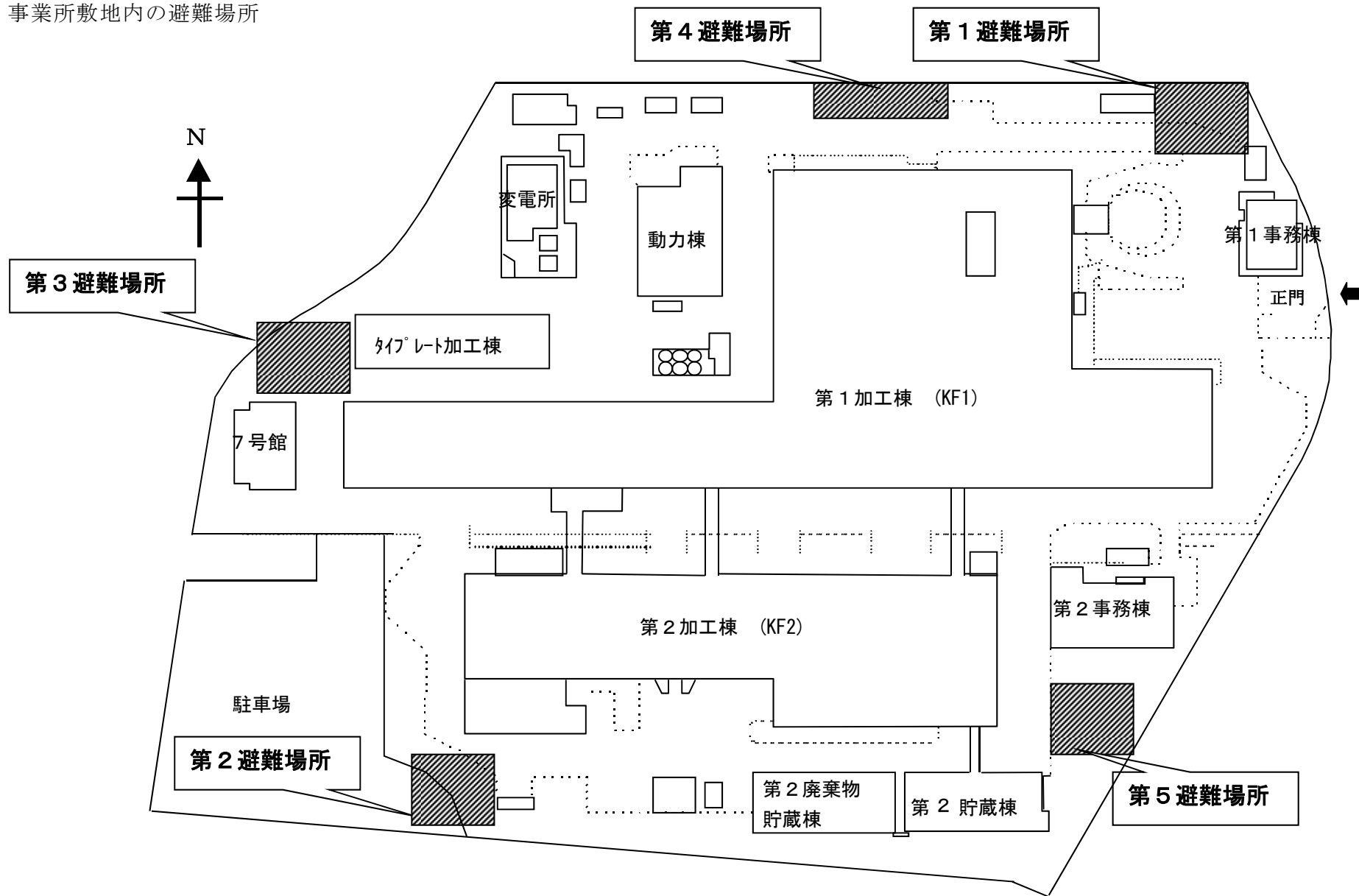


別図第6 事業所敷地周辺の放射線測定設備

名称	測定対象	測定器種類、測定レンジ
モニタリングポスト No.1	空気吸収線量率	NaI(Tl)シンチレーション 10 ¹ ～10 ⁴ nGy/h 電離箱 10 ¹ ～10 ⁸ nGy/h
モニタリングポスト No.2	空気吸収線量率	NaI(Tl)シンチレーション 10 ¹ ～10 ⁴ nGy/h 電離箱 10 ¹ ～10 ⁸ nGy/h

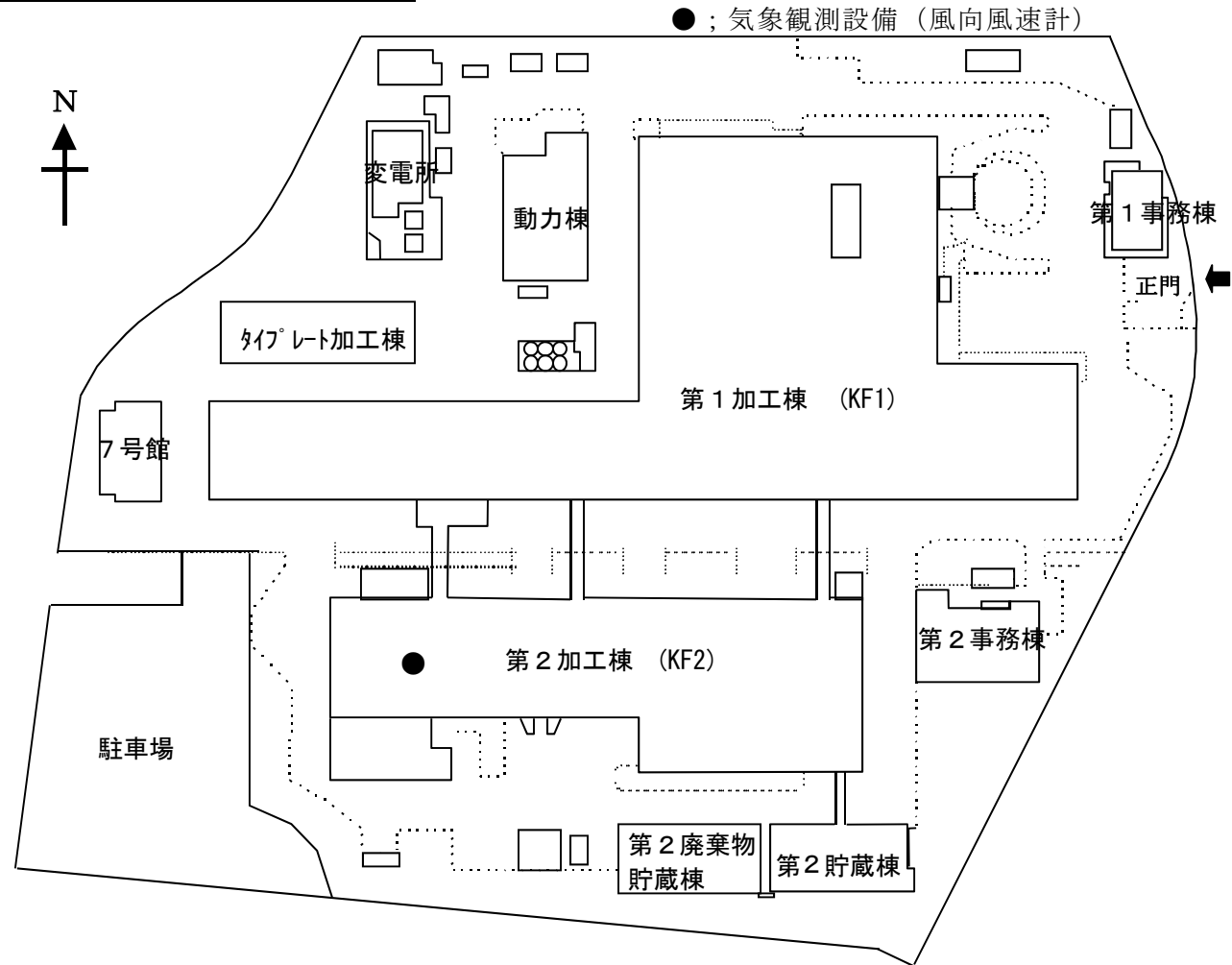


別図第7 事業所敷地内の避難場所

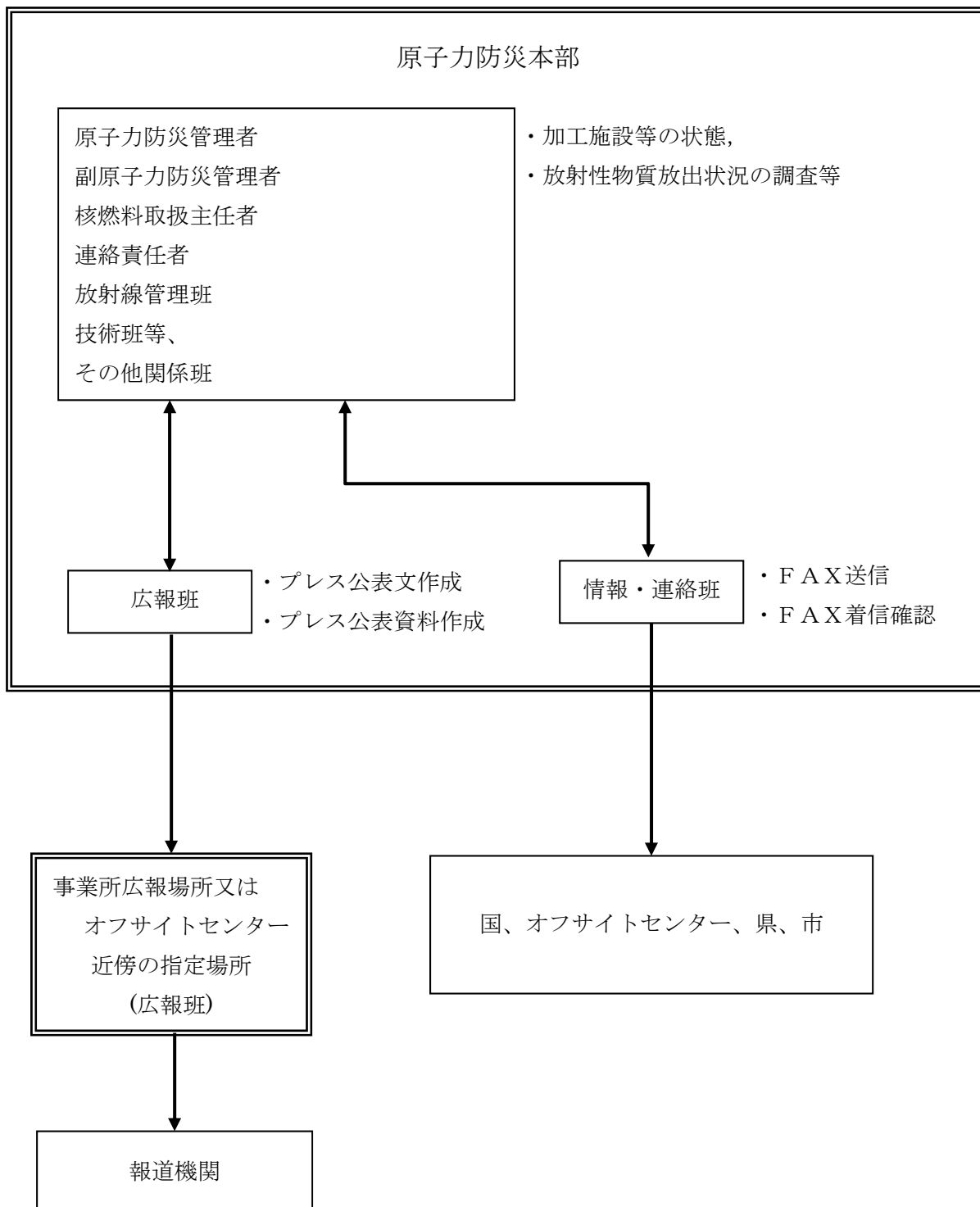


別図第8 事業所敷地内の気象観測設備

名称	数量	設置場所	点検内容	点検頻度
風向風速計 (地上高：約25m)	1式	第2加工棟屋上	外観・機能	1回/年



別図第9 公表内容の伝達経路



原子力事業者防災業務計画作成（修正）届出書

年 月 日	
内閣総理大臣、原子力規制委員会 殿	
届出者	
住所 神奈川県横須賀市内川 2 丁目 3 番 1 号	
氏名 株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン 印 （法人にあつてはその名称及び代表者の氏名） （担当者 所属 電話 ）	
別添のとおり、原子力事業者防災業務計画作成（修正）したので、原子力災害対策特別措置法第 7 条第 3 項の規定に基づき届け出ます。	
原子力事業所の名称及び場所	株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン 神奈川県横須賀市内川 2 丁目 3 番 1 号
当該事業所に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき受けた指定、許可又は承認の種別とその年月日	年 月 日
原子力事業者防災業務計画作成（修正）年月日	年 月 日
協議した都道府県知事及び市町村長	
予定される要旨の公表の方法	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。
- 2 協議が整っていない場合には、「協議した都道府県知事及び市町村長」の欄にその旨を記載するものとする。
- 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

原子力防災要員現況届出書

年 月 日		
原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿 届出者 住所 神奈川県横須賀市内川 2 丁目 3 番 1 号 氏名 株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン 印 (法人にあつてはその名称及び代表者の氏名) (担当者 所属 電話)		
原子力防災組織の原子力防災要員の現況について、原子力災害対策特別措置法第 8 条第 4 項の規定に基づき届け出ます。		
原子力事業所の名称及び場所	株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン 神奈川県横須賀市内川 2 丁目 3 番 1 号	
業 務 の 種 別	防災要員の職制	その他の防災要員
情報の整理、関係者との連絡調整		名
原子力災害合同対策協議会における情報の交換等		名
広 報		名
放射線量の測定その他の状況の把握		名
原子力災害の発生又は拡大の防止		名
施設設備の整備・点検、応急の復旧		名
放射性物質による汚染の除去		名
医療に関する措置		名
原子力災害に関する資機材の調達及び輸送		名
原子力事業所内の警備等		名

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

原子力防災管理者（副原子力防災管理者）選任・解任届出書

年 月 日		
原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿		
届出者		
住所 神奈川県横須賀市内川 2 丁目 3 番 1 号		
氏名 株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン 印 (法人にあってはその名称及び代表者の氏名) (担当者 所属 電話)		
原子力防災管理者（副原子力防災管理者）を選任・解任したので、原子力 災害対策特別措置法第 9 条第 5 項の規定に基づき届け出ます。		
原子力事業所の名称及 び場所	株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン 神奈川県横須賀市内川 2 丁目 3 番 2 号	
区 分	選 任	解 任
正	氏 名	
	選任・解任年月日	
	職 務 上 の 地 位	
副	氏 名	
	選任・解任年月日	
	職 務 上 の 地 位	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。
- 2 複数の副原子力防災管理者を選任した場合にあっては、必要に応じて欄を追加するものとする。
- 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

放射線測定設備現況届出書

年 月 日 内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿		
届出者 住所 神奈川県横須賀市内川 2 丁目 3 番 1 号 氏名 株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン 印 (法人にあつてはその名称及び代表者の氏名) (担当者 所属 電話)		
放射線測定設備の現況について、原子力災害対策特別措置法第 11 条第 3 項の規定に基づき届け出ます。		
原子力事業所の名称及び場所	株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン 神奈川県横須賀市内川 2 丁目 3 番 1 号	
原子力事業所内の放射線測定設備	設置数	式
	設置場所	
原子力事業所外の放射線測定設備	設置者	-----
	設置場所	-----
	検出される数値の把握方法	-----

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

2 「原子力事業所外の放射線測定設備」の欄は、通報事象等規則第 8 条第 1 号ただし書きの規定により代えることとした放射線測定設備を記載するものとする。

3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

原子力防災資機材現況届出書

年 月 日			
内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿			
届出者			
住所 神奈川県横須賀市内川 2 丁目 3 番 1 号			
氏名 株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン 印 (法人にあってはその名称及び代表者の氏名) (担当者 所属 電話)			
原子力防災資機材の現況について、原子力災害対策特別措置法第 11 条第 3 項の規定に基づき届け出ます。			
原子力事業所の名称及び場所	株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン 神奈川県横須賀市内川 2 丁目 3 番 1 号		
放射線障害防護用器具	汚染防護服	組	
	呼吸用ボンベ付一体型防護マスク	個	
	フィルター付き防護マスク	個	
非常用通信機器	緊急時電話回線	回線	
	ファクシミリ	台	
	携帯電話等	台	
計測器等	排気筒モニタリング設備	台	
	その他の固定式測定器	台	
	ガンマ線測定用サーベイメータ	台	
	中性子線測定用サーベイメータ	台	
	空間放射線積算線量計	個	
	表面汚染密度測定用サーベイメータ	台	
	可搬式ダスト測定関連機器	サンブラ	台
		測定器	台
	可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器	サンブラ	台
		測定器	台
個人用外部被ばく線量測定器		台	
その他	エリアモニタリング設備	台	
	モニタリングカー	台	
その他資機材	ヨウ素剤	錠	
	担架	台	
	除染用具	式	
	被ばく者の輸送のために使用可能な車両	台	
	屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備	式	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。
- 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。
- 3 「排気筒モニタリング設備その他の固定式測定器」の後の空欄には、設備の種類を記載すること。

特定事象発生通報

_____年_____月_____日							
内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿							
<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;"> 第 10 条 通 報 </div>	通報者名 _____						
	連絡先 _____						
特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第10条第1項の規定に基づき通報します。							
原子力事業所の名称 及び場所	株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン 神奈川県横須賀市内川2丁目3番1号						
特定事象の発生箇所	_____						
特定事象の発生時刻	平成 _____年 _____月 _____日 _____時 _____分 (24時間表示)						
発生した特定事象の概要	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;"> 特定事象の種類 </td> <td style="padding: 5px;"> _____ </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"> 想定される原因 </td> <td style="padding: 5px;"> _____ </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"> 検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備等の状態等 </td> <td style="padding: 5px;"> _____ </td> </tr> </table>	特定事象の種類	_____	想定される原因	_____	検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備等の状態等	_____
特定事象の種類	_____						
想定される原因	_____						
検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備等の状態等	_____						
その他特定事象の把握に参考となる情報	_____						

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

【別紙1：施設の運転に関するパラメータ】

1. 事故時の運転状況

事故発生時の工程	_____ 工程 _____ 設備
放射性物質の放出状況 排気筒放出口	<input type="checkbox"/> 放出、 <input type="checkbox"/> 停止
放射性物質の放出状況 排出口以外	放出場所名：_____ (地上高 _____ m) <input type="checkbox"/> 放出、 <input type="checkbox"/> 停止

2. 施設の状況

項 目	確認時刻 (日 時 分)
その他の状況 ・ 臨界 ・ 火災 ・ 爆発 ・ 漏えい	
特 記 事 項	

※上記項目については、情報が得られたものから記入し、迅速に連絡する。

【別紙2-1：放射性物質及び放射線に関するデータ】

1. 放射性物質の状況

項目	評価時刻 (日 時 分)
評価時刻での放出量 (放出率) 希ガス (Bq/h) ヨウ素 (Bq/h) 全 α (Bq/h) 全 β (Bq/h) 総 量 (Bq/h)	
評価時刻での放出量 (濃度) 希ガス (Bq/cm ³) ヨウ素 (Bq/cm ³) 全 α (Bq/cm ³) 全 β (Bq/cm ³) 総 量 (Bq/cm ³)	
評価時刻までの放出量 希ガス (Bq) ヨウ素 (Bq) 全 α (Bq) 全 β (Bq) 総 量 (Bq) 放出継続時間 (h) 放出開始時刻	
評価時刻以後の放出 (予測) 希ガス (Bq) ヨウ素 (Bq) 総 量 (Bq) 放出継続推定時間 (h)	

2. 予測線量

種 類	評価時刻 (日 時 分)			
	日 時 分	日 時 分	日 時 分	日 時 分
全身の外部被ばくによる予測線量の最大値	方位 km mSv	方位 km mSv	方位 km mSv	方位 km mSv
甲状腺の予測線量の最大値	方位 km mSv	方位 km mSv	方位 km mSv	方位 km mSv

(施設側での計算値)

※上記項目については、情報が得られたものから記入し、迅速に連絡することとする。

※データについては、およその値 (推定値を含む) を記載することも可とする。

【別紙2-2：放射性物質及び放射線に関するデータ】

3. 放射線モニタリングの状況

注1) 必要な情報を順次追加記入し、空欄がなくなった場合には新しい用紙に記入するものとする。

注2) 場所がわかる資料も送付することとする。

項目	評価時刻	
排気筒モニタ	時 分	排気筒名： : cps
排気筒以外の放出場所	時 分	場所名： : cps
・	・	・
・	・	・

固定式モニタリング設備地点					
γ線空間線量率	設備地点名				
	時 分	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	…
	時 分	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	…
	時 分	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	…
	・				
	・				

可動地点					
γ線空間線量率	設備地点名				
	時 分	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	…
	時 分	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	…
	時 分	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	…
	・				
	・				
中性子線空間線量率	設備地点名				
	時 分	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	…
	時 分	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	…
	時 分	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	…
	・				
	・				
ヨウ素濃度	設備地点名				
	時 分				
	時 分				
	時 分				
	・				
	・				
その他の測定項目		設備地点名			
項目		時 分			
		時 分			
		時 分			
		・			
		・			
		・			

※上記項目については、情報が得られたものから記入し、迅速に連絡することとする。

※データについては、およその値（推定値を含む）を記載することも可とする。

特定事象発生通報

(事業所外運搬)

_____年_____月_____日		
内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、_____都道府県知事、_____市町村長 殿		
<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px 5px;">第 10 条 通 報</div>	通報者名 _____	
	連絡先 _____	
特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項の規定に基づき通報します。		
原子力事業所の名称 及び場所	株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン 神奈川県横須賀市内川 2 丁目 3 番 1 号	
特定事象の発生箇所		
特定事象の発生時刻	平成 _____年_____月_____日 _____時_____分 (24 時間表示)	
発生 した 特定 事象 の 概要	特定事象の種類	
	想定される原因	
	検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備等の状態等	
その他特定事象の把握に参考となる情報		

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

※各項目について、情報が得られたものから記入し、迅速に連絡することとする。

平成____年____月____日 (第____報)	
内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、____都道府県知事、____市町村長 殿	
通報者名 (原子力防災管理者) _____ 連絡先 _____	
特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第10条第1項の規定に基づき通報します。	
原子力事業所の場所及び名称	名称：株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン (事業区分：____) 場所：神奈川県横須賀市内川 2-3-1
特定事象の発生箇所	
特定事象の発生時刻	平成 ____年 ____月 ____日 ____時 ____分 (24時間表示)
発生した特定事象の概要	特定事象の種類 _____ 原子力緊急事態に該当 (<input type="checkbox"/> する, <input type="checkbox"/> しない)
	想定される原因 <input type="checkbox"/> 特定 _____ <input type="checkbox"/> 調査中
	検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備等の状態等 別紙を参照
その他特定事象の把握に参考となる情報	被ばく者の状況及び汚染拡大の有無 (確認時刻 時 分) 被ばく者の状況 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有：被ばく者____名 要救助者____名 汚染拡大の有無 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有：
	気象情報 (確認時刻 時 分)
	周辺環境への影響 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有：
	応急措置

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

【別紙 1 : 輸送容器に関するパラメータ】

1. 輸送容器の状況

項目	確認時刻 (日 時 分)
・火災 ・爆発 ・漏えい	
特記事項	

2. 放射性物質又は放射線の放出状況

項 目	確認時刻 (日 時 分)
放射性物質	
放射線	

※上記項目については、情報が得られたものから記入し、迅速に連絡する。

内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿

第15条 通 報

原子力災害対策特別措置法第15条に規定する異常な水準の放射線量の検出又は、原子力緊急事態の発生を示す事象が発生しましたので、以下の通り通報します。

発 信 日 時	平成 年 月 日 時 分	送 信 者	
受 信 日 時	平成 年 月 日 時 分	受 信 者	

1. 事 故 件 名：株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン _____ について
2. 事故発生場所：株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン
3. 事故発生日時：平成__年__月__日__時__分
4. 事 故 の 種 類：敷地境界放射線量上昇・放射性物質通常経路放出・
火災爆発等による放射性物質放出・事業所外運搬放射線量上昇・
原子炉外臨界・事業所外運搬事故
5. モニタリングポスト指示値及び気象状況等

	モニタリングポスト指示値	中性子線量	空間線量当量率
敷地周辺の空間線量率	MP1 Gy/h	Sv/h	Sv/h
	MP2 Gy/h	Sv/h	Sv/h

気象状態	風向(排気筒高さ)	
	風向	
	風速(排気筒高さ)	
	風速	
	大気安定度	

6. プラント状況等： _____

7. その他の事項： _____

(用紙サイズ：A4)

放射線測定設備性能検査申請書

<p>原子力規制委員会 殿</p> <p style="text-align: center;">申請者</p> <p style="text-align: center;">住 所 神奈川県横須賀市内川 2 丁目 3 番 1 号</p> <p style="text-align: center;">氏 名 株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン 印</p> <p style="text-align: center;">代表取締役社長 印 (担当者 所属 電話)</p> <p style="text-align: center;">放射線測定設備を設置いたしましたので、原子力災害対策特別措置法第 1 1 条第 5 項の規定に基づき申請します。</p>	<p>平成 年 月 日</p>	
<p>事業所の名称及び 設置場所</p>	<p>株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン 神奈川県横須賀市内川 2 丁目 3 番 1 号</p>	
<p>検査を受ける放射線測定設備の数及び概要</p>	<p>設置の数</p>	
	<p>種 類</p>	
	<p>測定対象</p>	
	<p>計測範囲</p>	
	<p>警報設定点</p>	
	<p>設置位置</p>	

応急措置の概要報告

平成__年__月__日 (第__報)

内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿

第25条通報

通報者名 (原子力防災管理者) _____

連絡先 _____

特定事象の応急措置の概要について、以下のとおり報告します。

原子力事業所の場所 及び名称	名称： 株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン (事業区分：加工) 場所： 神奈川県横須賀市内川 2-3-1
特定事象の発生箇所	
特定事象の発生時刻	平成 年 月 日 時 分 (24時間表示)
特定事象の種類	
応急措置概要	

応急措置の概要報告

(事業所外運搬)

平成__年__月__日 (第__報)	
内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、__都道府県知事、__市町村長 殿	
<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">第25条通報</div>	通報者名 (原子力防災管理者) _____
連絡先 _____	
特定事象の応急措置の概要について、以下のとおり報告します。	
原子力事業所の場所 及び名称	名称： 株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン (事業区分：加工) 場所： 神奈川県横須賀市内川 2-3-1
特定事象の発生箇所	
特定事象の発生時刻	平成 年 月 日 時 分 (24時間表示)
特定事象の種類	
応急措置概要	

防災訓練実施結果報告書

	年 月 日
原子力規制委員会 殿	
報告者 住所 _____ 氏名 _____ 印 (法人にあってはその名称及び代表者の氏名) (担当者 所属 電話)	
防災訓練の実施結果について、原子力災害対策特別措置法第 1 3 条の 2 第 1 項の規定に基づき報告します。	
原子力事業所の場所及び名称	名称： 株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン (事業区分：加工) 場所： 神奈川県横須賀市内川 2-3-1
防災訓練実施年月日	年 月 日
防災訓練のために想定した原子力災害の概要	
防災訓練の項目	
防災訓練の内容	
防災訓練の結果の概要	
今後の原子力災害対策に向けた改善点	

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。